

平成25年第4回（12月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（12月11日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議案第45号の上程、説明、質疑、委員会付託	8
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○散 会	42

第 2 号（12月18日）

○開 議	45
○諸般の報告	45
○一般質問	45
小  藪  侃一郎 君	45
野  口  直 次 君	56
藪  田  靖 邦 君	63
中  澤  莊 也 君	72
鈴  木  多津枝 君	87
○議案第45号の上程、委員会審査報告、質疑、討論、採決	109
○閉 会	111

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	藺	田	靖	邦	君
2番	坂	本	政	司	君
3番	野	口	直	次	君
4番	根	岸	英	一	君
5番	中	澤	莊	也	君
6番	芹	澤	廣	行	君
7番	太	田	侑	孝	君
8番	山	本	信	之	君
9番	森		照	信	君
10番	鈴	木	多	津枝	君
11番	小	藪	侃	一郎	君
12番	中	田	隆	幸	君

不応招議員（なし）

## 平成25年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成25年12月11日(水) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第45号 川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第46号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について
- 日程第 5 議案第47号 平成25年度川根本町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第48号 平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第49号 平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第50号 平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第51号 平成25年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第52号 平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)

出席議員（12名）

1番	菌田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	中澤莊也君	6番	芹澤廣行君
7番	太田侑孝君	8番	山本信之君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	小藪侃一郎君	12番	中田隆幸君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	筒井佳仙君
企画課長	山本銀男君	税務課長	栗原卓君
福祉課長	前田修児君	生活健康課長	伊藤千佳子君
産業課長	鳥本宗幸君	建設課長	澤本勝美君
商工観光課長	羽倉範行君	教育総務課長	藤森敦君
生涯学習課長	山下安男君	会計管理者兼 出納室長	安竹賢治君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成25年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。

---

◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

---

◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

12月3日、町長から第4回定例会の招集告知をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案8件が町長から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

なお、内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎行政報告

○議長（中田隆幸君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは、定例会ということで全員の皆さんにお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

私も、就任をいたしましたから2カ月がたとうとしておりますけれども、この間、皆様方には大変な御指導をいただき、また御協力をいただいておりますことに心よりお礼を申し上げたいというふうに思っております。私自身は、当初から、まずこの町を一体化したいというような思いから始めたわけでございますけれども、特に職員には、規律、礼節、時間厳守、これを徹底的に守っていただくということをお願いをし、要請をしたところでございますけれども、どのような感じかと議会の皆さんがされているかわかりませんが、私自身は、大分挨拶もよくなり、以前とは若干変わってきたのかなという感じがいたしておりますけれども、また皆様方にはお気づきの点がございましたら、いろいろな形で私どものところへお伝えいただければありがたいというふうに思っております。

それから、職員からもアンケートをとりました。全員のアンケートをとったわけですが、大変いろいろなこの町の思いが込められたアンケートだったというふうに思っておりますし、それは当然ながら町長が町民のために管理をしていかなきゃいけないという思いがいたしております。

そのような中で、皆様方にはこれまでも御協力をいただきましたけれども、大きなプロジェクトが山積をしております。特にこれまでも幾つか問題になりました光ファイバーの関係につきましても、当然ながら対応が必要というような時期になってまいりました。また、これは後ほどまた詳しく御質問もあるようでございますので説明をさせていただきますけれども、そのほかにも大井川鐵道が大変厳しい経営状況に陥っているということもございまして、これらに対しても当然ながら議会の皆さんに御相談を申し上げなきゃいけないというふうに思っております。

決して悪い話ばかりではなくて、これからは茶草場が世界遺産になった、またこれからはエコパークのユネスコの関係が、これも6月には世界遺産になるだろうというようなこともございまして、決して暗い話ばかりではございませんけれども、やはり地元の皆さんとともに、いろいろな形で活力のあるまちづくりをしていかなければいけないというふうに思っております。

また、大井川の関係につきましても、上流と下流が連携を持った位置づけのもとで政治活動をすべきだというふうに思っておりますし、そのことが大井川流域の皆さんがそれぞれ共存共栄ができるではないかというような思いがございます。

先般の臨時会以降の行政の報告をさせていただきます。

11月27日に臨時会を開催をさせていただいております。その後に資金管理運営委員会を開催をしております。

11月28日には、入札を執行させていただいております。その日の午後には、県知事が基調講演をされるということで講演会に行つてまいりました。その日には、市町村共済組合の理事会及び組合会がございまして、出席をしております。

11月29日には、藤枝MYFCの社長さんがこちらへ訪問されてございまして面談をいたしま

した。

11月29日には、静岡地方気象台の台長が来庁されまして、御挨拶をさせていただきました。それから、大変多くの皆さんにお世話になりました11月29日には、市町村対抗の駅伝のレセプションがございまして、出席をさせていただいております。

11月30日、これも市町村駅伝の大会がございまして、多くの町民の皆さんとともに応援をさせていただきました。

12月1日には、恒例の総合防災訓練を行っております。その日には、行革の関係の矢尾板先生と面談をしております。

12月2日ですが、この日に内水面の漁場管理委員会がございまして、県へ行ってまいりました。

12月3日、これは役場の職員に情報通信基盤整備の説明会を午前と午後に行っております。12月3日ですが、第3回の区長会を開催しております。

12月4日ですが、これも本庁関係の情報基盤整備の職員への説明会をしております。

12月5日、全員協議会を開催させていただいております。

12月6日ですが、とうきょう川根の会の会長がこちらに見えまして面談をしております。この日には、寸又峡の温泉供養祭がございまして、多くの議員の皆さんとともに出席をしております。

12月10日ですが、大井川鐵道並びに島田市、私どもと面談をしております。この日に町内の、すみません、12月9日ですが、町内の複合の農産物を扱っております皆さんの現場を見まして対応をしております。この日の夜には、井林代議士の出版記念の会がございまして出席をしております。

それで、本日に至ります。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。

---

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、中澤莊也君、6番、芹澤廣行君を指名します。

---

◇

◎日程第2 会期の決定

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの8日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認め、したがって、会期は本日から12月18日までの8日間に決定しました。



◎日程第3 議案第45号 川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定  
について

○議長（中田隆幸君） 日程第3、議案第45号、川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第45号、川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定についての提案理由の説明をさせていただきます。

本町で実施をしております地震対策事業に関する県からの財政支援は、毎年交付される大規模地震対策総合支援事業費補助金で行われてきましたが、本年6月26日に静岡県第4次地震被害想定が公表されたことに伴い、静岡県では今までの大規模地震対策総合支援事業費補助金に代わり新たに緊急地震対策交付金制度を創設することになりました。新しい制度では、平成25年度から平成27年まで3年間、市町が緊急かつ重点的に取り組む事業を対象とし、3カ年分を交付金として一括交付されるものでございます。

このため、交付金を今回創設する川根本町緊急地震対策事業基金に積み立て、今後、計画的に地震対策事業に充当していくため、基金条例の制定を行うものでございます。

どうかよろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第4 議案第46号 静岡縣市町総合事務組合理約の変更について

○議長(中田隆幸君) 日程第4、議案第46号、静岡縣市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第46号の提案理由の説明をさせていただきます。静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてでございます。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡縣市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の構成団体の変更は、小笠老人ホーム施設組合が指定管理者制度の導入に伴い組合専任職員が不在となり、退職手当事務が不要となったため、本組合から脱退するものでございます。

よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号、静岡縣市町総合事務組合理約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第46号、静岡県市町総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第47号 平成25年度川根本町一般会計補正予算  
(第4号)

○議長（中田隆幸君） 日程第5、議案第47号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第47号、川根本町一般会計補正予算（第4号）についての提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,349万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億1,808万5,000円としたいものでございます。

第2表では、繰越明許費の限度額の追加をしたいものでございます。

第3表では、債務負担行為について、事業の限度額の追加をしたいものでございます。

第4表では、地方債の限度額について補正をしたいものでございます。

今回の補正予算は、縁故債に係る繰上償還のための減債基金への積立金の追加、ユーロ債償還に係る地域振興基金利子精算分の追加、地域振興基金運用に係る債権途中売却に伴う売却利益の追加、情報通信基盤整備事業調査・設計業務委託料の追加、子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務委託料の追加、各種予防接種医薬材料費の減額、定期予防接種個別予防接種委託料の増額、防霜ファン更新工事費の減額、中山間地域農業振興整備事業費補助金の追加、美しい森づくり森林整備業務委託料の追加、野生鳥獣等被害防止対策事業費補助金の増額、ユネスコエコパーク登録に向けての事業費の追加、デジタル防災行政無線システム整備南部地域電波伝搬調査業務委託料の追加、総合支所同報・行政無線中継局太陽光発電システム修繕工事費の追加及び人事異動等に伴う職員人件費の補正が主なものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般13ページをごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は12万円の減額です。職員人件費の補正でございます。

13ページ、14ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理は3億8,219万1,000円の増額です。一般管理費については、特別職及び一般職員人件費と退職手当組合負担金の補正及び庁舎出退勤管理機器故障に伴う

新機器導入経費の追加です。基金管理費については、ユーロ債償還に係る地域振興基金利子精算分の追加、地域振興基金の途中売却に伴う売却益の追加、縁故債繰上償還のための減債基金への積立金の追加、自治会振興費は、コミュニティ施設の消防用設備保守点検委託料の増額、庁舎管理費については、本庁舎関係の修繕費の増額です。

15ページをごらんください。

第2項企画費は4,532万5,000円の増額です。企画総務費及びダム水源地域振興費は、職員人件費の補正です。情報政策費については、情報通信基盤整備事業の調査・設計業務委託料の追加をお願いするものでございます。

16ページをごらんください。

第3項徴税费は282万2,000円の増額、第4項戸籍住民基本台帳費は196万8,000円の増額です。これは、職員人件費の補正です。

17ページから19ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は290万3,000円の減額です。社会福祉総務費は、人件費の補正です。心身障害者福祉費は、心身障害者扶養共済保険料の減額、駿遠学園管理組合共同生活介護事業所運営分担金の減額です。心身障害者扶養共済年金交付金の増額、国・県支出金等返還金の増額です。老人福祉費は、職員人件費の補正と外出支援サービス車両に係る燃料費の増額です。国民年金事務費は、職員人件費の補正です。国民健康保険費は、職員人件費の補正等に係る特別会計繰出金の減額です。介護保険費は、職員人件費等の補正に係る特別会計繰出金の減額です。後期高齢者医療費は、職員人件費の補正です。

19ページ、20ページをごらんください。

第2項児童福祉費は316万1,000円の増額です。児童福祉総務費は、職員人件費の補正と子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務委託料の追加です。児童福祉施設費、子育て支援対策費は、職員人件費の補正です。

20ページ、21ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は156万9,000円の増額です。保健衛生総務費は、職員人件費と臨時職員の社会保険料の増額です。予防費は、各種予防接種医薬材料費の減額及び定期予防接種個別予防接種委託料の増額をお願いするものでございます。環境衛生費は、職員人件費の補正です。簡易水道施設費は、人件費補正及び田代配水池テレメーター工事に係る電源立地地域対策交付金の充当額変更に伴う特別会計への繰出金の増額及び同事業に係る財源更正でございます。

21ページ、22ページをごらんください。

第2項清掃費は82万8,000円の増額です。これは、職員人件費の補正と臨時職員賃金及び社会保険料の増額をお願いするものであります。

22ページ、23ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は907万6,000円の減額です。農業総務費は、人件費の

補正です。農業推進対策費は、防霜ファン更新に伴う工事費の減額と茶園管理機械購入に伴う補助金の増額です。農林業センター運営費は、人件費の補正と臨時職員の社会保険料の増額です。農地費は、人件費の補正と電源立地地域対策交付金事業の事業費変更に伴う財源更正です。地籍調査事業費は、職員人件費の補正です。

23ページ、24ページをごらんください。

第2項林業費は293万2,000円の増額です。林業総務費は、職員人件費の補正です。林業振興費は、美しい森づくり森林整備事業委託料の追加と野生鳥獣等被害防止対策事業費補助金の増額です。林道費は、職員人件費の補正及び地域の元気臨時交付金充実に伴う財源更正です。

24ページから26ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は167万6,000円の増額です。商工総務費及び音戯の郷運営費は、人件費の補正です。観光費は、職員人件費の補正とユネスコエコパーク登録に向けての事業費の追加をお願いするものでございます。温泉施設費は、電源立地地域対策交付金事業の事業費変更に伴う財源更正と人件費補正に伴う特別会計繰出金の増額です。

26ページをごらんください。

第8款土木費、第1項土木管理費は130万9,000円の減額です。これは、職員人件費の補正とTOUKAI-0 専門家診断委託料の増額でございます。

26、27ページをごらんください。

第2項道路橋りょう費は3,000円の減額です。職員人件費の補正及び地域の元気臨時交付金充実に伴う財源更正でございます。

27ページをごらんください。

第4項住宅費は41万5,000円の増額です。これは、町営住宅入退去に対する清掃手数料の増額です。

27ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は963万3,000円の増額です。災害対策費は、J-ALERT 起動用のパソコンのOS更新に係る事業費の追加と、県と共同で進めている防災行政無線デジタル化に伴う南部地域の電波伝搬調査業務委託料の追加、総合支所同報・行政無線中継局太陽光発電システム修繕工事費の追加をお願いするものでございます。

28ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は281万6,000円の減額です。事務局費は、職員人件費の補正と教育委員会指導主事の賃金及び社会保険料の増額をお願いするものでございます。

第2項小学校費は46万4,000円の増額です。職員人件費の補正でございます。

29ページをごらんください。

第3項中学校費は32万円の減額です。職員人件費の補正です。

29ページ、30ページをごらんください。

第4項社会教育費は31万1,000円の減額です。社会教育総務費及び文化会館運営費は、職員人件費の補正です。資料館運営費は、臨時職員の社会保険料の増額をお願いするものでございます。

30ページ、31ページをごらんください。

第5項保健体育費は263万6,000円の減額です。海洋センター運営費及び学校給食施設費は、職員人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金、第1項負担金は489万6,000円の減額です。これは、防霜ファン更新工事に係る分担金の減額です。

9ページ、10ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は35万3,000円の減額です。土木費国庫交付金は、TOUKAI-0専門家診断に係る地域住宅支援総合交付金の増額です。農林水産業費国庫補助金は、防霜ファン更新工事に係る国庫補助金の減額です。農林水産業費国庫交付金は、美しい森林づくり基盤整備交付金の追加です。地域の元気臨時交付金は、林道及び町道改良工事に係る交付金の追加をお願いするものでございます。

10ページ、11ページをごらんください。

第14款県支出金、第2項県補助金は725万円の増額です。民生費県補助金は、子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務に係る保育対策等促進事業費補助金の追加です。農林水産業費県補助金は、茶園管理機械購入に係る補助金に対する県補助金の増額です。土木費県補助金は、TOUKAI-0専門家診断に係る県補助金の増額です。電源立地地域対策交付金は、事業の事業費変更に伴う財源更正であります。

11ページをごらんください。

第15款財産収入、第1項財産運用収入は604万8,000円の増額です。これは、ユーロ債償還に係る地域振興基金利子精算分の追加と、地域振興基金運用に係る債権途中売却に伴う売却利益の追加をお願いするものでございます。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は4万1,000円の増額です。これは、介護保険事業における地域支援事業費の過大交付に対する返還金に伴う介護保険事業特別会計からの繰入金の追加をお願いするものでございます。

12ページをごらんください。

第2項基金繰入金は44万4,000円の減額です。今回の補正による一般財源の調整として、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

第18款繰越金、第1項繰越金は5億3,310万2,000円の増額です。これは、前年度繰越金で今回の補正で全額計上となります。

第20款町債、第1項町債は1億725万8,000円の減額です。これは、臨時財政対策債の借入

限度額の減額をお願いするものでございます。

第2表繰越明許費につきましては、4ページをごらんください。

第2款総務費、第2項企画費、情報通信基盤整備事業調査・設計業務委託は、町内の情報化に向けての調査・設計業務について、今回の補正予算成立後にプロポーザル方式により委託業者を選定し、その後、調査及び設計業務を実施したいと考え、今後の事業実施スケジュール等を考慮すると、平成26年1月以降の契約締結から同年6月中の委託期間が想定され、平成26年度に事業を繰り越すことが見込まれるためでございます。

第3表債務負担行為補正につきましては、5ページをごらんください。

三ツ星保育園複写機賃貸借契約について、限度額を125万円にするよう追加をお願いするものでございます。

第4表地方債補正につきましては、一般6ページをごらんください。

臨時財政対策債の起債限度額を1億8,000万円に減額補正するものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますけれども、よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

歳出から順を追って通告に従いまして質疑をさせていただきます。

本来、質疑は数字に関するものだけというふうに、この前から決まっていますけれども、数字だけでないものもありますけれども、答弁をきちんといただきたいと思ひまして、自ら通告をしたものです。よろしくお願ひいたします。

1番目ですけれども、歳出から14ページ、2款1項7目の基金管理費、25節の積立金の細節9と細節11についてですけれども、地域振興基金10億円のうちのユーロ債1億円が戻ってきて、利子分の増額で177万6,000円と売却利益427万2,000円を同基金に積み立てるものですが、売却した1億円は、新たに20年ものの地方債に買いかえるとの説明でしたが、何を購入し、利率は幾らで、同基金の残高はこの補正をやった時点で幾らになるのか伺います。

2点目ですけれども、同じ節の減債基金積立金3億7,138万円についてですけれども、5億3,310万2,000円増額した繰越金を繰上償還に充てるために積み立てるという説明がありましたけれども、今回の増額分は、この繰上償還分の積み立てと臨時財政対策債の借り入れの減額に1億725万8,000円が充てられまして、残りの5,446万4,000円も情報通信基盤整備事業調査・設計業務委託料へ4,494万円とか充てるために、残りは1,000万円を切る額しか繰越金の残りがありません。人件費の増額分を引くとほとんど残らない状況になります。今回の補正予算で、町民の要望に答えるものがほとんど、私としては見当たらないというふうに思うんですけれども、地区からの要望など、どのように応えていく考えかお聞きいたします。

3点目です。15ページ、2款2項5目の情報政策費、13節委託料の情報通信基盤整備事業

調査・設計業務委託料の先ほど申しました4,494万円についてですけれども、この積算根拠と事業内容、それから事業の進め方について説明を求めます。

次に、通告にはもう一つ、国民健康保険費のところの繰出金について通告を当初出したんですけれども、それは国保会計特会のほうで行いますので、ダブるのでそれは削減します。

5点目ですけれども、19ページの3款2項1目児童福祉総務費のところなんですけれども、13節委託料で子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務委託料367万5,000円について、新制度の移行に伴い、どのような処理をこの電子システムの構築で行うのかお聞きいたします。

次、22ページの4款2項1目塵芥処理費、7節の賃金で206万4,000円増額になっていますけれども、これは、正規職員に代わり臨時職員を6人から7人に増やした分という説明がありましたけれども、現業の労務者を正規から非正規にどんどん切りかえていくことが行われていますが、今の非正規の労働者を正規にしようという社会の流れに逆行するものではないかと思えます。契約更新時に、希望者には正規昇格の道など考えておられるのかどうかお伺いいたします。

次、22ページの6款1項5目茶業推進対策費、15節の工事請負費で1,600万円の減額ですけれども、防霜ファン更新工事請負費の減額になっています。基幹産業であるお茶を凍霜害から守るために予算計上したはずですが、24年度に手を挙げた3地区以外、25年度においては新たに手を挙げる地区がなかったための減額だとの説明がありました。これは、負担が3割負担になっているんですけれども、負担が重くて組合の意見をなかなかまとめられない状況があると聞いています。私は、3割負担をなくすべきと思いますが、町長は、全協で3割負担があっても続けられる茶業にしなければならないと言われました。現実には、多くの茶農家が継続できないほど深刻で緊迫した状況であり、このままでは放棄茶園が増え、観光に欠かせない景観さえ保てなくなるのではないのでしょうか。来年度に向けて早急な対策が必要ですが、どのように茶農家の収益増、継続を目指す考えか、お伺いいたします。

それから、8点目ですけれども、25ページ、7款1項3目観光費、13節委託料で、ユネスコエコパーク広報用DVD作成委託料89万4,000円についてですけれども、誰に向けた広報で、作成したDVDをどのように活用されるのかお聞きいたします。

次、26ページ、8款2項2目道路新設改良費363万円とそれから24ページに6款2項5目林道費の399万4,000円の財源についてお聞きいたします。これは、地域の元気臨時交付金、国の交付金762万4,000円を充てるものですけれども、元気が出るための交付金が町内事業者への新たな事業費としてこの予算で出されたのではなくて、そういうことでしたら元気臨時交付金の目的にも合うと思うんですけれども、今回、一般財源の削減に、一般財源といいますか、当初に予定した事業に充てていた一般財源を削減するのに充てられているというのは、何の活性化にもならないと思うのです。こういう財源こそ、地区からの要望に応える財源に充てるべきではないかと思うんですけれども、なぜ町民の元気をつくり出す取り組みが

今回されなかったのかお伺いします。

次、27ページ、9款1項4目災害対策費、13節の委託料のデジタル防災行政無線システム整備南部地域電波伝搬調査業務委託料323万2,000円の調査場所、面積及び業務の内容について説明をお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 答弁を求めます。総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） まず、最初の質問から答えさせていただきたいと思います。

一般14ページ、2款1項7目基金管理費の地域振興基金についての御質問についてお答えします。

まず、地域振興基金の24年度末の残高は10億9,128万3,188円となっております。今回、基金管理費の積立金で補正計上しました地域振興基金預金利子177万6,000円につきましては、平成19年6月19日に購入しましたユーロ債が本年6月20日に発行体の都合により償還され、その償還の際に生じた利子分277万5,582円のうち、当初予算で計上しておりました100万円を差し引いた177万6,000円を計上したものです。

次に、地域振興基金売却益427万2,000円につきましては、平成19年3月30日に購入しました長野県平成18年度第2回公募公債の売却益でありまして、購入単価が99.028円を額面1億円で購入しました。今年の8月22日に単価103.3円で売却しましたので、この1億330万円から購入したときの価格9,902万8,000円を差し引いた427万2,000円を地域振興基金売却益として計上したものととなっております。この代わりとしまして、長野県公募公債の代わりとしまして、20年物の国債を1億円、額面1億円ですけれども、購入単価98.49円で購入しており、利率は1.50%となっております。

次に、縁故債償還のために3億7,138万円を減債基金に積み立てるための補正予算につきましては、以前お示ししました財政シミュレーションのとおり、今後予定されております防災行政無線・同報無線のデジタル化事業や北部地域における簡易水道の再整備事業、町内の情報化に向けての整備事業など、町民の安全・安心のための大規模な事業が今後予定されておりますので、さらに平成28年度から交付税の合併算定外の特例が段階的に縮減され、平成33年には推計で5億8,000万削減される見込みとなっております。このため、今後、持続的に地区や町民からの要望に応えるための財源確保のため、今回の補正をお願いするものであります。また、今回の繰上償還により、地域振興基金の取り崩しも確保できるため、この地域振興基金をまちづくりのために活用し、町民の要望に応じていきたいと考えております。

次に、一般24ページ、6款2項5目の林道費、一般26ページ、8款2項2目道路新設改良費への地域の元気臨時交付金の充当における財源更正につきましては、この交付金の目的としまして、町道や林道の整備事業、整備工事など公共事業の地方負担軽減のために設けられた交付金であり、充当可能事業も定められており、自由に活用することができませんでした。今回、林道工事を2つ、町道工事を1つの財源として充当するように、財源更正させていた



だきたく計上させていただきました。

次に、一般27ページ、9款1項4目13節デジタル防災行政無線システム整備南部地域電波伝搬調査委託料の増額補正323万2,000円の内容ですけれども、県と共同で整備を進めております防災デジタル無線につきまして、南部地域に82台の無線機を配置する予定でございました。しかしながら、消防団詰所15カ所中4カ所、自主防に配備する分18カ所中5カ所、町の施設7カ所中1カ所、広域避難所5カ所中1カ所の合計11カ所につきまして、配備予定の携帯型の無線機では機能検討の結果、通話ができない可能性があるという契約業者から報告を受けました。このため、無線機を配備する南部地域全てについて電波伝搬調査を行い、適正な無線機の配置をいたすべく補正をお願いするものです。

以上で総務課分は終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、2款2項5目情報政策費、13節委託料、情報通信基盤整備事業調査・設計業務委託料について説明をいたします。

まず、業務内容であります。当業務は、老朽化が著しい同報無線の現状を考え、財政的な理由もあり後年度計画としていました同報無線のデジタル化を早め、このデジタル化事業とここ数年検討してきました情報通信基盤整備事業を1つの事業として実施するために必要な調査・設計業務となります。財政的な負担を減らすために、高速無線の採用についても調査いたします。

積算の根拠は、社団法人日本ケーブルテレビ技術協会の積算基準を採用し、単価は建設物価を採用し積算したものです。事業の進め方につきましては、予算が可決された場合に、早期に運営事業者の募集をかけ、この町に合った整備方法や運営方法などを記載した提案書を提出していただくということになります。通信分野の設備は運営する事業者によって大きく異なりますので、この提案された内容を参考に検討し調査・設計業務を進めていきます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） それでは、続きまして、3款2項1目の子ども・子育て支援新制度電子システムについての処理内容についてお答えをいたします。

この制度は、平成24年8月に成立いたしました子ども・子育て関連三法に伴いまして平成27年度から始まる新制度に対応をするものでありまして、いわゆる保育サービス等を受給するための支給認定、それから給付費の審査請求に係る事務処理のための処理を行うものであります。

具体的に申し上げますと、まず支給認定、確認関係でありますけれども、認定申請、審査、支給認定、契約情報の管理、これは1号、2号、3号児童と分かれておるんですけれども、1号児童というのは、3歳以上の教育標準時間認定、これはいわゆる幼稚園の部分ですね。それから2号というのがありまして、2号の方は、満3歳児以上の保育認定。3号というの

が満3歳未満、ゼロ歳から3歳ですね、この児童の保育認定ということになります。この保育サービスの利用のための児童のいわゆる利用調整、施設事業所の確認情報の管理、利用者の負担区分、負担額の自動計算、利用料に係る納付書の作成、それから収納情報管理ということになります。

次に、請求審査、支払い、情報管理についてでありますけれども、これにつきましては、給付費の請求、支払い情報の管理、交付金請求、支給実績等の報告資料の作成、国のシステムとの連携、地域子ども・子育て支援事業、これにつきましては、延長保育とか一時預かり保育になります。それ等の管理となっております。

ただし、現段階では、このような処理等を行うということで国のほうから来ているわけですが、国でも随時情報をいろいろな形で変えたり追加したりという情報をいただいております。それを公開しておるものですから、今後このシステムの処理内容につきましては、変更となる可能性があるという説明がありました。なお、平成26年10月、来年度10月に平成27年度からの支給認定、確認業務の運用が開始される予定で、さらに平成27年4月、27年度当初ですね、当初から審査支払い関係の運用開始が予定されているところであります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 6番目の御質問、22ページの塵芥処理費、7節賃金で206万4,000円の増額をお願いいたします理由について、生活健康課よりお答えいたします。

今回、収集運搬業務の臨時職員賃金を6人分から7人分に1名増額補正をお願いする理由ですけれども、現在、正規職員1名が病気療養中で休職しております。体調が戻り次第、今の職場にぜひとも復帰したいという強い意欲を持っておられますので、今回、臨時的な補充のための雇用として臨時職員1名を雇用させていただいたことに伴います賃金の増となります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） 生活健康課長の答弁に補足といたしまして、臨時職員の正規昇格についてお答えしたいと思います。

現在、行政を取り巻く環境は、住民ニーズの多様化により様々な行政サービスが求められてきております。さらに、地方分権という名のもと、職員の事務負担は年々増す一方の状況にあります。このような状況の中で、臨時的な仕事につきましては、臨時雇用契約を結んだ方をお願いしております。しかしながら、定常業務を続ける職員の不足があるようであれば、正規の職員を充てる必要がありますので、定員管理計画とのバランスを見ながら採用を検討することも必要かと考えております。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、鳥本宗幸君。

○産業課長（鳥本宗幸君） 6款1項5目茶業推進対策費1,600万の減ですけれども、これは、

防霜ファン更新工事費につきまして平成24年度の繰越明許費で対応できたための減額になっております。

なお、鈴木議員の質問で来年度に向けてどのように茶農家の収益増、継続を目指すかという御質問でありますけれども、町としまして、町の主産業である茶業の振興は非常に重要な問題であると考えております。そのため、町としても国や県の補助事業の採択を受け、緑茶加工施設や乗用型茶園管理機などの整備に取り組んでおります。また、町単独事業として特産物振興事業による茶園改植や茶業施設等整備強化事業による省力化施設整備や製茶機械の新設・更新などの粗茶加工施設整備に対し支援をしております。引き続き、茶の基盤整備のための支援に取り組みたいと存じております。

また、茶農家の収益増のためには、茶の補完作物への取り組みも重要と考えており、町で進めております自然薯やネギ、ソバ、柚子などの作付も順調に増加しております。また、その作物の売り先を確保することも大切なことと考えておりますが、農産物を出荷する組織等が今節立ち上がり、今後はそのような組織、またJA等との連携を深めてまいりたいと考えております。

また、お茶については、本年、全国茶品評会において川根本町が普通煎茶4kgの部で14回目の産地賞を受賞しました。また、6月には静岡の茶草場農法が世界農業遺産に認定され、茶草場農法の実践者認定制度も創設されました。今後はユネスコのエコパーク認定なども視野に入れて、消費者の皆様には他の産地のお茶とは違うと認識してもらい、また喜んで飲んでいただけるような川根茶を目指してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。

○商工観光課長（羽倉範行君） 25ページ、7款1項3目観光費、13節の委託料ですが、ユネスコエコパーク広報用DVD作成委託料89万4,000円は、誰に向けた広報で、作成したDVDをどのように活用するのかという御質疑ですが、これまで南アルプスのユネスコエコパーク登録に向けまして、南アルプスを囲む長野・山梨・静岡3県の10市町村で構成する南アルプス世界自然遺産登録推進協議会におきまして、申請に向け行ってまいりました。その結果、本年9月4日、ユネスコエコパークの国内推薦を受けることができまして、平成26年6月ごろに行われますユネスコ本部において国際調整委員会が開催されまして、そこでユネスコエコパーク登録の可否が決定される模様でございます。

現在、ユネスコエコパークの国内の登録は宮崎県の綾町をはじめ5カ所が登録されておりますが、世界遺産とは異なりまして知名度も低いため、登録前にまずは住民の皆様にはエコパークを知っていただき、認定された日には広くアピールできるよう周知を図っておく必要があります。その一つの手段として、川根本町を主とした周知用のDVDの制作を計画しました。活用の方法としまして、集客力のある役場のロビーあるいは茶茗館などの公共施設でのモニターでの放映や学校での環境教育の場や各種イベントでの会場、また貸し出し等も行い

まして、住民はもちろん、町外の人にも広く周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 大変たくさんの質問をさせていただきまして、できれば全協でもっと資料を出していただき、説明をしていただき、こういうたくさんの質問がしなくてもいいようにしていただきたいなと思いつつながら、十分メモもとれない状況で聞いていました。全てを再質問することはできないかもしれませんが、気がついた、気になったところだけを再度質問をさせていただきます。

順を追ってお聞きしますけれども、2番目の基金、減債基金への積み立てなんですけれども、積立金なんですけれども、そのところで最後に、こういう基金に積み込んだりあるいは償還に、繰上償還に使われていく繰越金が使われていってしまっているけれども、地区からの要望などにどのように応えていかれるのかという質問に対して、今後、まちづくり振興基金で応えたいというふうな総務課長のお答えだったと思います。まちづくり振興基金で応えていきたい、それから、そのほかにも最後のほうで地域の元気臨時交付金ですか、これに対してもお聞きしたんですけれども、そこでも地区からの要望に応える財源としてこういうのを使うべきじゃないかということで、町民の要望に応えていくという姿勢が見受けられない当補正予算に対して、繰り返しお聞きしたわけなんですけれども、地域振興基金というのは現在あるわけで、今回の補正予算でなぜそういう事業を組み立てなかったのかというのが私の疑問に大きく残っているんです。年度末を控えて、業者の方たちも本当に支払いやなんか追われて大変だと思うんです。それで、住民の方もそうだと思います。そういうことで12月補正予算というのは、すぐに工事に着工できないにしても、あるいは事業に着工できないにしても、繰越明許でも一部のお金が使えるようになるよとか、そういうことで本当に首を長くして、どういう事業が出るのかなということを期待して待っている、あるいは町民の皆さんにも元気が出るような予算内容が期待されていると思うんですけれども、例えば地区からの要望ということを、私、通告してありますので、地区からの要望に今年度どれくらい応えておられるのでしょうか。あるいは、今年出た分は全然応えなくて、今まで出された分で応えていると言われるのか。どのように行政は、地区からの要望が毎年各地区からたくさんとか、絞って10点ぐらいずつ要望を出していただいているんですけれども、本当に大きな手間をかけて地区の役員の人たちは出していると思うんです。でも、選挙を通してまだわずかの1カ月、2カ月しかたっていない私たちですけれども、たくさんの要望、あるいは要望が何も聞いてもらえないという声を聞いて耳にされていると思うんです。なぜ今回の期待される12月補正予算にそういうものが1つも出てこなかったのか、あるいはここに出ているよと言われるのか、その点をお聞きいたします。それが1つです、再質問の。

それから、情報通信基盤整備事業の調査・設計業務委託料4,494万円ですけれども、積算根拠をお聞きしたんですけれども、全く説明がありませんでした。事業内容、事業の進め方

については、簡単に、本当に簡単に説明があったんですけども、設計、早期に運営事業者の入札をかけて、この予算が通れば、調査・設計業務を進めていくというふうな答弁だったんですけども、早期に運営事業者の入札と、運営事業者というのは何なんですか。この調査・設計業務を委託する会社のことだろうと思うんですけども、運営事業者と言われると、何かもう情報基盤通信を運営する会社まで考えているのかな、あるいは詳細設計まで入った金額としか、金額が大きいもんですから、どういうところまで入れて4,490万の予算になっているのか、非常に大きな金額をもっときちんと説明していただきたいと思います。

それから、子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務委託料ですけども、非常に詳しい丁寧な説明、答弁をいただきましたけれども、一体この制度、このシステムを構築して制度が変わるわけですけども、国のほうは子育て支援で待機児童をなくすんだとかいうことで、こういう制度をつくって移行させようとしているんですけども、これで、当町の場合は、都市部とは随分状況が違おうと思うんですけども、当町としてメリット、今までよりこういうシステムが構築されると業務が楽になるのか、保育園、幼稚園入園あるいは運営費給付、そういうものについて楽になるのかどうか、その点を1点お聞きいたします。

それから、お茶の防霜ファン工事費の1,600万減額についてですけども、町長が3割負担でも続けられる茶業にしなければならないと考えているとふうに全協で言われた。私は、そのことが非常に茶農家の方々に力になる、希望を与えるものであれば、私はそれは大いにもろ手を挙げて歓迎するわけですけども、現状、そういうことを言っていて、茶農家を応援できる言葉になるというふうに考えられるのかどうか、その点を町長にお聞きをいたします。

以上、5点かな、数えませんでしたけれども、よろしくお願いいいたします。

○議長（中田隆幸君） 以上4点、答弁を求めます。総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） 地区の要望につきまして、建設課への要望書が提出、毎年、建設課で要望書を提出しております。その中で、要望書の内容を確認しましたところ、150件ぐらい出ておったと思います。それで、緊急性の高いものにつきましては、9月補正で対応しております。例えば水川の農道でありますとか、2,000万円ですね。あと、準用河川が700万とか、農地の維持管理費に100万、林道維持費に500万、道路維持費に1,400万など、9月補正で計上しております。

また、その中で総務課に対する要望もあるわけなんですけれども、カーブミラーの要望が主なものですけども、カーブミラーにつきましては23年度で8基新設しております。24年度では6基新設しております。

以上のように、9月補正で緊急性の高いものについては対応し、県・国へ要望するものは要望するというような仕訳をしております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 積算の根拠ですけれども、これは社団法人日本ケーブルテレビ技術協会の積算基準を採用、単価につきましては建設物価の採用ということで積算をしたものです。

それと、もう一点の事業の進め方ですけれども、まずこの町で公設民営で事業を進めていただける事業者がいるかどうかの公募を行うということです。どうして先にという理由ですけれども、まず、その中で受けた民間の事業者のやり方によって施設の整備方法は大きく異なってきます。先にこの町でできるという事業者の方が、その人の提案を受けて無線、光、それらを組み合わせた調査と設計を実施していくということになります。先に調査設計をして、その後からまた公募するということになると、逆にやり方が事業者によって全く異なりますので、先にこの町に合ったやり方を提案をしていただく、その方の提案を受けて実際にどこに無線のために中継局などを置かなくてはいけないか、地図上において、その後、実地調査に入ってやっていけるか、そういうことを調査して、最終的にこの町の設計を完成をしていただいて、何とか来年6月までに形をつくっていただきたいという補正予算の内容の金額となります。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） お茶の3割負担をどう考えているかというお話だと思いますけれども、私は、基本的には補助金に頼る農業が果たしていいかどうかというのは、基本的には感じております。しかしながら、今、この町でどのような農業、特にお茶なんです、お茶はどういう対策が必要であるかと考えたときに、どなたかもおっしゃっていただきましたけれども、やはり3つに分かれるのではないかと。特に篤農家と言われる方、一般に、あるから、しょうがないからやるという方、それからもうやめちゃおうという、いわゆる放棄茶園も増えておりますけれども、そのような分類に分けられるじゃないかという、実は感じが私自身は共感をいたしました。

その中で、やはり篤農家と言われる人には、相当なPR代を含めても応援をすべきではないかというふうに考えております。

それから放棄茶園も、これは今多くの皆さんが先ほど報告しましたけれども、転換作物といいましょうか、複合の作物を多くの方がやっております。これも景観上から見ますと、大変すばらしい景観になるという思いから、複合でやられる皆さんにも相当お茶以上の応援もすべきではないかと。放棄茶園が沿線に非常に増えてきたという現実もあるものですから、その転換のほうにも相当の補助を出すべきではないかというふうに考えております。ですから、全体の茶業の底上げというよりは、特化したような補助金の使い方をしていきたいというふうに思っております。

しかし、私は、3割負担が決していると思っているわけじゃないんです。しかし、できるような形の7割補助ですから、できるような形の農業にしなければいけないということで、やはりその補助金でもやめちゃおうという方には、何も効果はないものですから、特化したよ

うな形で分けてやったらどうだろうというふうに基本的には考えております。

ですから、補助金を、補助率を上げないとか、そういう話じゃなくて、やはり全体の底上げでなくて、特化したような農業政策を具体的にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） この子ども・子育て支援新制度のシステムの導入によって、職員の業務が楽になるのかという御質問ですけれども、結論から申し上げますと、担当といろいろ話をしているんですけれども、恐らく楽にはならないと考えております。これは、今現在、教育委員会サイドで幼稚園、それから福祉課サイドで保育園をやっておりますけれども、恐らくこれが一本化されてくるという可能性があります。内容的にはこのシステムが導入されると、いろいろな台帳が作成できたり、それから住基システムとか税情報のシステムとかとリンクしまして、そうした情報が一元的に管理できるというメリットがあって、非常に手続的には確かにいろいろな形で有効なことがあるんですけれども、事務については、先ほど申し上げましたとおり、まだ国のほうの情報が非常に不確定な部分があります。今現在、アンケート調査も行っておるんですけれども、そうしたニーズを含めて、これからこの27年度の施行に向けて一生懸命準備を進めているところでありますけれども、いろいろな形で情報がまだ固まっておきませんので、それにつきましては詳細について制度の詳しい内容が判明次第、全協等でお知らせをしていきたいと、そんなふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりました。

再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 再度、情報通信基盤整備事業の運営事業者というところで、もう一度お聞きいたします。4,494万円の委託料、これは予算ですから、必ずしも入札によってこの金額ということではないでしょうけれども、入札にかけるものですよね、一応。落札する金額がこれとはわからないけれども、これだけの事業をやってくださいということで、その運営業者を入札で公募する。そのときに示す金額がこの金額なのでしょうか。

積算根拠と先ほどお聞きしましたら、どういう事業にこの4,494万円がなっていくのかという説明は全くなかったですね。基本計画に幾らとか、実施計画に幾ら、幾らという金額は要らないですけれども、どういうふうな具体的に業務を委託するのかということで、詳細設計まであるのかどうか、それを一挙にやってしまうのかどうか、その点の説明がなかったということで、全協では、町民の皆さんの意見を聞きながら、その都度、白紙からやりますよというふうなことが言われていましたけれども、この予算を認めてしまうと、もうあとはこの予算について執行は、執行権は行政のほうにあるわけですから、私たちが何も言えなくなってしまう、町民の人たちがこの前示された、説明会で示された計画、全世帯にIP端末を配布して、福祉とか見守り、教育、医療、いろいろなことに使えるようにしていったら、町

が不幸にならないように、幸せな町にするんだというふうな説明が、可能性がいっぱい広がるんだというような説明があったわけですが、それは前回と同じ説明だったわけです。前回もそういう説明で事業を始めようとしたところが、町民の人たちから、寝たきりのお年寄りの人、ひとり暮らしで機械のことなんか本当に苦手わからないよという人たちまで、そういうものを渡されたら困るよということで非常に大きな反対の声が上がって、私は、光幹線そのものが必要じゃないかなと、今の状態では思うんですけれども、こんな多額な業務設計委託料を、業務委託料を認めてしまうと、どんどん町民の人たちの気持ちと違うようになって進めていくのではないかと、このところが非常に心配なんですけれども、そこはどうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） お答えいたします。

まず、業務内容ですけれども、まず、今回、町のほうでは高速無線を使用して全町、住民の住んでいる地域をカバーしたいということで提案をしていく予定としております。まず、高速無線の採用について調査をいたします。地図上の調査により中継局などの位置を仮定し、その後に現地調査を実施、無線電波が確実に届くかどうかの確認をし、その後、ネットワークの設計に取りかかることとなります。現在の同報無線によります屋外への一斉放送や戸別住宅への放送が可能であるかといった調査も実施していくこととなります。

公共施設間を結ぶネットワークでは、学校を含む主要な公共施設間を結ぶルートの調査、技術的に可能であるかどうかを確認し、ネットワークの設計にも入ります。それと、ネットワークを接続すると、センター施設などの調査設計も行います。

まずは基盤環境整備をするために必要な施設、無線と光をつないでどのような形でこの町に情報基盤の整備が図れるかという、そこまでの設計を最低限の図面の作成まで、補助金の採択ができるまでの図面の採択までを、手を挙げた民間の事業者さんをお願いする形となります。それらの基本的な環境の整備までの設計の金額ということでお考えをいただきたいと思えます。

ですので、ソフト的な内容は、この中には含まれておりません。ただ、町をカバーするための無線と有線をつないだ、今、町で考えている制度設計、施設の置き方、あり方等についての細かな設計までとなるように考えております。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、少し私自身の考え方といたしましょうか、今このような計画を提案した責任者として、少し説明をさせていただきます。

実は、私は専門家ではないものですから、詳しいことは説明できませんけれども、基本的な考え方で述べさせていただきます。

と申しますのは、今、正直言いまして、必要ない、要らないよという方もおるのも事実で



す。しかしながら、早くひいてくれという皆さんがいるのも事実なんです。そのような中で、この町に合った高速通信網、いわゆる I T の関係はどうしたらいいだろうということを、この町に合ったような設計をできるかどうかをお願いしていくというのが原点でございます。

その中で、最初から必要ないという方が相当数おればやめればいいわけですが、やはり必要な方にも対応しなければならない中では、当然ながら町を全部カバーできるような方策はないだろうかということのをこれから模索していくことが、この調査費に入っているということが1つです。

それから、今、全国で自治体が、23年3月の現在のようですが、99.4%が対応ができていくというような中で、残り少なくなった自治体になっておりますけれども、そのような中で、やはりこういう中山間地は情報の格差があってはいけないということで、I T 法が制定されたというふうに認識をいたしております。

そのような中で、やはり情報格差のない町の方向性を探るべきだということで提案をさせていただいているということがございますし、また、お年寄りが特に使えないというような中で、ここはお年寄りがいなくなったらそれでおしまいというわけじゃなくて、それから先も川根本町のためにここに残っていただく方、住んでいただく方をどうしても必要とするならば、当たり前のインフラは、当然ながら整備しておく責任があるんじゃないかというような思いが実はございます。

そのような中で、以前のお話をしますと大変申し訳ないんですけども、多分この中でも鈴木多津枝さんしか知らないかもしれませんけれども、携帯電話のアンテナを、基地局をどうしようという話が以前ありました。そのときに本川根町も中川根町も、当時のもう20年ぐらい前になりますけれども、アンケートをとりました。そうしましたら5割以下だったですね、両方とも、両町とも。しかしながら、誰もが予測できないほど情報関係が進んできたという経緯がありまして、当時、多分4割ぐらいだと思っておりますが、携帯電話を使うという方が4割程度だったと思います。しかしながら、今ではほぼ全世帯といいましょうか、固定の電話は要らないぐらいの携帯電話が普及したということで、この進歩というのは、我々素人ではとても想像できないほど進んでいるというような中で、最低限のレベルだけは押さえていく行政の責任があるではないかということがございます。その辺の思いから、調査・設計だけはしてみようということでございます。

それから、もう一つは、つい最近、小笠原村の森下という村長さんがおりますけれども、その方がおっしゃってました。原生林のサミットで御一緒するもんですから、以前から旧知の仲なんですけど、その方がおっしゃっているには、父島、母島は子供が多くて、増えて、学校の施設、それから保育園が、幼稚園がなかなか間に合わないというお話をしていただきました。そこへ去年でしょうか、東京から1,000kmの海底ケーブルができたこと、敷設されたという中で、小笠原は世界遺産に登録されたこともありますけれども、若者の意識が劇的に変わったというお話をしていただきました。

その町は、人口が2,500人です、あの父島、母島がある小笠原村は。そういうところは、どうしても環境にもよりますけれども、若い人が企業家として定住するというような話も聞いたもんですから、1,000kmよりはここのほうが、川根本町のほうが便利だろうという思いもあるもんですから、やはり若い人が住んでいただく最低のインフラの整備はしておきたいということで、この町にどういう形でやったらできるかということ調査をまずすると、それからどういう方法でやるかということは、当然ながら町民の皆さんともお話しするし説明もする、それから議会の皆さんの、当然ながらそのときには同意を得なければできないということもございますので、丁寧に説明し、この町に合った情報化のインフラを整備をしていきたいという思いから、設計業務を委託したということでございます。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑がないようです。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第47号、一般会計補正予算に反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算の大きな特徴は、24年度決算で明らかになり、新聞でも大きく報道されて町民の間でも話題になった6億6,000万円の余剰金とも言うべき繰越金の計上残5億3,310万円の追加計上や、地域の元気臨時交付金、美しい森林づくり基盤整備交付金など860万円余の国交付金の増額などの余裕の財源を、町民の要望や元気を出させるためにどれだけ応える内容になっているかが大きく注目される、また期待されるものだったと思います。

しかし、余りある財源がありながら、町民の要望に応え、町内の業者など町内に落ちる事業は、この補正予算には何一つと言っていいほどありませんでした。将来の大型事業の起債に備えるとして、繰上償還を行うために3億7,138万円の減債基金への積み込みや、本来なら余ることなどないはずの地方交付税の不足分に充てる臨時財政対策債の借入れを削減するのに1億725万円もつぎ込むなど、財政本位の内容に啞然としたのは私だけではなかったと思います。

子ども・子育て支援制度電子システム構築業務委託料の367万円も、当町での影響は少し業務が複雑になるということもあるのかもしれませんが、住民の方々に大きな影響があるかどうかはほとんど感じ取れませんでしたけれども、都市部では待機児童が増えていて大変に働くお母さんたちが困っている、そのことを解消しようということを目的に、子供に必要な給食や保育の面積、正規の保育士の人数など、基準を満たさなくても3歳以下の幼児でも預かることができる幼保一元化、認定こども園など、または保育ママ制度、企業参入な

どが可能になり園と親の直接契約にしていく、保育園への国や自治体の責任を投げ出させる、そういう多くの問題がある新制度に対して多くの関係者や親たちが反対、見直しの声を上げている問題の多い制度です。この制度への移行に伴うシステム改修となっています。働く女性が増える中、当町だけの問題として見ないならば、ますます女性に子供を産む決断をあきらめさせかねない、子育て環境の後退につながるこの新制度には私は賛成できないことを明らかにいたします。

また、茶業推進対策費の防霜ファン更新工事業での1,600万円の減額についても、現実には1,600万円を減額する補正予算が出されたわけです。希望者が、昨年手を挙げた3地区以外に新たにいらっしやらないための減額だと言われ、当然そのことを簡単に担当も町長も考えてはおられないと思いますけれども、茶業本来の、あるいはこの町の農業、魅力づくり、そういう本来やらなければいけないものにつなげていきたいという思いは、先ほどの答弁から感じ取ることができました。

でも、本当にこういう現実に目の前に出てきた減額に対して、じゃ、防霜ファンをつけない決断をした茶農家がたくさん出てきて、組合も解散した、凍霜害に遭うことになった、そういうことに対する支援が必要だというお言葉は一言も聞くことができませんでした。町長は、補助金を増やしたら解決できる問題ではないと言われますけれども、本当に理想をおっしゃられる、それはすごく理想は大事だと思います。でも、今できる支援をやらなかったら、今つぶれていく、あきらめていく、そういう零細農家、その小さい農家で成り立っているこの川根本町の茶業をどうやって守っていくのか、私は非常に疑問が大きいものです。

また、来年6月のユネスコエコパーク登録決定に向けて、関係市町の住民の関心を高める取り組みが各市町で繰り広げられており、町の魅力を再認識するための広報用DVD作成をされるという予算も出ました。私は、こういう町の魅力を宣伝する、こういう事業こそ外部の専門業者に委託するのではなくて、今では町民の皆さんの中にもパソコン教室をやったり、カメラを上手に写せるような研究グループもあったり、歴史や史跡に造詣の深い方々など、本当に一生懸命に生涯学習なども通して活動をされている町です。そういう元気なお年寄りだけではなくて、中高年者、若い人たちはなかなか時間がないでしょうけれども、そういう関心を持っている人たち、知識を持っていらっしやる、時間もある人たちがたくさんいるこの町で、私は、そういう方々のこれまで蓄えた知識や技術を生かせる絶好のチャンスではないかと思うんです。私は、こういうことこそ町民の人たちに公募をして制作をお願いすべきではないかと思います。

町は、多額のお金を残しながら、地区からの切実な要望さえなかなか聞いてくれないという不安がたくさんあります。そういう中で、今度の補正予算に新たな要望、先ほども緊急性の高いものについては9月補正で対応したと言われましたけれども、それで150件の要望の一体何割がカバーされたのでしょうか。また、できないものに対して、きちんと要望を出してくれた、そのためにいろいろな手間暇かけて要望を出した地区の役員の方々へきちんと報

告をされておられるでしょうか。私のところには、そういう声は一つも届いておりません。やってくれないという声がたくさん届いています。

その上、最後になりますけれども、一昨年大混乱をもたらして破綻した情報通信基盤整備事業の再度取り組みに向けた調査・設計業務委託料として計上された4,494万円という、前回とほぼ同額の多額の委託料、これに対して先ほど答弁を聞いていても、とても町民の人たちに納得していただいて進めようという考えはあるわけですが、やっぱり行政主導、町長は、その都度その都度説明をしていかれると言われますけれども、このことをやるという説明さえ、まだ町民にされていません。町長は、町長選挙で、今年度12月前、12月中ですか、町民に説明をするよという、地区懇談会を開くよと。本当に前回のこの計画が破綻した最大の原因は、私は、町民への説明が不十分だったこと、そして町民の声に耳を貸さないで、住民不在で事業を進めようとしたこと、そういうことが本当に何も感じられない今回の予算計上ではないかと思えて仕方がありません。説明を聞いていても、光を欲しいという声と、各世帯に全世帯にIP端末を入れたいという行政の思い、そこは大きくずれているのではないのでしょうか。行政は、全世帯にIP端末を入れて町民の人たちの安心・安全、幸せを拡大していきたいんだと言われるんだしたら、一度破綻した事業に対する説明、慎重にやらなければならないと私は思うんです。同じ失敗を繰り返さないためにも、本当に行政主導で進めていくんだという姿勢を町民の人たちに見せることは、私はやっぱり同じ失敗につながっていくのではないかと非常に心配でなりません。

私は、光環境を整えなければならない、早くしてほしい、高速ブロードバンドやってほしいという声はたくさんいただいています。でも、各世帯に入れてほしいという声はほとんど聞いていません。そういう中で、この事業を進めるということで町民の皆さんにどういうメリットがあるのか、使えないのではないよ、各地区にせめてそういう端末あるいはパソコン教室、シニアパソコングループ、そういうのも今育っていますので、そういう人たちがどんどんパソコンを使ってみて、インターネットから情報をとっていく、こういうことがどんなに自分たちの生活を豊かにするものか、そういう体験もこの1年間で何も行政として努力をしない中で、いきなり町長が代わったからこういう事業を始めますというふうに、4,500万近い詳細設計までいくことができる業務委託料が出てきたということには、私は非常に恐ろしい思いがしています。

以上、町民の期待に応える内容も見当たらず、元気を出してもらえない工夫もない、また町民が主役という地方自治の最も大事な原則に立った理念も見えてこない当補正予算に対して賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 11番、小藪でございます。

それでは、私は、今議会の議案第47号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第4号）に賛成の立場から討論をいたします。

今回の一般会計の補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ4億3,349万円を追加するというものでございます。主な内容として、人件費関連を除けば、減債基金への積立金、情報通信基盤整備事業調査・設計業務委託料、子ども・子育て支援新システム構築業務委託料、定期予防接種個別接種委託料、茶園管理機械購入に伴う補助金、美しい森林づくり森林整備業務委託料、防災行政無線デジタル化に伴う電波伝搬業務委託料、総合支所同報・行政無線中継局の修繕工事費などの予算の増額と、防霜ファン更新に伴う工事費の減額が主なものだと思います。子育て支援のためのシステム構築や予防接種委託料など、子供たちを健やかに育てるための予算や、主要産業である農林業に対する予算の計上、また安全で安心なまちづくりのための防災体制の強化につながると思われる予算が措置されております。

また、それ以外にも外出支援サービスの車両にかかわる燃料費の増、それから町内全般での対策が必要となっている野生鳥獣等被害防止対策事業補助金の増額、TOUKAI-0専門家診断委託料の増額など、町民の生活に直結する予算が計上されております。

情報通信基盤整備事業は、設計業務は、老朽化が著しい同報無線の現状から、後年度計画としていたデジタル化を早め、情報通信基盤整備事業とあわせて一つの事業として実施するために必要な調査・設計業務と説明がありました。財政的な負担を減らすため、高速無線の採用について調査するなど、前回とは変わっております。整備しようとするインフラが町民の医療や福祉、また学校教育や防災などに活用できるように、予算執行に当たっては各地域の状況をよく把握して、先ほど町長の答弁にもございましたが、丁寧な説明を繰り返し行い、また前回の経緯、経過を検証し、多くの町民の理解が得られるように努めていただきたいと強く思います。

縁故債繰上償還のために3億7,138万円を減債基金に積み立てるための予算につきましては、以前示された財政シミュレーションのとおり、今後予定されている防災・行政無線のデジタル化事業や北部地域における簡易水道再整備事業、同報無線のデジタル化と町内の情報化に向けての整備事業など、町民の安全・安心のための大規模な事業が予定されております。

さらに、28年度から、先ほどから説明がございましたけれども、平成28年度から交付金の合併算定替えの特例が段階的に縮小されていきます。減額されていきます。平成33年度には推計で5億8,000万円が削減される見込みとなっております。また、今回の繰上償還により、地域振興基金の取り崩し額も確保できるため、この地域振興基金を今後のまちづくりのために活用し、町民の要望に応じていただきたいと考えております。

現時点では、この町にとって必要な予算計上であると考えていますので、本案に賛成いたします。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

よって、議案第47号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで11時まで休憩をしたいと思います。

再開は11時からです。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時59分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第6 議案第48号 平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中田隆幸君） 日程第6、議案第48号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第48号、川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,696万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億707万円としたいものでございます。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正と一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費などについて補正をするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は155万6,000円の減額でございます。これは、職員人件費の補正でございます。よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

（何か言う者あり）

○町長（鈴木敏夫君） すみません、緊張しております、1枚だけで申し訳なかったです。これからまだまだたくさんございました。申し訳ありません。

7ページ、8ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は2,633万2,000円の増額です。一般被保険者療養給付費については、今年度上半期の療養給付費が伸びる傾向にあることから、上半期の平均療養給付費と近年の下半期における療養給付費の伸びを考慮し、療養給付費を算出した結果、増額となることに伴う増額補正です。

退職被保険者等療養給付費については、一般被保険者と同様に算出し、療養給付費が減少する見込みであることに伴う減額補正です。一般被保険者療養費は、療養費の減少に伴う減額です。退職者被保険者等療養費は、療養費の増加に伴う増額をお願いするものでございます。

8ページ、9ページをごらんください。

第2項高額療養費は1,218万8,000円の増額です。一般被保険者高額療養費については、高額療養費の増加に伴う増額です。退職被保険者等高額療養費については、高額療養費の増加に伴う増額です。一般被保険者高額介護合算医療費については、財源更正でございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は1,500万3,000円の増額でございます。これは、一般被保険者に係る療養給付費が増加したことによる負担金の増額です。

第4款療養給費交付金、第1項療養給付費交付金は827万4,000円の減額です。これは、退職者医療に係る療養給付費が減少したことによる交付金の減額です。

第5款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金は、財源更正です。

第6款県支出金、第2項県交付金は295万4,000円の増額です。これは、保険給付費等の増加に伴う交付金の増額です。

6ページをごらんください。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は155万6,000円の減額です。人件費補正分の繰り入れの補正です。

第2項基金繰入金は2,883万7,000円の増額です。これは、保険給付費等の増加に伴い一般財源に不足が生じた保険給付費に支払準備基金を取り崩して対応するものでございます。

大変失礼いたしました。よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

まず、歳出といたしますか、一緒になっていると思いますけれども、3点お聞きいたします。

7ページの2款1項の療養諸費のところですがけれども、2,633万2,000円の増額になっています。また、8から9ページの2款2項高額療養費でも1,218万8,000円増額になっています。

先ほどの町長の説明にもありましたけれども、前期分の医療費増、伸びに伴う後期分の医療費を見直しによる増額ということですが、医療費が増加していることの原因をどのように見ておられるか、また、今後の予防対策をどのように考えておられるかお聞きいたします。

2点目は、6ページ、歳入の9款2項1目保険給付費等支払準備基金繰入金2,883万7,000円増額で、基金の取り崩しなんですけれども、当初予算と合わせて3,090万6,000円の取り崩しとなります。これで基金の残高が1億円ちょっとに、弱になるわけなんですけれども、佐藤前町長のときに、私は、ずっと一般会計からのその他の繰り入れを行って、加入者の負担増を回避するよにということを要望しておりましたら、医療費が増えて不足を生じた場合は、一般会計からのその他の繰り入れも行って、負担増を抑えて抑制したいという答弁がありました。また、後期高齢者医療が始まった平成20年度を基準として、国保税の負担を1と考え、税負担の平準化を図りたい旨の答弁も行われています。平成20年度は、後期高齢者医療への支援金などが国保会計でも始まりまして、負担が大きくなったわけなんですけれども、前年度の国保税が1人当たり平均額が5万8,863円であるところ、後期高齢が始まった20年度には6万4,619円に急増しました。それ以降も国保税1人当たりの平均額は、加入者の減少ということもありますけれども、23年、24年度で連続2回引き上げを行いましたし、そういうこともあって、24年度の昨年度の1人当たり国保税の平均額は7万1,929円とかなり増えています。今年度この今の状態で1人当たりの平均税額がどれくらいなのかがおわかりでしたら、お答えを求めます。

それから、3点目ですけれども、高度医療が進んで医療費増加傾向がとまらないという状況は、これはある面では、ある面ではというか、人類の命が長くなるということであって非常に喜ばしいことなんですけれども、そういう高額な医療が必要にならないように、予防して防ぐこともできる病気もいろいろあると思うんです。そういう中で予防施策に力を入れることは非常に欠かせないことなんですけれども、加入者への国保税負担は、医療費が増えるからといって加入者の収入が増えるわけではありませんので、増える状況はとても見込めませんので、そういう状況の中で負担増は限界であるということを私はこれまでずっと繰り返して言い続けてきました。今回は、特別税額を上げるとか、本算定ではありませんので、そういうことではありませんけれども、非常に医療費が増えて不足が見込まれるということで、基金を全額不足に取り崩して充てるという補正予算が出されて、非常に今後のことが心配に思われる内容です。

今回、一般財源では繰越金で5億円余の増額補正を、先ほども協議しましたけれども、されているんですけれども、なぜこのよなときに一般会計からの繰り入れを行わなかったのか、どのような場合に法定外の繰り入れを実施する考えなのかをお伺いします。

この3点、よろしくお願ひします。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。



○生活健康課長（伊藤千佳子君） それでは、鈴木議員にいただきました質問についてお答えさせていただきます。

まず、1番目の医療費増加の原因と今後の予防対策をどのように考えるかということですが、まず医療費の増加の原因についてですが、6月補正予算時におきましては、22年度から24年度の療養給付費等の給付実績から1人当たり医療費の増減割合を考慮しまして、25年度に必要となる療養給付費等の積算をし、一般被保険者分におきましては、療養給付費が前年度との比較で101.2%、療養費分が104%、高額療養費につきましては114%程度の伸びを見込んでおりました。6月補正予算及び国保税本算定以降、一般被保険者に係る療養給付費等につきまして9月診療分までにおける24年度と25年度の状況を比較しますと、療養費は前年度を下回る実績となっておりますが、医療費給付に係る療養給付費につきましては106.1%で約1,700万円の増加、高額療養費につきましては120.2%で約620万円の増加となっており、6月補正予算時点における見込みを大きく上回っている状況にあります。

医療費の増加要因は、被保険者の皆様の年齢構成や罹患する疾病構造、症状の程度、受診意識、診療行為など様々な面から分析する必要がありますけれども、いろいろな要因がある中で、特に入院1件当たり、また入院1日当たりの医療費増加が一つの原因ではないかと思われれます。

次に、予防対策をどのように考えるかについてですが、現在、各医療保険者が実施義務者となって40歳以上の被保険者の方々に実施している特定健康診査及び特定保健指導事業があります。川根本町国民健康保険の保険者として実施しておりますけれども、特定健診の受診率は、平成24年度の実績が45.4%、これは県内第3位で高いほうに位置づいてはおりますけれども、まだまだ対象の方の半分にも満たない受診率でありますので、目標値にもまだ到達できておらず横ばい状態にあります。まずは、このような新たな体制である特定健康診査と特定保健指導事業の充実した展開や人間ドック費用助成も継続することにより、病気の早期発見、早期治療、予防を啓発していくことになると考えております。

また、国保だけではなく、町の保健事業として実施しております各種がん検診事業や講座の開催、感染症予防のための予防接種費用助成事業等の充実も重要と考えます。また、必要に応じてかかりつけ医を持って、日ごろから定期的に受診することも疾病の重症化を予防し、医療費の増加を防ぐことにつながる一つと考えます。

2つ目の御質問で、今年度の1人当たり平均税額は幾らかという御質問をいただきました。御質問の中で、24年度の1人当たり国保税平均は7万1,929円になっているということでありましたけれども、この金額につきましては、決算資料における国民健康保険税の金額から算出された全体の収納額に対する金額であります。24年度保険税の調定額と25年度の本算定時における保険税調定額の見込みから算出する1人当たり保険税調定額につきましては、24年度が8万6,093円、25年度本算定時の試算による金額が8万3,984円となり、前年度比較マイナス2.45%の減少となっております。

なお、7万1,929円は、24年度の保険税調定額8万6,093円に保険者全体の収納率83.67%を乗じた額となっております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 一般会計からの繰り入れの関係でございますので、少し関連を述べさせていただきます。

近年、被保険者数が減少傾向にある状況において、1人当たりの療養給付費などは増加する傾向にあり、今後もそのような状況が続くという見込みにおいて、被保険者が負担する国民健康保険税についても負担が大きくなっていくことも考えられます。現在のところでは、1人当たりの調定額を維持しようという考えの中で、保険税率等の改正について対応させていただいており、保険税の負担が増える場合などや予算上不足する財源については、支払準備基金の一部を取り崩して対応をいたしております。こういった独自の基準をもとに、保険税の算定を行うとともに、被保険者の減少であったり療養給付費の増加や医療制度改革などに対応するために、国保被保険者をはじめとする町民の医療費削減のための施策の展開であったり、現在取り崩しを行っている支払準備基金のあり方、さらには被保険者に対する負担をどの程度までお願いしなければならないかなど、様々な面で国民健康保険事業の運営について検討をしていかなければならないと思っております。

その中で、一般会計からの繰り入れについても、いつ、どのような方法で行うべきかを議会や国保運営協議会の中で継続的に意見を聞きながら進めていく必要があります。やはり先ほど課長が申し上げたとおり、予防が一番大切かなというふうな思いはございますけれども、柔軟な対応を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

○10番（鈴木多津枝君） なし。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

よって、議案第48号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第49号 平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中田隆幸君） 日程第7、議案第49号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第49号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,171万円といたしたいところでございます。

今回の補正予算は、人事異動に伴う職員人件費の補正と国県支出金等返還金などを補正するものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の介護4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は135万6,000円の減額です。これは、職員人件費の補正でございます。

第3項介護認定審査会費は17万5,000円の増額でございます。これは、介護認定審査に係る臨時職員の賃金の増額をお願いするものであります。

4ページ、5ページをごらんください。

第7款諸支出金、第1項繰出金は4万1,000円の増額です。これは、平成19年度から平成23年度に地域支援事業費として繰り入れを受けた一般会計繰出金について過大交付があったため、一般会計へ返還するものでございます。

第2項償還金及び還付加算金は20万7,000円の増額です。これは、地域支援事業費について過大交付があった国県支出金及び支払基金への返還金の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の介護3ページをごらんください。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は118万1,000円の減額です。これは、職員人件費補正分の減額及び臨時職員の賃金増額に伴う一般会計繰入金の減額をお願いするものでござい

ます。

第2項積立基金繰入金は24万8,000円の増額です。これは、地域支援事業費について過大交付を受けていたことに伴う国、県、町、支払基金への返還金補正に伴う介護給付費準備基金繰入金の増額をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

よって、議案第49号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第50号 平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第50号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第50号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ333万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,763万4,000円としたい

ものです。

今回の補正予算は、テレメーター回線・携帯電話使用料及び消費税の補正と簡易水道の施設修繕費の増額と水道検査委託料の減額をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の簡水4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は360万3,000円の増額です。これは、テレメーター回線・携帯電話使用料及び消費税の増額をお願いするものでございます。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は34万5,000円の減額です。これは、簡易水道施設の修繕費の増額と水質検査委託料の減額をお願いするものでございます。

第4款公債費、第1項公債費は、財源更正でございます。

第6款諸支出金、第1項繰出金は7万6,000円の増額です。これは、繰越明許事業の塩郷地区導水管布設がえ工事の事業費に伴う一般会計繰入金について、事業費の実績に伴う一般会計への繰出金の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の簡水3ページをごらんください。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は140万円の増額です。これは、田代配水池テレメーター工事に対する電源立地地域対策交付金の充当額の増額に伴う一般会計繰入金の増額をお願いするものでございます。

第2項基金繰入金は140万円の減額です。これは、田代配水池テレメーター工事に対する電源立地地域対策交付金の充当額の増額に伴う基金繰入金の減額をお願いするものでございます。

第5款繰越金、第1項繰越金は333万4,000円の増額で、これは前年度からの繰越金で、今回の補正では全額計上となります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

これは、質疑通告をしていませんので、数字についてお伺いするのではなくて、どうしてこのようになったのかという原因をお聞きしたいんですけども、4ページの1款1項1目一般管理費のところの27節公課費、消費税について299万4,000円の増額が出ています。これは、当初予算が377万8,000円でしたので、今回の増額を合わせると677万2,000円になります。

けさも担当の職員の方から本当にいろいろ説明を聞いたんですけども、半分、3分の1ぐらいわかったかなという感じで、なかなか理解することができませんでした。全協でいただいたこの消費税の算定に対する説明書があるんですけども、皆さんももらってあると思いますけれども、これを読んでもほとんどわかりません。持っていらしたら見ていただきたい

いんですけれども、消費税、料金の消費税は、課税対象となる料金収入などの金額を4%税率分というふうに、普通消費税というところと現在5%だと思えますけれども、ここで4%で計算しているようなことを書いてあります。それで、金額から考えますと677万2,000円となる今年度の消費税、支出額ですね、1億円、まず利用料金、ほとんど1億円ちょっとです、1年間の水道料。5%で見ても500万円、4%だと400万円、その1年分にかかる、利用料にかかる消費税額を仮受消費税額を考えると、前年度のに対してかかるわけですから、その前年度の分を計算するのに、その前の年に前年度のその前の年に納めた分の精算額と、その年、前年度分の額を差し引いて24年度の消費税額が払われたと思うんですけれども、決算額は120万円でした、消費税の決算額、歳出のところ。非常にその金額からいっても、今年度677万2,000円計上しなければならないという理由が、朝いろいろ説明を聞いて、その計算式の資料もあるけれども渡さなかったということで、後で渡しますという約束もいただいたんですけれども、もう、きょう議会があつて、採決をしてしまうわけですから、私は、このことについてなぜこういう大きな金額になったのか、その点を説明を求めます。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） それでは、27節公課費、消費税299万4,000円の増額について御説明します。

先ほど消費税の納付は、9月に前年度分、平成24年4月1日から平成25年3月31日を計算、確定申告をし、前年度予算の3月に前年度の消費税額の半分を納めています。それを差し引きまして、9月に確定申告の精算納付495万1,400円が当初の見込みより増額となりまして、平成25年度の納付額は、9月に前年度分の精算495万1,400円、平成26年3月に平成25年度分の中間納付半額分の納付に当たり、精算納付額水道使用料控除税額等から算出した結果、中間納付額が不足になり、今回299万4,000円の増額補正の申請をしたということです。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質問ありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） その説明をけさ聞いた上で質問をしたわけですが、これには仮受消費税と仮払消費税があつて、仮払消費税については、工事費などがたくさんあれば、そこに転嫁されている消費税分も支払っているわけですから、その分は仮受消費税から引いて納付するというふうな計算をするわけですが、前年度は工事が、24年度は工事が少なくて、消費税支払い分が多くなって495万円ですか、見込まれるということですが、今年度にさらにそれを上回る、299万円も上回る予算を用意しなければならない。これ結局、今年度の3月に支払う中間分と前年度の支払い増、消費税の支払う分の精算した差額を足したものだと思えますよね。それ、前年度も払っている、見込みで払っている分があるんじゃないかと思うんですけれども、それを引いて、なお、このような677万2,000円というところ、仮受消費税も上回る額です。仮受消費税、1億円ちょっとの使用料に対して5%で見ても500万円、4%で見るとしたら400万円、そこから工事費などでいろいろな工事費や契約、

委託料などで払った消費税を仮払消費税として引く。でも、担当の職員も教えてくれましたけれども、一般会計から入ってくる分、工事費の1割分とか起債をして払っていく分は7割、起債で充てていくから、その分はそこにはもう消費税ももちろん加算して交付されているから、そこは引けないんだよと、仮払消費税にはならないんですよという説明を受けました。それを考えても、余りにも仮受消費税から仮払消費税を引くという、仮払消費税のところがほとんど反映されていないのではないかと思えて仕方がないんですけども、そのことについてどうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 仮払消費税につきましては、水道使用料から税率4%の適用分の収入金額の課税標準額5%を掛けまして、税率4%の適用分の収入金額の仮受消費税4%、438万5,400円が仮受消費税額の合計額となります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

○10番（鈴木多津枝君） やめます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

よって、議案第50号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第51号 平成25年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第9、議案第51号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第51号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,086万4,000円としたいものがございます。

今回の補正予算は、人事異動に伴う職員人件費の補正をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の温泉4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は26万4,000円の増額です。これは、職員人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の温泉3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は26万4,000円の増額です。これは、職員人件費補正に伴う繰入金の増額をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

よって、議案第51号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）は原案の



とおりの可決されました。



◎日程第10 議案第52号 平成25年度川根本町いやしの里診療所  
事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中田隆幸君） 日程第10、議案第52号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第52号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,757万7,000円としたいものでございます。

今回の補正予算は、今年度から定期予防接種について、接種に必要なワクチンを各診療所において準備し対応することになりましたが、当初予算においてワクチン代金を見込んでいなかったことによる医療材料費の増額及び備品購入費の追加をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は7万4,000円の増額です。これは、医師及び臨時職員の社会保険料の増額をお願いするものでございます。

第2款医業費、第1項医業費は171万1,000円の増額です。これは、定期予防接種に必要なワクチン購入のための医薬材料費の増額と、備品購入費の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第1款診療収入、第1項外来収入は178万5,000円の増額です。これは、定期予防接種ほかに係る診療報酬収入の増額をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

よって、議案第52号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。



#### ◎散 会

○議長(中田隆幸君) お諮りします。

12月12日から12月17日までの6日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、12月12日から12月17日までの6日間、休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでございます。

散会 午前11時45分

平成25年第4回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成25年12月18日(水) 午前9時開議

諸般の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第45号 川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定について

出席議員（12名）

1番	菌田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	中澤莊也君	6番	芹澤廣行君
7番	太田侑孝君	8番	山本信之君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	小藪侃一郎君	12番	中田隆幸君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	筒井佳仙君
企画課長	山本銀男君	税務課長	栗原卓君
福祉課長	前田修児君	生活健康課長	伊藤千佳子君
産業課長	鳥本宗幸君	建設課長	澤本勝美君
商工観光課長	羽倉範行君	教育総務課長	藤森敦君
生涯学習課長	山下安男君	会計管理者兼 出納室長	安竹賢治君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（中田隆幸君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、説明員は12月11日の日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

12月12日午前9時から、第1常任委員会を開催し、議案第45号、川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定について熱心に審議していただきました。誠にありがとうございました。

次に、監査委員から、定期監査の結果について報告がありました。

なお、内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 一般質問

○議長（中田隆幸君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、小藪侃一郎君、野口直次君、藪田靖邦君、中澤莊也君、鈴木多津枝君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

それでは、11番、小藪侃一郎君、発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 改めて、おはようございます。

新しい町長になりまして、定例会、4年前に続いて2期連続一般質問1番目ということで、緊張しております。11番、小藪でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

鈴木町政となられ、2カ月余が経過いたしました。各方面への御挨拶回り等で忙しさも一段落したかと思われそうですが、ただいまは来年度の予算編成中かと推測いたします。

12月12日、恒例の今年の漢字が発表されました。「輪」に決まりました。清水寺の森貫主は、「輪は大勢の人が手を握り合って、円滑に回転していく字、譲り合い、支え合い、認め合うところに輪の精神がある」とお話しされておりました。3カ月前に今年の漢字を予測

したかのように、輪の文字で表現された三つの輪づくりで選挙戦を勝ち取った鈴木町長であります。町長にいだく、町民、住民の期待は大きいものだと感じます。

一方で、合併前の旧本川根町時代の町長2期をはじめとする、各役歴や実績は、8年間の時間の経過や、特に旧中川根町民にはなじみが薄く、どんな人、どんなふうにしたいのかについて、何となく不安を抱いて見守っている現況でもあると思われまます。

1つ目の質問は、町長自身が「きずなの町へ」「ひとつの町へ」を提唱し、国、県のきずな、人のきずな、千年のきずなを提言しております。町政を離れて8年間の思い、町を一つにする責任があると表現された思いが、町政復帰の現点かと思われまます。12月11日定例会の冒頭挨拶でも、この町を一本化したいと述べられておりました。現職復帰の思い、政治姿勢、心情等をお伺いいたします。

2つ目は、町長の「きずなの町へ、ひとつの町へ」の訴えの中で、人の輪、産業の輪、地域の輪の三つの輪づくりについて、お伺いいたします。

12月2日発信の川根本町ホームページ、町長メッセージで、町の現状とこれからの展望の中で、次のように述べられております。

「町内の様々な場面で問題が山積していることを痛感しています。主要産業である茶業は、需要が伸び悩む中で茶価が低下するなど大変厳しい状況にあります。商工業でも、長く続いた景気の低迷から抜け出そうと悪戦苦闘が続いています。また少子高齢化や過疎化により、町そのものの活力が失われるのではないかと危惧されています。このような状況を何とか打破していかなければなりません」と発信しております。そして、皆さんのお声をお聞かせくださいとメッセージへ結んでおります。

私は、具体的な提案、提言を今回3点させていただき、町長に伺います。

まず、①として、全国的に高齢化、人口減少が進んでいる中、いろいろと問題となっております。とりわけ高齢化率約43%の川根本町は、それぞれの地区においても少子、高齢、過疎化が顕著であります。車座になって顔を突き合わせ、地域の将来を語り合う会合は、遠い昔の出来事となりました。自治会運営、防災活動、祭りごとなど、地域コミュニティーの維持に陰りが見え始めております。人の輪、地域の輪は、地区の自治にとって大切な要素であります。地域自治の自立維持の支えに、ボランティア的公助ともいえる役場職員の地区担当制度の導入を提案いたします。

2つ目として、産業の輪については、年間を通し町民の雇用、収入等で、土木骨材建築関連企業、輸送機器関連企業、電子部品関連企業、中部電力等関連企業、大井川鐵道等々に大きく支えられております。多くの面で、本町のために貢献されているわけでありまます。町の基幹産業としている茶業、林業、観光、商工業の現況も、ここ15年ぐらい前から景気動向は曇りのち雨の状況と感じられます。事業所も、忙しくても収益は厳しく、従業員維持確保に苦勞している現状であると聞きます。アベノミクス効果はなかなか感じられない川根本町に立地している事業所、企業の業績の発展に、行政としてどうすればいいか等々、問題山積の

中、行政と産業の輪づくりについて、町長の見解をお伺いいたします。

3つ目に、人づくり・活力づくり・魅力づくりが三つの輪のくくりになっております。いずれも、地域内外、国内外の人と人との交流が基本となります。町長メッセージで、心が触れ合う感動の町づくりの中の3つ目は、交流と触れ合いの町づくりと述べております。誘客対策の実施による地域間交流の促進や、人づくり・魅力づくり・活力づくり活動への支援を行っていきたいと述べております。

具体的なものはまだ出ておりませんが、その一端の場づくり、あるいは教育の場づくりの一つに、町営サッカー場の人口芝生化の事業化が有効だと提案いたします。

サッカー競技のみならず、総合運動公園的な活用で、例えば、高校、大学生のサッカー合宿やグラウンドゴルフ等スポーツ観光等に利活用がしやすくなります。また、あかいしの郷施設など、徳山区内の砂粉じん対策、救急への利便性向上等、生活環境整備の改善などにもなり得ます。利用範囲の広い、使い勝手の幅のある施設になるものと考えております。

今までに何度となく話題になっている事案でございます。三つの輪づくりに総合運動公園を提案したいと思っております。社会体育施設ということで、所管の教育長にお伺いいたします。町長にも所感をお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの小藪侃一郎君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、小藪議員の質問に対しまして、お答えを申し上げさせていただきます。

今、最初に、「きずなの町へ」「ひとつの町へ」についてという御質問がございました。

確かに私は選挙のときに、そのようなことを申し上げました。私はもともと千年の学校の基本的な理念を、この町に対応しようということから立候補したという経緯もございますけれども、まずは人づくりが大事であると。これはどういうことかと言いますと、地域を深く知ることでございます。地域の文化、資源を掘り起こして、光を当てて、誇りと自信に満ちた、そのような人を育てていくということが1つです。

それが魅力づくりになりまして、地域を磨くわけでございますけれども、知識と技と誇りを持つ人は地域の魅力となり、その実践が地域の風景を美しく磨き、もてなしの心を生み出す。これが2番目の魅力づくりでございます。

それから、3番目には、そのようなことが活力づくりにつながると。これは、地域を発信することにつながります。人や風景やもてなしの魅力が人を呼び込む情報やものが交流し、らせん状に地域づくりが高まっていくということでございます。

これらを進めていく中で、どういうことが発生するかといいますと、当然ながら、市民が自分の町に誇りを持てる。また、それが町外へ出た皆さんにも、私のふるさとはこういうところだという自慢と誇りが持てる、自信も持てる、そのような町づくりにつながるとい

とで、当然ながら、町内だけで全てが対応できるとは思っておりません。多くのサポーターの皆さん、いわゆる川根本町の応援団をつくる必要があるというふうに考えているところがございます。

もともと「きずなの町」ということ、それから「ひとつの町」ということを申し上げましたけれども、これは元来、この川根本町には「お互いさま」という言葉がございます。これは、氏神さんのお祭りでもそうですし、全ての行動が、やはり地域で連携をして対応している。一つの目標に向かって進んでいるということは、潜在的にこの地域には、そのような素養があるということで進めていく必要があるのではないかということを感じたわけでございます。よく言われますように、「遠くの親戚よりは近くの他人」という言葉もございませけれども、そのようなことが現在実施をされているのが、この地域ではないかというふうに思っております。

それから、「ひとつの町」ということを申し上げました。これは、どういうことかと言いますと、やはり以前、10年ほど前になりますけれども、国体のカヌーが開かれました。その折、当然ながら当時は合併しておりませんでしたけれども、多くの皆さんが、小さな町ではとんどの方が、こんな小さな町では2つの競技は無理だろうというふうに言われておりました。

そのような中で、一つの目標を持って、町全体で、子供さんからお年寄りまでが一緒になって、また近隣の、当然当時は中川根と川根とございましたけれども、そのような皆様にもお願いして、一体となって応援をしていただいて、大会が成功したという経緯がございますので、やはりそのような思いというのは、一つ目標を定めればまとまる地域であるというようなことから、そのようなことを考えたというような経緯がございます。

それから、国と県とのきずなはどうなんだということが質問ありましたけれども、これは実は大井川流域、これは大井川水道企業団、いわゆる長島ダムで象徴されますように、当時の4市10町が、それぞれ大井川の水を使って、工業、農業、上下水道全部、大井川の水を使って発展をしているのは下流の地域であると。そのような中で、やはり下流の皆さんにも、上流がいろんな形で山の管理をしている、それがいわゆるきれいな水、いい水を下流の皆さんに送っているという中では、当然ながら連携を持って、大井川の流域が対応することが必要ではないかというようなことで、国、県とのきずな。

それから、もう一つは、これは政治的なことになりますけれども、せっかく地元国会議員がお二人おります。これは、牧野参議院議員と井林衆議院議員、このお二人がいるんです。この皆さんは当然ながら、地元を愛しているといいましょうか、当然ながら選挙区でありますので、何とか地元のことをやりたいという思いがあるものですから、この皆さんには、いろんな情報をお聞きすることが必要であろうということから、国、県のきずなというようなことを申し上げたということがございます。

それから、千年のきずな、これは千年の学校に通じるわけでございますけれども、当然な



がら、これまでの千年がどういう時代であったかということを考えますと、当然ながら、この地域に住む人がいたというような中で、やはりこれから将来、この地域がどのような形で進んでいくか、そのような人が住んでもらえるかということも考えなきゃいけないという中で、これまでの20世紀が、どちらかという争いの時代、戦争の時代と言いましょうか、物質文明が最優先された時代であったと。

しかしながら、先ほども申し上げたとおり、このような中山間にはいろんな形でいい風習も残っていると。それらを基本にしたまちづくりを考えることが、将来画一化された都市の生活よりも、人間らしい生活ができる中山間に住んでみたい、来てみたい、そのような町にすべきだということで、そのような千年のきずなということを申し上げました。

これは人間の生き方、それから地域のあり方を再構築するいい時期ではないかなということで、当然ながら、大震災もございまして、海岸、沿岸部は、大変住む人がいなくなっている、地価も大変下がっているという状況の中で、やはり、それを皆さんも受け入れるような準備を今しておく必要があるのではないかというふうなことで、過去の歴史を振り返ってみますと、やはり1,000年以上も前から、ここに縄文から住んでおりますけれども、実質的には平安時代からこちらに住んでいるということ。大変繁栄した。それが歴史的な文化、それから神社の神楽等も当然入りますけれども、そのような伝承文化が今まで残っているということは、やはりいつながりがあったと、それがきずなであるということから、そのようなことで、きずなへの町へ、ひとつへの町へということで、私自身が訴えたということで御理解をいただければありがたいというふうに思っております。

それから、三つの輪づくり。これも、今述べたことと、基本的な考え方と共通をいたしますけれども、こちらのほうも説明をさせていただきます。

人の輪でございますけれども、職員の地区支援担当制度をつくったらどうかというふうな御質問だったと思っておりますけれども、私も就任当初から、なるべく職員は地元へ帰って、地元の意見を聞きながら、それを行政に反映するべきだということで、積極的に地元の行事には参加するよということは、就任当初から申し上げております。そのような中で、地域の自治活動やお祭りなどに積極的に参加することは当然だというふうに思っております。

それから、職員が地域に入って、地域の求めることを知り、地域の人と一緒に地域づくりをする観点から、また職員の持つスキルや情報を地域に還元する観点からも、私も今の小藪議員の考え方と同様でございます。

しかしながら、地区の大小や地理的なことなどで、地区と職員のかかわりが異なっているという現状もございます。職員の経験やスキルの違いも大きいことも事実としてございます。また、職員では対応できない集落対策の推進に関しては、当然ながらノウハウや知見を有する専門家を求められるという場合もございますので、地域の事情に詳しい職員とともに専門家を派遣して支援させる必要があるかというふうに考えております。

いずれにしましても、日ごろから役場職員にはいろいろな資格の取得や、研修によりスキ

ルアップを図って、地域に還元していくということが必要だということを考えておりますので、今の制度の検討という言葉がございましたけれども、これにつきましては、少し時間をいただきまして対応していきたいというふうに思っております。当然ながら、質問のあったとおり、職員が地域にいろんな情報を提供し、情報をもらって役場の行政に反映し、町民のためになることをやっていただくということは当然かというふうに思っております。

それから、サッカー場の関係がございました。地域の輪でございます。

徳山地区にあります町営サッカー場は、昭和37年に林業振興の拠点として、金谷林業事務所川根育苗畑として開設をされました。その後、林業試験場川根分場、志太榛原農林事務所育種場となり、平成11年度に閉場になっております。

土地返還後の有効利用について協議が進められ、地元の高校であり、位置も隣接する川根高校の振興に寄与できること。それから、2番目には、小学生から社会人も利用でき、町の活性化が図れることを念頭にして、以前から施設要望がありましたサッカーが可能なグラウンドとして整備をされたという経緯があるようです。整備は、平成11年度に実施をされております。平成12年度から、町営サッカー場として現在に至っております。

近年の使用状況については、隣接する川根高校サッカー部や体育の時間にて利用をされております。また地元サッカー少年団やグラウンドゴルフ愛好家など、幅広く利用されているところでございます。

現在は、町営サッカー場として利用されておりますが、小藪議員から提案のありました多目的な利用と活用を行うことができる唯一の場所であるということは考えております。

三つの輪の中で、産業についてでございます。

先ほども質問にございましたけれども、商工業者にとって、景気が上向いてきたとはいえ、依然厳しい状況下にあることは認識をしております。このような状況下において、この地で頑張ってくれていることは大変うれしく思っておりますし、大変ありがたいというふうに思っております。

町の活力づくりには、町民と行政が一体となり進めなければなりません。それにはまず、話し合い、意見の交換の場が必要かと思っております。

地区懇談会を実施したい旨申し上げておりますが、これと同様に、商工業者の方たちとも懇談会を設け、町づくりができるよう、年明けには町内の主な企業の代表者と懇談の場を設ける計画をしておりますが、今後、継続的な輪をつくっていきたいというふうに考えております。

このような中で、どうしてこのような産業の皆さんと企業の皆さんと話し合いが必要かと申し上げますと、やはり就労の場として大切に頑張っている中で、情報が非常に入ってこないということがございます。と申しますのは、ある企業の方に聞きますと、ハローワークへいつも出しておるけれども、なかなか反応がないというようなこともお聞きしておりますし、そのほかの商業をやっている方も、やはり若い人、いわゆる就労してくれる皆さんがいない

よと言う声も実は聞いているんです。

そのような中で、私は当然ながら、以前、「夢づくり懇話会」という団体の皆さんと意見交換をいたしました。その折にもお願いしたんですが、やはり一度に大勢の町民を雇ってくれるところはなかなか今難しいという中で、個々の企業にお願いして、やはり一人でも、一組でも使っていただけるようなことを行政からもお願いしなければいけないなということは痛感しております。そのような懇談の場で、やはり工場誘致がどうだという方もおりますけれども、今の若年労働者の数が少ない中では、なかなか一発で逆転はできないという思いから、このような懇談会を設けて、それを継続して、そのたびにお願いするということが必要ではないかというふうに考えておりますので、やはり町が窓口をつくって対応する必要があるのではないかということ、実は考えております。

これは、もう少し言いますと、情報の提供の場といいますか、情報を受ける側として、やはり今空き家対策をやっております。しかしながら、なかなか進まないという中では、当然ながら空き家対策と絡めて、こちらで住んで、皆さんが就労についていただけるということも着実に一步一步行くことが必要ではないかなというふうに考えております。

以上でいいですか。大変雑駁な答弁で申し訳ありません。よろしく申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 再質問を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） ただいまは、本当に前向きな答弁で、再質問が何かやりにくくなるような感じもありますけれども、ただ1点、一つ目の質問の中で、選挙の折に配られました法定ビラの中に、気になる言葉が1点ございますので、そこら辺をお聞きしたいと思います。

10月の選挙の折に配られた法定ビラの中で、「合併して8年、夢と希望の持てる活力のある川根本町を目指した合併も、幾多の混乱の中、町政が停滞し、不毛の時間が経過いたしました」と、そんなふうに述べられております。選挙戦術の一つの書き方、あるいは決め言葉であったかとも感じますが、私個人は、町政はスパイラルに進化していく、そういうものだと思っております。8年間、町民、町執行部、職員、議会も、それぞれの職責で町を思い、町民の幸せを思い、一生懸命働いて時間が経過したわけでありまして。それを不毛の時間と言われました。不毛の時間、その思いを解消しようと、ならばもっと早くに将来の夢に向かってレールを引く責任をお感じになったこと、あるいは、その時間の経過責任を、どのように認識されているか、厳しい質問で申し訳ございませんがお伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 確かに今言われたように、町政が停滞し不毛の時間を経過したということを書いてあります。

これは、どうしてこのようなことを書いたと申し上げますと、行政、いわゆる政治というのは、十のうち九ついいことをやっても、一つのことですべてが泡になってしまうという、これは政治責任という言葉が適当かどうかわかりませんが、そういうことが言われる世

界だと、私自身は思っております。当然ながら、それぞれの議員の皆さんが一生懸命対応し、行政も今言われたように一生懸命対応し、それから職員も一生懸命対応したという中でも、結果がそのような形になると、全てを水の泡にしてしまうという恐ろしい世界だというふう  
に思っております。

そのようなことで、この言葉が適当だったかどうかというのは、私も反省すべき点がある  
と思っております。しかしながら、そのような思いがあって、どういう表現がいいでしょ  
うか、ぐずぐずしながら立候補の表明をしたということがございました。これは、全てを否  
定したわけではなくて、結果的にそういうことになってしまったことは、やはり不毛の時間  
であったということで表現をしてしまったことで、これはおわびをしたほうがいいかもしれ  
ませんが、一生懸命やった人には申し訳ないし、一生懸命やった職員にも申し訳ない  
と思っておりますので、この辺は修正できれば少し修正したほうがいいのかなという反省は  
ございますけれども、政治というのは怖いもので、先ほども申し上げた3割3分3厘でいい  
わけじゃなくて、やはり10割が求められている世界だというふうな感じがいたしました。

そのようなことで、この言葉が大変それぞれの皆さんに御迷惑をおかけしたのならば、訂  
正したり、これを消去してもいいというふうなつもりではおります。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） ありがとうございます。

今までの答弁で、鈴木町長の政治姿勢、あるいは物の考え方が伝わってくるような丁寧な  
説明で、本当にうれしく思います。

次に、三つの輪について、それぞれお伺いしていきますが、先ほど役場職員の地区担当制  
度、検討されるというような意味合いにとりましたけれども、地区の手助けの面でだけでな  
くて、住民が何を感じ、何を願っているかを謙虚に理解する職員自身の研修、研さんの場と  
してもよいものだと考えるわけであります。住民の理解が得られないと、役所が勝手に考え  
ればいいというようなことになりますので、職員が、先ほど町長も言われておりましたけれ  
ども、住民の中へ、地域の中へ入っていき、一緒に汗を流す、意見を聞くということで、活  
性化あるいは、区長さんの補助もできると思います。先ほど前向きな答弁をいただきました。  
私の発言、あるいは町長の発言を、この館内放送を聞いている下の職員が、えー、また仕事  
が増える、これは大変だぞと今思われて、何か嘆きとも言えるような声が聞こえているよう  
なこともないでもないと思っておりますけれども、町長、その辺の職員に対する理解をどのよう  
にやっていくかお聞かせください。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） このことについては、たびたび課長会でも申し上げておりますし、訓  
示でも申し上げておりますけれども、やはりこの町を、どういうイメージでとるか職員に  
問うたです。その中で、やはり私は、この町は病院と同じだというような具体的なことを申  
し上げました。

というのは、やはり職員が、例えば、お年寄りのそばに接触しただけで、近くにいるだけで安心するという場面も、正直言って弱いお年寄りにはあるわけです。そういうことも含めて、やはり地域に密着したような活動をしてほしいということは、再三申し上げておりますので、今、館内で聞いている方は、またかというような言葉で聞いているように思いたいと思っておりますし、余分な仕事ができたとはい決して思わないというふうに思っております。

そのような中で、やはり私どもが病院に入院したときに、看護師さんが回ってくると安心すると同じように、時にはドクターになって、そのような町民の皆さんと多く接触して対応するということとは常々申し上げておるものですから、そのような戸惑いは職員にはないというふうに確信をしております。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 安心をいたしましたけれども、今日帰りに鉄かぶとをかぶって下を歩かにかいかなかなと、そんなふうな思いで質問させていただきました。

次に、産業の輪ということで、先ほどもお話しいただきましたけれども、町長メッセージの中に、農林業が元気で豊かな経験、自然を生かしたまちづくりの中で振興、観光との連携などという地域活性化をするために、6次産業化をしたいというようなこともメッセージの中にあります。

やっぱり、それに一つ加えて、先ほども積極的な答弁をいただきましたけれども、本町立地企業、行政との輪づくりというのは、本当に町長おっしゃるとおりに大変大切なことだと思います。特に国道362号の青部バイパス、上長尾高郷地区バイパスの早期完成を願う、そういう声は大であります。本町に立地する企業のいろいろな声と、行政のつながりの輪が重要であると認識されていると思いますけれども、本当にそう思います。

川根本町に立地する企業は、自分の会社の仕事以外に、自社企業業務以外に、地域のために貢献されています。

一例を挙げますと、ケーブルテクニカ株式会社は、地域産業を盛り立てようと、川根茶の販路拡大と販売をしております。中部電力大井川電力センターさんは、地域づくりやイベントに積極的に参画しております。電研テックさんは、進んで地元古典芸能保存にも出演し、後押しをされております。

また、こういった町内の事業所、企業は、消防団員確保の面でも大きく貢献されております。そういう本町立地の企業と交流パイプを太くする、そういうことを熱望いたします。それがまた、茶業、林業、観光にも波及してくるものと考えております。

そして、ここでもう一つ提案ですけれども、それぞれの企業の姿や、企業マインド等を、広報かわねほんちょう等で、企業、事業所紹介欄を例えば設けて紹介していくことによって、住民との輪を醸成していくことも大切なことだと思います。

先ほども経営者と懇談会を持つ、そのようなお話でございましたけれども、どうかこれを定期的に決めてやるお考えをお持ちか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、御質問あったことは、非常に大切なことだと思っております。そのような中で、事業所の紹介等も当然しながら、やはりこちらへ事業所で言いますと、よそから赴任してきた方も大勢いるものですから、その皆さんにも当然ながら町のサポーターになっていただくと、応援団になっていただくというようなことは、当然必要だと思っておりますし、ここに赴任してきた皆さんが、やはりこの町のために何かやりたいという思いは、それぞれの皆さんがお持ちでございます。その辺の皆さんの、そのような考え方を聞いて、行政で反映できることは、当然ながら反映をしなきゃいけない。そのような思いでおります。

当然ながら、今言われましたとおり、懇談会もどのような形で、大変数が多くなるものですから、幾つかに分散してやるほうがいいのか、一遍に集まっているような意見を聞くのがいいのか少し検討しながら、今ある企業懇談会の枠を広げるのか、もう一つまたつくるのか、ちょっと検討しながら、当然それぞれの企業の皆さんの思いやら、それから困っていること、悩んでいること等もお聞きしながら、一緒になってこの町の発展のために、活性化のために力を合わせていただくことは、当然ながらこれからも願いますし、今までも願ってきいているというような状況でございます。

一生懸命そのようなことも含めて、またお知恵を拝借できればありがたいというふうに思っておりますので、また御協力をお願いしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 最後の質問になりますけれども、サッカー場のことですが、先ほど、まあまあある程度検討していただけるような答弁をいただきましたけれども、平成11年、12年から町営サッカー場、利用できるようになりましたけれども、現在は人工芝の体をなしていませんが、5年前に試験提供された100㎡ぐらいの人工芝が今設置されておりますけれども、また平成23年11月から12月、2年ぐらい前ですね、関係諸団体から改めて教育総務課に要望が出された経緯があります。それで現在に至っております。

2020年の東京オリンピックも決まり、日本の空気になじむよう、サッカーに限らず、事前合宿が盛んになることと考えられます。2002年のサッカーワールドカップの折には、事前合宿の候補地に名乗りを上げて、一躍有名になった当時の大分県中津江村のことがあります。現在は、日田市中津江村でございます。県内では、藤枝市がセネガルの合宿地になり、新聞報道等で記憶にあるところでございます。

人工芝があることにより、寸又峡はじめ、温泉と地域住民のおもてなしで、セットで事業展開ができるものと考えます。この町を、先ほど町長、誇りに思うと、そういうような町にしたいということをおっしゃってございましたけれども、この町のことを誇りに思う、夢を持って前向きに検討をいただきたいと思うんです。町民を巻き込んで、施設だけでなく、施設の運用の議論も含めて、例えば、仮称、運動公園建設検討委員会、このようなものを発足するよう強く要望して、町長の見解をお伺いしたいと、そんなふうに思います。

すみません。所管の教育長にです。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今回の御質問ですけれども、実は多目的に利用するというので、運動公園についての、まだデザインが決まっておりません。ですから、デザインが決まれば、それに応じて、例えば芝生化の問題等も考えたいと思いますので、もう少し先ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） ただいまのデザインが決まってからというふうなお話でございましたけれども、総合運動公園のデザインということで理解しますけれども、時間が余りかかり過ぎますと、2020年のオリンピックの後にできるような事態になりかねませんので、夢を持つためにも早く作業を進めてほしいと、そういう希望でございます。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今、早く進めてほしいということですが、町の財政とも当然考えなきゃいけない問題だと思います。そういう意味合いで、町の財政を考えながら、どの程度、その規模と金額かかるかということを勘案しながら進めていきたいと、今考えております。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 全部含めると、人工芝だけですと1億ぐらいだと思うんですが、クラブハウスだ、そういう附帯設備入れますと、恐らく倍の2億ぐらいかかるんじゃないかという予想はできますけれども、とりあえず1億ぐらいの人工芝ということで、今お話をさせていただきましたけれども、財政的な問題もやっぱりございます。今、初日に可決した補正予算の中にもあります情報通信基盤の問題もお金がかかります。私の今言っている人工芝もお金もかかります。町長、何とか捻出するような工夫を、県のきずな、国のきずなをもとにお願いしたいと、そんなふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 以前、大変多くの要望が出ていたようです。このごろは出ていないということを確認しましたが、そのようなことも踏まえて、今、小藪さんが言われたことが、そのほかの多くの皆さんの要望が、今はない、過去にあったということ承知しておりますので、その辺も含めて、財政とも相談しながら検討させていただくということでよろしいでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 以上で、11番、小藪の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） これで11番、小藪侃一郎君の一般質問を終わります。

それでは、3番、野口直次君の発言を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） どうも、おはようございます。それこそ、今、町長と小藪議員の討論を聞いておられますと、私が今からいろいろ質問するんですが、何かちょっと書いてきたものよりも軽いような気がして本当に申し訳ないんですが、よろしくをお願いします。

私ごとで悪いんですが、私、不器用でおっちょこちょいの性格ですので、町長はじめ各課長、また議員さん、今後4年間、産業のことはもちろん頑張っていきたいんですが、暮らしのこともやっていきたいと思えます。お聞き苦しいところもあるし、また、まだまだ自分自身が提案ができることもできませんが、今後ともよろしくをお願いいたします。初めての質問で、一呼吸すればと言うんですが、もう一呼吸する余裕もございませんでした。では、始めさせていただきます。

最初に、1といたしまして、避難場所の見直しについて。①水川地区は、現在中川根中学校が指定場所になっておりますが、町からいただいた洪水ハザードマップというのを皆さんもいただいたと思うんですが、これを見ると、余りにも水川地区は避難場所が遠く、また、途中に急傾斜地の崩壊、地すべり、あるいは土石流、また、今年の5月には、この指定区域外のところに皆さんも今も大変御迷惑をおかけしておるんですが、国道の崩壊もありました。

このハザードマップを見ますと、ほかの地区にはないほど非常に危険がいっぱいという絵が出ております。これを思うと、現実的に指定場所への避難が困難だと思われれます。水川地区内に避難場所を確保できないか。

続きまして、②になります。大規模災害において、夜間における災害時防災対策が十分できているか。

①にも関連いたしますが、区民約250名が、長時間、高齢化、あるいは弱者を含めて避難行動ができるか心配です。

続きまして、2番の川根本町の将来への展望の中で、町民が住み続けていくために、情報通信整備事業の運営と活用を問うということです。

これは、それこそ防災、観光、学校教育、福祉、地域住民の身守りと幅広く活用し、町民生活の支援充実のために、同報無線デジタル化と情報通信基盤整備事業を一体化して、早目に実施する考えはあるかということです。

それこそ、多額の大事な税金を使わせていただいて、この事業を進めていくわけです。どうか、それぞれ専門分野の方々が十分検討していただき、また、この事業が具体的になりましたら、各地区、各団体、高齢者等にも丁寧に、全職員が一丸になって説明し、次の時代を背負う若者、教育を含めて夢を与えるような事業になってほしいと思えます。どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、3、農家と消費者とのつながりについて。

私はこの川根本町に当たって、新聞に川根清涼野菜出荷協議会の直送便の話が出たときに、何かもう30年もっと前の話なんですけれども、四季の里以来、すばらしいまた一歩が始まっ



たなど私はすぐに思い、また、こういう機会があれば、ぜひ質問等をしてみたいなと思いました。この文章をそのまま読ませていただきます。

「川根清涼野菜出荷協議会の川根農産物直送便運行が2014年度に本格稼働することになった。単なる輸送手段ではなく、出荷農家と消費者のアドバイザー的活動を、ソフト面、ハード面で行政が支える考えがあるか」ということです。

本当にJA、あるいはもっと前からこういうことができるチャンスは何回もありました。私自身も、何年も五和まで自分の作物を運んだことがあります。その市場に出すということは、本当にお金もかかりますし、また量が少なくても、また今度は量が増えれば増えたでまた、ああでもないこうでもないということで、非常にうまくいなくて現在に至っているんですけども、先ほど言ったように、こういうことが始まれば、本当に今まで野菜を近所にくれたり、あるいは捨てたりしたやつが、本当に庭先農家のおばあちゃん、おじいちゃんちがやっているものがお金になるということは、本当に一つの生きがいというか、楽しみにもなると思っていますので、どうか手助けが行政でできれば、やっていただきたいと思ひますし、また、この事業が将来スーパーとか、あるいは市場にまで、品質のよいものができていけるように、どこまでも非常にこれは宝物になるような、本当に確かに小さな一歩ですけども、夢があるようなことになると思ひますので、どうか3番の件、よろしくお願ひいたします。

続きまして、4番、農業振興と現実の問題について。

茶業低迷の中、先ほども町長はじめ小藪議員も言っていますが、非常に低迷する中で、第6次化とか、皆さんまた行政、あるいは農家、地域も皆一生懸命、少しでもお茶がみんなの手元にお金が残るように頑張っているということはよく承知しているんですが、その中に私は、農業振興と現実の問題ということで、ちょっと取り上げさせていただきました。

茶業低迷の中、やむを得ず離農した方が農地を荒らさないように草取りなどを行っているが、高齢化して草取りもなかなかできなくなり、近所に迷惑をかけてはならないと、国民年金生活者の中でも雇用してでもやってもらったりしているが限界がある。金銭的にも限界があると切実に訴えている。私自身も農業振興の立場の一人として残念ではあるが、みんなでこれからの集落維持を含めて考えていかなくてはならないと思ひます。

また、町内には独居世帯が4月1日現在501世帯おられます。例えば、地域の地区の出役、班長さんもやりたくてもできないし、班に迷惑をかけていると小声でおっしゃるおばちゃんもあります。また、隣の樹木が大きくなり、台風のときは心配して眠れないということも聞きます。暮らしの中に自分ではどうしようもない悩みを抱えているところもあります。

また、有害鳥獣も、産業課に聞きましたら、島田の神座までアライグマも来て、そのアライグマというのは、今までのハクビシンとか、ほかのものに比べて非常にどうもうで、食も雑食で強いということも聞いております。総合的に、早急に対策を考えていただきたい。

また、本当に町長もお話ししていましたが、地区ということの、これから行政、議会も含めてつながりを大事にしながら、少しでも住みよいまちづくりということで、町がよくなる

ように、お願いがてら自分たちも考えていきたいと思えます。

本当にまとまらない質問ではございますが、どうか答弁をよろしく願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの野口君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、野口議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

最初の質問であります地区内の避難所確保についての質問でございます。お答えさせていただきます。

町内全地域につきまして、一時避難所につきましては、地区集会所を指定しております。大雨などで非難する時間が一時的な場合は、この地区集会場を避難所として最初に使用をしていただきたいと考えております。

東海地震や南海トラフ地震などで多くの家屋が倒壊、半壊し長期間の避難生活が必要となった場合を想定し、2次避難所として町内の小中高校9箇所を指定をしております。学校は耐震性と構造から長期避難所に適しておりますので、発災直後につきましては一時避難所に避難していただき、安全に移動できる状況になりましたら2次避難所へ移動していただくことになるかと考えております。

学校の収容人数を考慮して地区別に2次避難所である広域避難場所を指定させていただいておりますが、被害の大きさにより避難される人数が異なってきますので、開設する広域避難所や避難いただく広域避難所は、発災から時間経過も含め臨機応変に対応していくことになるかと考えております。

また一時避難所につきましても、災害危険区域に入っているところもありますので、予想される災害の種類によって、より安全な避難所に避難をしていただくというような臨機応変な対応を必要とする場合もあります。また地域の方には、災害の形態に応じた一時避難場所の再検討もお願いをしていきたいというふうに考えております。

次に、夜間における防災対策についてでございますが、大型台風の接近などあらかじめ時間的予測ができる災害については、国や県あるいは静岡気象台からの情報をいただきながら、避難勧告の前の段階の避難準備情報を早目に出して、安全な状況での避難対応に当たりたいというふうに考えております。

特に深夜に災害が発生する大雨が予想される場合は、空振りになることを恐れず、明るい時間帯での避難準備情報の発表、あるいは避難勧告が必要と考えております。

広域避難所につきましては、夜間の停電に備え発電機を設置し、体育館の一部照明が使用できる工事をいたしております。一時避難所である各地区の集会場では、夜間の停電に備え、発電機や照明器具を備えておりますが、発電照明設備に限らず地区の状況に応じて必要な装備品は、町の補助制度を活用していただき整備していただきたいと考えております。

それでは、2番目の情報通信基盤整備事業についての質問に対し、お答えをさせていただきます。

まず、今回計画をしております事業では、高速無線を一部採用し、光ファイバーと併用した新たな高度情報基盤の整備を考えております。先日可決していただきました補正予算では、その実現のために必要な調査・設計業務委託料を計上させていただきました。

現在運用している同報無線の設備は、古いもので設置後二十数年が経過し、大変老朽化しているものもございます。戸別受信機に至っては、修理部品の供給停止により修理できないものも出てまいりました。現在の同報無線の設備をそのまま維持していくことは難しく、財政的な課題により後年度計画としていた同報無線のデジタル化により、設備の更新を早めざるを得ない状況になってまいりました。

同報無線の更新事業と情報通信基盤整備事業を一体とし、早期に実施していく考えはないかという御質問にお答えをさせていただきます。

ここ数年における無線分野の技術革新により、通信速度や無線方式は大きく進歩し、そうした高速無線システムを採用すれば、現在の同報無線での屋外一斉放送や戸別放送の機能を確保できるという見通しが立ちました。安心・安全を強固にするためにも、さらに必要な機能を加え、新しい防災システムを構築することは、町民生活の安全を守るために必要なことだと思っております。

今回の調査・設計業務では、高速無線採用の可能性や無線でのネットワークを構築するために必要な中継局の選定、戸別放送の可能性について調査・設計していきますので、その結果が良好であれば、早期に実現できる環境は整います。町民の皆様への丁寧な説明を心がけ、できる限り早く御理解を得たいというふうに考えております。

次に、防災、観光、学校教育、医療、福祉など、いろいろな分野で活用することで、町民生活の支援を充実させる考えはないかという御質問にお答えをさせていただきます。

今回の計画では、野口議員の御質問で提示された各分野での活用が可能になる最低限の基盤整備と、老朽化した同報無線の更新を含む新しい防災システムの構築を主な事業内容としたいと考えております。

近い将来には、町民が最も心配している医療や福祉の分野で、情報通信の技術を活用することで、町民の皆様が安心して暮らせる支援ができるよう努めていきたいと思っております。

また、この町の将来を担っていく子供たちが、この国の他の地域に住む子供たちとの格差のない教育を受けられたり、国際化ということを考えれば、広く世界の情報を得る環境を整備する必要性は高いと考えております。さらに、地域の活力となる主要産業である農林業や商工観光の分野でも、有効に活用していきたいというふうに考えております。

今回、実施する調査・設計業務により、この町に合ったシステムの構築が可能となりましたら、各分野の皆様のお意見を聞きながら、早急に有効な活用方法の実現化をしていきたいと思っております。

私は、当町のような中山間地域であっても、都市部との格差があってはならない、最低限の基盤は整備しなければならないという考えのもとで、高速の無線を活用し、新たな高度情

報基盤の構築が可能であるかという調査に取りかかります。川根本町の将来のため、また、町民が夢を持って生活できる環境を整備するためにも、この事業は必要だというふうに考えております。皆様方の御理解と御協力を、ぜひともお願いを申し上げたいというふうに思っております。

それから、3番目の質問でございます。農家と消費者のつながりについてでございます。

町もこれまで町内で生産された農産物の集出荷体制の方策を検討してまいりましたが、なかなか実行的な体制が確立できずにおりました。各種団体との協議の中で、今回「かわね来風」が中心となって組織した川根清涼野菜出荷協議会が、平成25年度都市農村共生・対流総合対策交付金の交付を受け、農産物の集出荷事業を試験的に実施することになりました。

会の活動としては、JAおおいがわファーマーズマーケット「まんさいかん」を主な出荷先とし、川根地域の農産物及び農産加工品の出荷体制を確立することでございます。

この事業を継続的に実施していくためには、行政・JA・事業者である協議会が今まで以上に連携を密にして、売れるものづくりのためにパイプ役となる取り組みを、それぞれの立場で協力・実施していくことが重要であると考えております。

町としても引き続き茶の補完作物の導入や、農林業センターを利用した試験圃場の整備など、取り組んでいきたいというふうに考えております。

4番目の農業振興と現実問題についてでございます。

これからの農業振興を図っていく上では、集団での営農への取り組みが重要だというふうに考えております。そのため町でも、茶園を共同等による農業生産活動を通じ、維持確保するために必要な条件整備事業に対して助成する多面的機能を持つ茶園の維持確保事業や、荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業組織等が行う再生作業や、土づくりなどの支援を行う耕作放棄地再生利用対策事業、集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、営農を継続する農業者等に対して交付金を交付する中山間地域等直接支払交付金制度に取り組んでおります。

これらの事業は、耕作放棄地の発生防止や農地としての再生、茶園の維持保全、集落機能の維持等に大きく貢献しており、引き続き国や県に対し事業の継続を要望してまいります。

また、高齢化や後継者不在等で作業が困難な農家に対しては、現在ナギナタガヤ等の景観作物への転換を奨励しておりますが、今後は茶園の栽培管理・摘採等の担い手としての組織や法人の立ち上げも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） では、再質問を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それこそ、今町長が私も質問しようかなということまで踏み込んで言っていたきまして、ネタがちょっとなくなって困っております。

その中で、最初の避難場所のところで、水川地区の場合は第1避難所が水川集会所で間違いないかをお尋ねすると同時に、本当に、さきほども上がって言ったかどうかわかりません

けれども、仮に水川、東西に長いものですから、上長尾の中川根中学校以外に、これは県とかほかの関係もあるでしょうけれども、徳山のほうなら宗徳橋も耐震が終わっておりますし、また距離的にも近いものですから。ただ地区全体を2カ所に分散ということは、これまた大変なことではございますけれども、もうちょっと身近に、本当に夜間、年寄りが、先ほど言ったように歩いていけるようなということで、避難場所。確かに今災害によって、大変それぞれあれも違ってくるかと思うんですが、とにかく小さな河川も大雨が降れば、この洪水ハザードマップじゃありませんけれども、大井川だけが出るわけではございませんので、その点、少ない予算の中ですけれども頑張ってやっていただきたい。

それと、本当に、続いて……

○議長（中田隆幸君） 一問一答です。

○3番（野口直次君） 一問一答ね。ごめんなさい、これで終わります。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） 水川地区の一時避難所という御質問ですけれども、役場では各地区の集会場を第1避難所としております。

それで、ただ集会所もいろんな条件の中にありますので、その地域の方が、自分たちはこちらの集会所で心配だよ、例えば、水川地区については茶茗館のほうが安心だよというようなお話をいただければ、そういうことも検討していきたいと思っております。ただ茶茗館につきましては、道の駅になっておりますので、観光客の一時避難所的にも使っていきたいと考えておりますので、状況によってそちらに避難していただくとか、そういうことを役場と地区の方と相談してやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 先ほどは、どうも失礼いたしました。一問一答の意味がわかりましたので申し訳ございません。

今の課長のお話から、本当に私もうっかり忘れておりました観光客もありますし、また道の駅にも当然なっております。それと住民、これからもまた地区、町を含めて、避難の場所を御検討していただければ、気持ちも大変区民も、ただ頭の中から、中川根中学校に行かないきゃいかんよということではないということでも御理解ができますので、ありがとうございます。

○議長（中田隆幸君） 質問はいいですか。

○3番（野口直次君） すみません。

続きまして、これから小藪議員も町長さんもお話ししていただきましたのですが、いろいろな事業が重なってきたり、またたくさんの職員も、百五十何名の職員の皆さんにも、それぞれ日ごろから仕事はありますけれども、これから緊急のときとか、あるいはこういう大きな、例えば情報通信基盤等もありますけれども、どうか議員も含めてまた勉強をして、本当に自

分一人一人がセールスマンだよということで、本当に戸数は、みんなで単純に割れば20世帯ぐらいを一生懸命セールスしていただいて、またこういうものが必要だということで理解をしていただくこと。またその前にもう既に私のところにも来ていただいたんですが、お休みのところでも、こういう情報室の方々が、いろんな資料を持っていただいております。これから、今始まったばかりではございますが、どうかよりよいまちづくりのため、将来のために、この情報基盤事業が立派にできるように頑張っておいて、言葉が悪くてうまく言えなくてあれですが、どうか事業が成功することをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 情報基盤でいいですか。

○3番（野口直次君） いいです。

質問がわからないでしょう。とにかく頑張ってくださいということですが。

○議長（中田隆幸君） 質問じゃないですね。

○3番（野口直次君） 何といたしますか、質問というか、もう答えが先ほど出ておりますので、質問はないというか。

○議長（中田隆幸君） 質問はいいですか。

○3番（野口直次君） いいです。申し訳ございません。

○議長（中田隆幸君） 次の質問、再質問はありますか。

○3番（野口直次君） 再質問、いいですか。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 本当にもう一つは、3番、4番全体、関連した質問で申し訳ないんですが、小さな町でこれから頑張っていきたいということで、静岡県の中でも小規模な行政単位の中にあるんですが、本当に頑張っていくには、町長の決意は先ほど大変わかっておりますが、それを本当に町民に伝えていくことを一つの念頭に、行政にということをお思いますので、その辺再度、町長に御決意をお聞きしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど質問というより、大変応援をしていただきましてありがとうございました。

もともと、この小さな町では、行政と議会、並びに町民の皆さんが一体となってやること、一つのきずなをつくることだということを申し上げましたけれども、それを実践していきたいと、今言われたお言葉も拝聴しながら感じましたので、一生懸命頑張ります。どうか議会の皆さん、また町民の皆さん方も応援をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

よろしいでしょうか。以上です。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） これで、3番、野口直次君の一般質問を終わります。  
暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時29分

○議長（中田隆幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、通告により一般質問を行います。

1番、藺田靖邦君の発言を許します。1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 1番、藺田靖邦です。私も野口議員同様、少しなれていないものから緊張していますが、始めさせていただきます。

それでは、通告に従って質問します。通告にありますように2点について質問します。

まず、1点目は、情報通信基盤整備についてです。

これは、先ほど野口議員も質問されました。私ここで町長の決意ということ質問するわけですが、重複するかもしれませんがよろしくお願ひいたします。

昨年、一昨年と、情報通信基盤を整備するはずなのに、情報が入り乱れて曖昧になり、町民の皆さんも何を、誰を信じていいのかわからない事業になってしまいました。誰もが生き生き安心して暮らせる町が、これでいいはずがありません。縦に長い当町において、この事業そのものの必要性は、地域間で温度差はありますが、不便なものは便利にしていくことが我々議決権のある議員の仕事だと思っています。

また、町民の皆様にでき得る限りのサービスを提供することが、この事業の最も重要な部分です。情報基盤整備事業については、勉強会、委員会等で説明も受けました。その中で、我々議員も、これから町民の皆さんがわかりやすい説明を受け、改めてこの事業の理解を得なければならない。そしてこの事業を進めていかなきゃならないということは一致しているところです。

冒頭で申しましたが、町民の皆さんが、何を、誰を信じていいのかわからなくなる状態だけはつくってはならないのです。今回、定例議会で、調査・設計業務委託の計上を含む一般会計の補正予算を可決しました。町長から、都度思いは聞いていますが、改めて、この事業をさらに進めていく決意をお聞きしたい。

また、この事業を進めていく上での財源、その基本となる財政の状態、方向性、活用等を伺いたいと思います。

2点目は、私の議員生活をこれから進めていく中でのテーマでもあります人づくりにもつながることです。就学児童生徒数の減少と教育、町内小中学校の今後について質問します。

私の娘たちが学校を卒業して以来、小中学校に足を向けなくなって、教育のことを尋ねる

ことも何ですが、現状の児童生徒数の状況は、資料をいただいたりしてわかっています。後援会活動を通して聞こえてきた保護者の皆さんの声、特に少人数の教育のあり方、このままの状況で続けていいのか、経費などを度外視しても子供ありきの教育であるために、子供たちの教育を取り巻く環境をどうお思いになるか伺います。

大変重要な、大切な問題であると思いますし、私自身頭を整理しながら質問をまとめていて、大変難しい問題だと思っています。統合の問題も含め、お考えを伺います。よろしくお願いをいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの藺田靖邦君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、1番、藺田議員の情報通信基盤整備事業についての質問について答弁をさせていただきます。

まず、この事業に対する私の思いを述べさせていただきます。

今現在、要らないよ、そんなの必要ないよという方がおられることも事実でございます。しかしながら、必要なんだ、早く欲しいという皆さんがいることも事実でございます。そうした状況の中で、今回、この町に合った高速の通信網はどうしたらできるのか。また、この町に合った制度設計は可能なのかという調査と設計に着手をしております。

平成25年4月現在、超高速インターネットが利用できる世帯は全国の99.4%であるという調査報告が総務省から出されております。残念ながら、この町は残り少ない自治体に含まれておりますが、このような中山間地域であっても、情報の格差はあってはならない、最低限の基盤整備はしなければならないというふうに考えております。確かにこの町は、県下一高齢化率の高い町です。しかし、その多くの高齢者を支えている若い世代がいることも事実であります。そうした世代に残っていただく、また、その世代が必要としているのであれば、当然ながら整備していく責任が行政にあると考えております。

小笠原村の森下村長とは以前から親交があり、先日も連絡会議でお会いをいたしました。小笠原村の父島、母島では、現在子供が増えてきて、保育施設や学校施設が間に合わない状況になっているという、うらやましいようなお話を聞きました。世界遺産に登録されたということも要因かもしれませんが、村長のお話では、平成23年に海底光ケーブルが開通したことで、島民の生活が一変し、島に住む若者が増えたこと、さらに若い人材が起業家として住みついてくれたことが大きな要因であるというようなことをおっしゃっておりました。この町も決して諦めることはないというふうに思っております。この町に住む若い世代が夢を持てるような力を尽くしたいというふうに思っております。

今後の方向性について、お答えをさせていただきます。先ほどの野口議員への答弁と重なる部分がございますが御容赦ください。

先日可決していただいた予算を執行し、高速無線採用の可能性や、無線ネットワークや公共施設間を結ぶ光ネットワークの構築について調査し、検討を加えています。調査結果の概



要については、できる限り早い時期に皆様方にお知らせをしていきます。その結果をもって、次の段階に進みたいというふうに思っております。

まずは、今回の調査結果により、この町に合ったネットワークの構築、システムの構築が可能となった時点で、今後活用が見込まれる分野でのソフト部分の構築を考えております。

あくまでも、今回計画している整備は、各分野での活用が可能となる最低限の基盤整備と、老朽化した同報無線の更新を含む新しい防災システムの構築でございます。その基盤の上に乗るサービスは、別の形で整備をしていきたいというふうに思っております。

想定している財源について、お答えをさせていただきます。

正確な数字ではございませんけれども、全体の事業費を15億円とした場合、国と県の補助金を6億5,000万円と見込んでいます。残りの金額は8億5,000万円になります。有利な起債である合併特例債を8億円お借りして財源とし、残りの5,000万円は地域振興基金の活用を考えております。

質問事項の2につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 12月1日に教育長に就任して、まだ18日しかたっておりません。町内の小中学校、全て訪問させていただきました。教育について全て熟知しているわけではございませんので、お手柔らかにお願いしたいと思います。

それでは、菌田議員の答弁に先立ち、私の教育に対する考え方の概略をお話しさせていただきます。

まずは、学校教育です。

昨今、学力テストの結果をめぐって議論がなされておりますが、本町の学校訪問をさせていただいた折、この問題については各校が分析を進めており、その対策については教育現場に委ねたいと思っております。むしろ、学力の向上の根底にあるのは学習意欲を向上させる教育方法を取り入れていくのが重要かと考えます。

この一つとして考えられるのがキャリア教育です。

キャリア教育は、児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育と言われるものです。既に本町の学校教育でも取り入れられていますが、まだそれを系統的なキャリア教育の実践にするためには、指導計画の作成を含めた発展的な展開が必要かと考えています。キャリア教育については、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターがその実態調査を行っており、平成25年10月にキャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第2次報告書が出ております。この中で、「キャリア教育を通して、学習意欲が向上していることを、学校や教員は確かに感じている」と述べられております。

もう1点は、川根本町のような中山間地における小規模校の教育問題です。この問題は、全国の中山間地に共通する問題であります。

既に全国の中では、従来の教育とは異なる視点から先進的な取り組みを行っている町があ

ります。これらの先進事例を参考に、川根本町に合った教育システムを教育関係者及び保護者とともに研究、検討していく考えています。

次に、社会教育ですが、町長が「まちづくりは人づくり」というように、次世代を担う人材育成及び高齢者の活用が重要かと考えております。そのためには、まちづくりのコアとなる人材の育成が肝要であります。そのための仕掛けと申しますか、仕組みづくりを今後模索していきたいと思っております。

それでは、藺田議員の2点目の質問について答弁いたします。

児童生徒数が減少している現状での教育環境についての御質問です。

まず、児童生徒数の推移ですが、10年前の平成15年の小学校児童数は439人でした。平成25年には217人、6年後の平成31年には213人となる見込みです。中学校の生徒数は、平成15年の269人が、平成25年には150人に、平成31年には100人と、いずれも減少しております。

児童生徒数の減少傾向の中での教育環境は、小学校4校、中学校2校とも学習環境に恵まれ、保護者の協力と地域の温かな理解により、健全な学校生活が送られているものと見受けられますが、児童生徒数の減少は、学校規模が小規模化することになり、そのメリット・デメリットは存在するものと考えます。

次に、学校の統廃合の必要性も含め、今後の学校のあり方についての御質問です。

教育委員会では、本年度、川根本町立小中学校のあり方協議会を設置しました。設置の目的というのは、少子化の進展による児童生徒の減少がもたらす教育環境の変化を踏まえ、今後の町立小中学校のあり方の協議・検討を行うものです。

委員構成は、小中学校・幼稚園のPTA代表、保育園保護者代表、地域の住民代表としての学校評議員に教育委員も加わり30人で構成しております。

これまで、2回の全体会と島田市、吉田町の学校視察や中川根南部小学校の複式授業参観を行っております。

今後、あと2回の全体会を予定していますが、話し合いを重ねることで、様々な意見や思いが述べられていると思いますので、その中で課題に取り組む方向性を教育委員会が集約したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） ありがとうございました。

これから、業者選定を経て進めていくわけですが、町民の皆さんに、この事業の神経質な部分、もともとは業者さんが営利獲得のための仕事、それを町の予算を投じて行う事業です。質問内容でも言った、わかりやすい説明、またコストの問題等、これから事業を進めていく段階ですが、ここで大事なのは、次世代へつなげていくためにも、財政の状態は良好でなければいけません。先ほどの町長の答弁の中での財源、また我々が勉強会で聞いてきた財源の内容、その範囲でいいです。この事業を進めていく上で、町の健全化判断比率の中の、実質

公債費比率、これが一番大事なんです、将来にわたる負担比率の影響と分析を尋ねます。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） 先ほど町長のほうから、今回の情報通信基盤事業にかかる財源の説明があったとおりでございます。

次に、実質公債費比率につきまして、収入に対する負担返済の割合ということになりますけれども、平成22年度が8.1%、23年度が7.6%、24年度が6.6%となっており、3カ年平均の実質公債費比率は7.4%となっております。この実質公債費比率3カ年の平均値が18%以上、25%の団体は公債負担適正化計画を25%以上、35%未満の団体は、財政健全化計画を策定し、その内容及び実施状況に応じて、それぞれ一般的な許可基準により地方債の発行を許可されることとなっております。もし、この数値が35%を超えてしまうと、財政再建計画を策定するとともに、財政再建団体となっております。

24年度においても、財政健全化判断基準となる将来負担比率を含めた4つの数値とも、基準を大きく下回っており、健全な財政運営がなされていると判断されます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） いずれにしても、今の課長答弁、将来負担額より充当可能な財源が多い、僕はそう解釈したんですけれども、そのためにこれからずっとマイナスでい続けるわけでもないんですが、早期健全化基準にいくどこの騒ぎじゃないという、いずれにしてもマイナスパーセントを保持するという理解でよろしいですか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） 将来負担比率の計算式ですけれども、将来負担価格から充当可能財源を引いたものを、標準財政希望額から公債費等の額を引いたもので割った数字となっております。

それで、24年度につきましては、将来負担額が78億5,700万ほどで、充当可能財源額が85億6,700万となっており、将来負担比率はマイナスとなっております。これは350%が判断の基準となりますので、一時的にこれが、将来負担比率がプラスになることはあるかもしれませんが、350%には届かないように運営していきたいという予定しております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） いずれにしても、この質問は、これから説明会、町長も行かれると思います。私の中では、特に私の世代は働く世代で、税金も納めている世代です。こういった質問を投げかけてくるかどうか、ちょっと私もわからないんですけれども、基本的に、この説明能力が大きいお金を使うものですから、必ずその辺もチェックしながらやっていっていただきたい。質問の内容にもいろいろかかわってはくるとは思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしても、この事業は大型事業で、今後多額の費用を要することになると思います。

さらなる財政シミュレーションをお願いしたいと思いますと同時に、平成27年に合併算定がえも控えていて、いずれにしても、特例債との絡み、特に資金管理、出納等のチェックを必ず充実させて財源、財政の管理をお願いしたいと思います。お願いします。

次に、続けて同じようなことですので、議長、許してください。

この事業は、仕切り直しです。2町が合併した意味を問うためにも、今やり遂げていかなきゃいけない問題です。数年のうちに、証明解決していかなきゃなりません。町民の皆さんへの支援サービスのことはもちろんですが、数十年後の町の姿、理想と創造を思う一人です。夢のある事業にもしていかなければなりません。その辺の思いもお聞きしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど来、ほかの議員の皆さんにも御説明を申し上げましたけれども、やはり住んでいる人が誇りを持てる町にしなければいけない。それにはどうしたらいいかという具体的な提案だと思いますけれども、その中で、やはりこれから、来年の6月に認定されるであろう南アルプスエコパークの登録、それらは大きな節目になるのではないかなというふうに思っております。これは大変本州の中では、このような自然環境が残っているところが少ない中では、当然大きな目玉になるだろうというふうに考えております。それが一つの将来的に、やはりS Lアパート式、温泉、つり橋等々ございますけれども、まずそれよりも少し壮大な計画を、県、国とも相談しながら対応していくということが、南アルプスの位置づけをもっともっと評価できるのではないかというふうに考えております。

やはり、自然環境だけでなく、先ほど言いました人の心の問題、それから、もう一つは、やはりそれぞれの皆さんが、ここに住んでよかったという思いがない限りは、来訪者も少ないだろうということがございますので、何とかこの町に多くの皆さんに来ていただくためには、地域の皆さんが自信を持っていただくことが必要だということがございます。

それから、もう一つ、先ほども少し申し上げましたけれども、やはりこの町から出た皆さんが、ふるさとを自慢できる、自信を持ってお薦めできるというような環境づくりも、当然ながら行政がしなけりゃいけないであろうというふうに思っています。お茶の販売も低迷していると、お茶の茶価も低迷している、木材も低迷しているという中で、やはり我々は新しい展開を考えるには、大きなサポーターが川根本町を応援してくれるという位置づけも考えなきゃいけない。これは先ほど申し上げました、ここから出た人が、どのようにふるさとを思うか、これは、「こんないいところだから、私のところのお茶を買ってください」もあるでしょう。また、「こういう温泉があるから、温泉に浸かってください」という方法もあるでしょう。そのように、やはり今皆さんがここに自信を持てるようなことを早急に進めていかない限りは、将来性はないのではないかというふうに思っておりますので、やはり人間教育といいましょうか、人づくりをまず、やる必要があるのではないかなというふうに考えております。

先ほども千年の学校の話を上申しましたけれども、やはりこの町には多くの特技を持つ

た方、経験を持った方が大勢おられます。その皆さんが、先ほどの野菜の出荷と同じように、やはり多くの皆さんをどこかが集約して、その皆さんの活動の場を広げる。それが行政への参画になるであろうと。

もう少し具体的に言いますと、やはりそれぞれの皆さん、町民の皆さんが、よそから来た人の案内人、またいろんなことでボランティア的にでも有償でもいいと思いますけれども、案内ができる、説明ができる、そういう人材を育てていくことも、この町に誇りを持てる一つのツールかと思えますので、頑張っただ対応していきたいなというふうに思っています。

いずれにしましても、ここに住んでいる皆さんが豊かで、また誇りを持てる、そのような自信を持った人を育てていきたいというのが、最初の先決かなというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） この事業から人づくりまで、町長、なかなか深いお考えでありがたく思います。

いずれにしても、夢あるプラン、夢といえば若い職員、先ほど小藪議員から聞いて、これ放送流れているんですね。いずれにしても、若い職員の皆さんのアイデア、これ企画課広報だけの仕事じゃないんです。私の理解の中では、茶草場からITまで、それくらいの気持ちでこれから取り組んでいっていただきたい。この間には、茶草場からITの間には、詰まっているものが、いろいろアイデアが僕はあると思っています。ただ、また先ほど言いましたが、大きな予算を要します。そんなお金を使うならと、そういう心配の皆さんの声も聞こえてくるはずです。だから説明する力も、職員の皆さんが共有してやってもらいたいことです。そんなふうに私は思っています。

最後に、この質問、まとめて終わります。

この事業は、合併当時、杉山元町長のころからの案件であり、当時から基本方針、基本設計のシミュレーションが繰り返されていっています。段階を踏んで進めていくことが大切なことだと思います。

なぜ情報基盤整備が必要なのか。それは、この町が、さらに前に進む事業、将来につながる事業であると思っています。勉強会でも話があったとおり、以前より技術が進んでいます。これから事業を進めていく段階。見えてないものも多いですが、メンテナンスに関する費用等を考慮しながら、活用方法をよりよくするための運営方法を考えていただきたい。

この長い長い間の案件、今度はしっかりした方向性を持って進めていただきたい。私はこの事業、いろんな意味でしびれを切らしていた事業です。町民の皆さんにとって、目指すべき社会の充実を図る手段として、また夢ある事業として捉えるならば、いろんなアイデアも生まれてくるはずです。さらにこの事業を慎重に進めていっていただきたい。

以上で、この質問は終わらせていただきますが、議長、次へ入ってもよろしいですか。

○議長（中田隆幸君） はい、次に行ってください。

○1番（藺田靖邦君） 2つ目の質問、教育関係の再質問をさせていただきます。

教育長が言われたキャリア教育については、後ほど質問させていただきます。その前に、一つ伺います。

私が難しい問題と思ったのは、私の恩師の教育随想、「まちづくりは人づくり」の中の一説にあるんですが、南部小の複式学級経営のことが書いてあります。「子供は、複式であろうがなかろうが、言われるままに行動します」。この言葉は、自分にもいろいろ考えさせられます。経験のないことなのです。保護者の皆さんにとって心配になるのは当然のことです。子供同士の競争心、学習意欲に影響する、序列がついてしまうのではないかと、私も含め保護者の皆さんも、複式学級を経験したことがないんです。当町だけではなくて、全国には複式学級が多数存在すると聞きますが、先生方の研究発表、また今後の参考になる事例がありますか。お願いします。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今、複式学級の問題が出ましたけれども、実は私、就任してから学校訪問させていただきました。複式学級も見てまいりました。

町内には平成25度において、南部小学校に1学級、3年、4年の複式学級があります。一般的には、複式学級についてメリットとかデメリットがよく言われておりますけれども、教育現場においては、複式には複式の教育システムが取り入れられております。単式と変わらない教育が施されています。もちろん複式学級を担当するには、教員のいわゆる教育力というものは求められますが、町内の学校を訪問しましたが、複式学級を担当するのにふさわしい教員を配置しております。メリット・デメリット論を論ずる必要はないかと私は考えております。

さらにつけ加えさせていただきますけれども、「スイスインフォ」ということで、スイスの情報、経済から政治から教育から全てを、いわゆる発信しているサイトがあるんですけれども、そこを見ますと、スイスは財政事情の関係から、複式学級というか、全校生徒20人という生徒数なんですけれども、それを一括して教育をしている。それを一時的にということだったんですが、実はこの教育システムは非常にすばらしいものがあるということで、ユネスコも着目をしまして、現在は、例えばアメリカなんかでも複式学級を取り入れるような方向に進んでおります。

それらがいいかどうかということは別にしまして、そういうものも研究した上でないと、単純に不安とかに駆られて、こうだあだと言うのは、私はいけないんじゃないかと、そう考えております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藪田靖邦君。

○1番（藪田靖邦君） 今の複式の問題、かなり難しい問題だと私も捉えています。あえて質問させていただきました。

先ほど、キャリア教育の実践に取り組んでいきたいというお話がありました。それには、私は複式にこだわっているわけじゃないんですけれども、小規模、大規模はないのでしょうか。

また、キャリア教育に対し、教育委員会、学校、児童、生徒、保護者の皆さんの連携、また、それを進めるための指導力、指導者、家庭の理解をどう捉えながら進めていきますか。最初の答弁のとき、教育長、ちらっと言ってくれたんですけども、その辺をもう少し詳しく話をさせていただければと思います。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） キャリア教育なんですけれども、キャリア教育というのは、先ほど勤労観とか、職業観とか言いましたけれども、別に職業が、将来の職業何になるかということではございません。これは、学習意欲を高めるためには、常に学習に対するモチベーションを高めなきゃいけないということになるかと思います。そのためには、いわゆる常時目標というものを持たなきゃならないと。夢でもいいんですけども、そういうものを持たせるための授業の一環だと考えていただければいいと思います。

これについては、学校訪問の際に、既に各校長さんにはお話をしました。確かに取り入れられてはいるんですけども、それを系統的にまだ取り入れられてはいないということで、今後その面を充実させていけば、学習意欲が高まるんじゃないかと考えおります。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） いずれにしても、キャリア教育、これからも先も、私もまだ内容がわかっていませんので、またこれからいろんな質問も出てくると思います。

私の恩師のまちづくりは人づくり、私のほうも経費を度外視しても子供ありきの教育、今お話を聞いていて、これは教育長の言うキャリア教育にもつながっていくところでもあると思います。

先ほど教育長は、当町の教育の変化と申しますか、今の状態の認識はしていると言いました。保護者の皆さん、地域の方は小規模でもいいという意見、逆に小規模を否定する意見もあります。教育長自身、先ほどから述べていますが、どうしても私がこだわるところは、保護者の皆さんの声がどうしても響いているものですから、教育長自身がどんなふうがいい面、悪い面、お話ししていただいたんですけども、教育長の本音の部分というか、その辺をちょっと聞かせていただければと思いますので、すみませんが、お願いします。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 小規模の云々というのは、恐らく想定されているのは統合、統廃合の問題じゃないかと思います。

私のいわゆるスタンス、ちょっと申し上げますけれども、統合に対して賛成も否定もしません。しませんというのは、これはなぜかと言いますと、実は統合して成功したところと、統合して失敗したという事例も、これはあります。

そういう意味では、先ほど冒頭で申し上げましたが、よりよき教育システムを、いわゆる教育関係者、保護者を交えて研究、検討するというものです。ですから、先ほど来申し上げ

たように、全国には先進的に取り組んでいるところがございますので、それらのいいところを取り入れながら、川根本町としての教育システムというものを考えたいということです。ですから、初めに統合ありきという考え方ではないということ述べさせていただきたいと思えます。よろしいですか。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） いずれにしても、これ難しい問題、子供のことであり、いいも悪いも、大人がこれから先ずっとこれ考えていかなきゃならない問題だと思います。ですからやはり、認識から確認の世界へ、我々のほうから、私は議員ですけれども、持ってこなくてはならない、そんなふうな考えを持っています。

今後は、教育委員会としての、やはり具体案を示していかなくてはならないと思えます。キャリア教育、今回このお話が教育長から示され、今後の当町の教育のあり方について、ますます活発な検討がなされることを期待します。地域住民の方、保護者の皆さんは、不安やこれから方向性に対して関心を持っています。どうか、その声に耳を傾け、十分な話し合いを持っていただきたいと思えます。私にとっても、この教育の問題、考えていて、冒頭申しましたが、かなり難しい問題、大人だけで解決できない問題もあります。

明日の未来を担う子供たちのために、私たちが今何をなすべきか、行政も教育委員会も、また議会も地域も保護者の皆さんも一丸となって取り組んでいかなくてはと、今質問しながら改めて感じているところです。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 少し補足させていただきますけれども、先ほど教育委員会のいわゆる方向性を示していないというお話でしたので、町立小中学校のあり方協議会を設けておりますので、この議論を踏まえて、先ほど申し上げたとおり、よりよき教育システムというものを、教育関係者、それから保護者を交えて、研究・検討をして、これらの情報に関しては公開をしていくという所存であります。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） ありがとうございました。

とりあえず、これから検討しながら必ずやっていかなきゃならない、取り組んでいかないと、子供たちのことですので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） これで、1番、藺田靖邦君の一般質問を終わりにします。

続いて、5番、中澤莊也君の発言を許します。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 5番、中澤莊也です。一般質問通告書に従って質問をさせていただきます。

質問事項は、大きく分かれて3点であります。心がふれあう感動のまちづくりについてと



いうことで、4点の質問を行います。少子化の進展に対応した児童・生徒の教育のあり方等についてということで4点。子育てしやすい環境の整備・充実についてということで、2点の質問を行わせていただきます。

最初に、町長が選挙活動、講演会活動、就任の挨拶の中で述べられているまちづくり、きずなの町、ひとつの町、心の触れ合う感動のまちづくりを推進していきたいということをお述べられております。さらに、きずなの町、ひとつの町、心の触れ合う感動のまちづくりを進める施策として、重要な事項として3つのことを上げられております。

1つ目は、安心して住めるまちづくり。2つ目が、農林業が元気で豊かな経験、自然を生かしたまちづくり。3点目が、交流と触れ合いのまちづくり。

その中で、さらに1点目の安心して住めるまちづくりについては、自然災害に備えた防災対策、人口減少、少子高齢化に対応し、町民が健康で明るく過ごすための保健、医療、福祉、教育施策の充実を図るということをお述べられています。

2つ目の、農林業が元気で豊かな経験、自然を生かしたまちづくりでは、農林業の振興や農林業と商工業の連携による地域活性化、6次産業化のほか、町民全体の財産である歴史的資産や豊かな自然資源を生かした施策を展開するとお述べられております。

3つ目の、交流と触れ合いのまちづくりの中では、誘客対策の実施による地域間交流の促進や人づくり、魅力づくり、活力づくりへの活動への支援を行っていききたいとお述べられています。

そこで、このことについて以下のことを伺います。

まず、自然災害に備えた防災対策、特に要援護者対策について伺います。

これは、川根本町は高齢化率が43%ということで、先ほど野口さんのほうからも述べられていましたが、501世帯ぐらいの単身世帯があると。こういう災害弱者と呼ばれる人たちの支援対策、防災対策について、まず1点伺います。

2点目は、農林業と商工業の連携による地域活性化、6次産業について伺います。

よく1次産業、2次産業、3次産業が加わって、生産、加工、販売ということで6次産業ということがよく言われますが、当町においての実践的な事例があったら、そのことも含めて答弁をお願いいたします。

3点目ですが、町民全体の財産である、歴史的資産、豊かな自然を生かした施策の展開についてということで、先ほど町長も述べられておりましたエコパークの認定、そういうものを含めて町長の答弁を伺います。

4点目ですが、誘客対策の実施による地域間交流の促進や人づくり、魅力づくり、活力づくり活動への支援についてということで、今町内で取り組まれているエコツーリズム、グリーンツーリズムへの支援等についても、含めて伺いたいと思います。

2つ目の大きな質問であります、少子化の進展に対応した児童生徒の教育のあり方等についてということであります。

先ほど教育長も述べられておったとおり、年々児童生徒は減少しております。南部小においては、3年、4年生が、2年前から複式学級になっており、中学においては、現在クラブ活動が1校だけではできないという、そのような状況の中で、今年度、川根本町における小中学校のあり方を協議・検討するため、教育委員、PTA、保護者の代表等から成る川根本町立小学校のあり方協議会が設立され、今までに2回の会議と、他市町の視察訪問、これは大規模校、中規模校、小規模校に分かれての視察研修だということを伺っております。12月19日の第3回目の会議を終えて、来年の1月に協議会としての意見をまとめられるということも伺っております。

そこで、以下のことについて伺います。

1点目は、これまでの協議会の中で、テーマを定めて、分科会等でいろいろなことを研究されているということも伺っておりますので、どのような意見が出たかを伺います。

2点目は、来年の1月に取りまとめられる協議会の意見は、どのような形で生かされていくのか。この協議会は諮問機関ではないということも伺っておりますが、町長への提言、保護者への説明等について、どのように考えられているのか伺います。

3点目は、平成26年度以降において、引き続き小中学校教育のあり方を協議・検討するための協議会等を設けていく考えがあるのか伺います。

4点目ですが、教育長の考えられる中山間地における教育のメリット・デメリットということについて伺います。

最後の質問は、子育てしやすい環境等の整備・充実であります。

国が就学前の教育・保育のニーズに対応するため、新たな選択肢と考えている認定こども園について、町の考え方と、保育園の再編及び地名保育園の再園についての町の考え方を伺います。

現在の保育所に、就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備えた施設として、認定こども園の認定を受ける考えはないか伺います。

2点目、子育てしやすい環境の整備・充実の観点や地域の保育ニーズに対応して保育園の再編、地名保育園の再園等を含む、を行う考えはないか伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 答弁の前に、中澤莊也君から、視力が非常に弱いので照明を使うということが出ておりますので、それを許可します。

それでは答弁をお願いします。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、中澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

2番目の少子化の進展に対応した児童生徒の教育のあり方については、教育長のほうから後ほど答弁をさせていただくものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

御質問の災害に備えた防災対策につきましては、従前より自主防災会を中心とした防災訓練等により、万一の災害に備えた対策を進めているところでありますが、このうち要援護者

の対策についてお答えさせていただきます。

要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々と定義され、一般的には、高齢者等で要介護・要支援状態の方、障害のある方、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語の理解に乏しい外国人の方などが挙げられます。

これら、要援護者の方々に限らず、災害が発生した場合、日ごろから防災対策が被害を最小限に防ぐための最大の方策であるということは異論のないところだと思いますが、川根本町におきましては、平成22年3月に川根本町災害時要援護者避難支援計画を策定し、関係機関との連携のもと、推進を図っているところでございます。

計画の概要を申し上げますと、この計画の中心的な役割を果たす機関として、役場福祉課と総務課により災害時要援護者支援班を設定し、この支援班が町内の各関係機関と連携して要援護者の避難支援対策を推進いたします。

各関係機関とは、自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、あかいしの郷や小規模多機能介護ホームまつおかなどの社会福祉施設、福祉サービス事業者、消防団、教育委員会及び静岡県の福祉・防災担当部局になります。

これらの関係機関におきまして、平常時では要援護者の把握、災害時の避難支援方法の周知、啓発、関係機関相互の協力要請と確認、必要な情報提供などを行い、災害発生時にはそれぞれの役割に応じた救助や支援を実施することになっております。

特に、災害発生時においては、発災直後では最も身近である自主防災会、民生委員・児童委員による被害の状況把握、要援護者の安否確認が重要となりますが、町やその他の関係機関におきましては、それらの皆様等から収集された情報に基づき、それぞれの役割に応じた救助活動、要援護避難者の受け入れ等を実施することになります。

この要援護者の方々の受け入れにつきましては、川根本町内では特別養護老人ホーム・あかいしの郷、社会福祉協議会・高齢者デイサービスセンター、小規模多機能介護ホーム・まつおかと、災害時等の避難施設として使用させていただき協定書を提携しております。

また、川根本町では、平成23年度から要援護者管理地図システムを導入し、民生委員・児童委員や関係機関等の御協力を得て、要援護者のリストをもとに、要援護者がどの家におられるのかがわかる地図を作成しております。この地図情報につきましては、個人情報保護の観点もあり、平常時には消防署への提供のみとさせていただいておりますが、災害発生時には人命救助が最優先されますので、迅速な活用ができるよう配慮いたします。

このほか、町の地域包括支援センターの職員が、全町内の在宅の要支援・要介護の方のほか、ひとり暮らしの高齢者で、健康に不安のある方について定期的な訪問を続けておりますので、町においても情報を把握しており、災害時においての情報や収集や支援方法について役立つものと考えております。

その次に、農林業と商工観光業の連携による地域活性化・6次産業化についての御質問が

ございました。答弁をさせていただきます。

農林業と商工観光業の連携による地域活性化・6次産業化についてお答えをさせていただきます。

現在、新商品開発や販路開拓に乗り出そうとする意欲ある小規模事業者への支援をするため、売れるものづくり事業費補助金制度を創設し、6次産業化を図ってまいりました。

これまでに、川根茶、ブルーベリー、ユズなどの地域特産品などを活用したフレーバーティーとスイーツの商品開発、ユズを用いた加工品製造、新しい川根茶の商品「白葉茶」、特産品「川根そば」の開発・販路開拓などの事業が展開され、この制度を利用していただいております。

また、農家でも茶緑喫茶や農家民泊を展開し、地産地消や直売等への展開意欲も見えてまいりました。

11月からは、川根清涼野菜出荷協議会による川根農産物直送便の試験運送も始まり、川根本町産の農産物の販路が一つ広がりました。

今後も、自ら連携して生産から加工・流通や販売に取り組む経営の多様化を進め、雇用確保や所得の向上、地域の活性化が図られるよう支援をしていきたいというふうに考えております。

それでは、3番目の町民全体の財産である歴史的資産や豊かな自然資産を生かした施策の展開について。それから、4番目の誘客対策の実施による地域間交流の促進や人づくり・魅力づくり・活力づくりの活動への支援についての説明をさせていただきます。

川根本町には、先人たちから受け継がれた、すぐれた有形・無形の文化財、また中世の山城跡、あるいは水力発電所跡等の歴史あるものが数多くあります。

また自然資源としては、南アルプス国立公園、奥大井県立自然公園にある蕎麦粒山や大札山のアカヤシオやシロヤシオ、また大井川源流部原生環境保全地域、南アルプス深南部である山の数々、寸又峡や接岨峡の溪谷など数多く点在しており、これを生かした観光誘客を図っているところであります。

また、大きな動きとして、南アルプスをユネスコエコパークへの登録に向け推進をしているところでありますが、本年9月4日、ユネスコエコパークの国内推薦を受けることができ、平成26年6月ごろ国際調整委員会がユネスコ本部で開催され、そこでユネスコエコパーク登録の可否が決定をいたします。

ユネスコエコパークに登録されますと、ユネスコという国際機関により川根本町の自然環境とそれをよりどころとする地域社会の価値が認められ、世界的に認められる地域に住んでいることに町民としての誇りが持てると思います。

特に地場産業は、南アルプスエコパークブランドとして商品価値が高まり、あわせて農業の6次化などにも有効に利用できます。

また、調査研究の拠点となり、学術的に価値が評価され情報が発信され、観光振興では、

エコツーリズムなど様々なツーリズムの広域的に、かつ多彩なプログラムを実践することができ、一層の集客につながることを期待をされております。

近年、旅行者のニーズの多様化による体験型・交流型の要素を取り入れた新しい旅行形態である産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズムなど、いわゆるニューツーリズムへの期待が高まっております。しかし、いずれの形態であっても最初の課題は、地域資産の発掘と人材の育成だと思います。

現在、川根本町エコツーリズムネットワークという団体を中心にエコツーリズムを推進しており、幾つかのプログラムが提供できるようになってまいりました。数多くある地域資源を旅行者のニーズに結びつけるまでには至っていないのが現状であります。それには、それぞれの地域に、それぞれの地域の魅力を伝えるガイドなど人材の育成が重要となってまいります。

また、その人たちがそれぞれの地域の魅力を再確認し、伝えていくことが、この地域の持続性をもたらすものと考えます。エコツーリズムネットワークの育成とあわせて、それぞれの地域にガイドとなる人材の育成をしていく取り組みが必要と考えておりますので、それらを進めていきたいというふうに思っております。

それでは、3番目の1です。

現在の保育所に就学する前の子供に幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設として認定こども園の認定を受ける考えはあるか伺うという御質問でございます。お答えをさせていただきます。

平成24年8月に成立いたしました子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から新たな仕組みとして子ども・子育て支援新制度が予定されております。

この制度の大きなポイントの一つが、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持った認定こども園制度の改善でございます。

この認定こども園の制度は、平成18年に創設されたものですが、これまでは学校教育法に基づく幼稚園と、児童福祉法に基づく保育所という2つの制度を持ち合わせていたため、許可や指導監督等に関する二重行政の課題が指摘をされてまいりました。

認定こども園とは、幼稚園、保育所のうち、教育及び保育を一体的に提供し、かつ地域における子育て支援を実施する機能を備えた施設で、都道府県知事から認定をされたものとなります。

認定こども園につきましては、中部健康福祉センター管内の市町村の現在の状況を見ますと、藤枝市の私立幼稚園が1園認定を受けておりますが、その他の市長では認定された施設はないという状況でございます。

今回の改正では、幼保連携型認定こども園を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけを持つ単一の施設として位置づけ、認可や指導監督等を一本化して二重行政の課題などを解消し、その推進を図るものでありますが、この制度の最大の目的は、都市部における待機

児童の解消であります。

具体的には、認定こども園に移行することで、ゼロ歳から5歳までの保育を必要とする児童を受け入れる保育園機能と、保育を必要としない3歳から5歳までの教育を行う幼稚園機能が一本化することにより、いずれの制度に合う児童を同時に受け入れることが可能となり、結果としてより多くの児童が入園することで待機児童の減少を図るというものであります。

しかし、本町におきましては、現在待機児童はおらず、かつ将来の児童数の減少等を考慮した場合、町営の2つの保育園が幼稚園の教育機能まであわせ持って入園者の範囲を拡大し、保育時間や対象者の増加を図る必要性については、これからの検討課題だと感じております。

この新しい制度の開始に当たり、平成27年度から5年間を1期とする川根本町子ども・子育て支援事業計画の策定を平成26年度に予定しておりますが、現在子ども・子育てに関するアンケートを就学前の児童と小学校の児童を持つ保護者をお願いをし、計画策定に向けたニーズの把握や、保護者の意向等の調査を実施しております。

現在、この制度について国から変更や追加といった情報が随時送られてくる状況であり、まだまだ制度の詳細が見えておりませんが、今後はこれらの調査の結果をもとに保育や幼児教育の必要性を把握し、その上で町営の保育園が認定こども園に移行することができると判断されれば、認定こども園の移行の可能性もあると考えております。

なお、町内の2つの私立幼稚園、私立保育園につきましては、国からの認定こども園としての施設型給付費の基準がまだ示されていないことなどから、認定こども園への移行についての考え方は確認をできておりません。

それでは、子育てしやすい環境の整備・充実について、2番をお答えさせていただきます。

現在の保育園のあり方につきましては、既に御承知とは思いますが、合併前の保育所運営委員会等での協議により、将来を含めた児童数の減少や施設運営のあり方について十分に検討を重ねた結果、現在の公立2園、私立1園という体制になっております。

このことは、平成17年度から平成19年度にかけ、旧中川根町が4園を1園に、旧本川根町が2園を1園にしておりますが、いずれも町全体の将来を見据えた中で、保育園の集約を行ったものと理解をしております。

現在の本町における保育園の入園状況を見ますと、待機児童はおらず、聖母保育園が30人の定員に対し42人の児童を受け入れておりますが、三ツ星保育園が定員70人に対して53人の入園、桜保育園が40人の定員に対して32人の入園でありますので、人数としては受け入れに余裕がある状況であります。

ちなみに、徳山のさゆり幼稚園におきましては、70人の定員に対して、現在17人の児童が在園しているという状況です。

確かに、地名地区のみを対象として見た場合、若者定住促進住宅の建設効果もあり、平成25年11月末日現在で、保育園への入所対象者となる児童数が46人であり、休園となった平成17年度当初の入所対数児童数8人と比較すると、飛躍的に伸びております。町全体の児童数

では平成25年11月末日現在で236人、平成17年度当初では245人であり、町全体では減少しております。

そして、集約された当時の考え方は、将来の出生見込み、入園見込み、運営経費、保育サービスのさらなる充実、建物の維持管理などについて検討を重ね、現在の体制になったものであります。

これらのことを踏まえ、現在の三ツ星保育園、桜保育園は、それぞれ旧町単位の中心的位置にあり、さらにその中間点に聖母保育園が存在するという状況でありますので、現時点では、保育園の再開については難しいのではないかと考えておりましたが、このように地名地区の児童数が飛躍的に増加している現状があり、今後も若者定住住宅の効果によってある程度の児童数が見込める状況を考えますと、地名保育園の再開につきましては、今後保育所運営委員会等の御意見を伺い、検討をしていきたいというふうを考えております。

2番につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 中澤議員の項目の2の質問について答弁します。

教育委員会が設置した町立小中学校のあり方協議会で、これまで、どのような意見が出されたのかの御質問です。

教育委員会では、本年度、教育委員会の内部組織としての川根本町立小中学校のあり方協議会を設置し、今後の町立小学校のあり方を協議・検討しています。

第1回の協議会を8月27日に開催し、事業計画や事務局が配布した基礎資料の説明を行いました。

第2回は、9月27日に開催し、テーマに沿ったグループ討議を行いました。

第3回は、12月19日に、第2回と同様に、テーマに沿ったグループ討議を行う予定です。

第4回を意見のまとめの会としたいと考えており、時期は来年1月を予定しております。

また、第2回と第3回の間、島田市、吉田町の学校視察や中川根南部小学校の複式授業参観を行っております。

第2回までの意見内容について、ここでお答えするという事は控えさせていただきます。それは、第3回のグループ討議は、第2回と学校視察や複式授業の参観を行った後の討議となるため、あり方協議会のメンバー各位のこれまでの意見と異なる可能性があるからです。したがって、意見形成過程途上のものであるという理由で、控えさせていただきたいと思っております。

2点目の、来年1月に取りまとめられる意見は、どのような形で生かされるのかですが、教育委員会が必要として、教育委員会の内部組織として設置した協議会ですので、教育委員会としての学校教育の方向性や施策に反映していきたいと思っております。

3点目の、平成26年度以降においてもあり方等を協議・検討する協議会を設けていくのかの質問ですが、本年度の協議会のまとめを踏まえ、次年度以降、どのように取り組みが必要

かを町長とも検討したいと考えております。

第4点目の、教育長の考える中山間地における教育のメリット・デメリットとは何かの御質問ですが、私の考えではなくて一般論としてお答えをします。

平成20年12月2日に開催された中央教育審議会、いわゆる中教審ですね。ここの初等中等教育分科会「小・中学校の設置・運営のあり方等に関する作業部会」第8回の配布資料の中に「学校規模別メリット・デメリット」の例示があります。中山間地の場合に、小規模校に該当するので、その資料の小規模校のメリット・デメリットについて説明をします。

学習面においては、一人一人に目が届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすい。学校行事や部活動等において、一人一人の個別の活動機会を設定しやすいというメリットがある反面、集団の中での多様な考え方に触れる機会、学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなる、学校行事等の集団活動に制約が生じやすいなどというデメリットがあるとされています。

また、生活面については、相互の人間関係が深まりやすく、学年間の縦の交流が生まれやすいなどのメリットがある反面、人間関係が固定化しやすい、男女比に極端な偏りが生じやすくなるなどのデメリットがあるとされています。

最後に、学校運営面についてですが、教職員間のコミュニケーションが図りやすく、相互の連携が密になりやすい、学校が一体となって活動しやすい、施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい、保護者や地域社会との連携が図りやすいというメリットがある反面、教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスした配置を行いにくい、教員同士で学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨が行いにくい、校務分掌が集中しやすい、出張、研修の調整が難しい、子供一人当たりの経費が大きくなりやすい、PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなるというデメリットがあるとされています。

以上は、あくまでも一般論であって川根本町の学校に関するものでないということを御留意願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので再質問を許します。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） それでは、最初の質問事項から順次再質問をさせていただきます。

先ほど、自然災害に備えた防災対策の中で、町長は、要援護者に対しては防災計画の中で支援計画を挙げられているということと、管理システムを構築されていて、地図などで、通常は消防署などが把握できるような形になっているということをおっしゃいました。

私が聞く中で、要援護者のリストというものが、民生・児童委員を中心に作成され、それが各自主防災会へ配布され、有事というんですか、避難勧告があったような場合には利用されているということですが、この辺についての確認と、要援護者名簿を作成するに当たって、個別の計画書というのが作成されたということも伺っております。その中には、障害を持た



れている方が、どのような支援を必要なのか、どういう方と連絡をとりたいというような内容のものがたしか載っているというふうに考えますが、その辺の管理、その辺の利用について伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） ただいまの中澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、要援護者のリストの配布ですけれども、お話をされたように、各自主防のほうには配布をさせていただいております。更新をしております。平成25年5月28日現在で689名の方が、またリストの更新をさせていただいております。随時、電算上では更新をさせていただいておりますけれども、もちろん有事の際には、これを即活用できるような方法でさせていただくような配慮をしております。

それから、個別の計画でありますけれども、ここに見本がちょっとあるんですけれども、ちょっと見にくくて申し訳ないんですけれども、この中に、先ほど御質問にありましたとおり、いろんな情報が出ております。緊急時の連絡先が、例えば、1番、2番、3番ぐらいの方で連絡先が載っております。

それから、支援介護が必要な理由ということで、いろんな形で、この方はどのような状態なのか。それから、例えば身体障害者の方でしたら何級を持っているとか、そういう情報がここに出ております。これは個別情報で、福祉課のほうに全て保管をされておりますので、災害時には、これがすぐに見られるということになります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、福祉課長のほうから、災害時にこの災害リストの個別計画書が提供をされるということで、非常に安心をいたしました。

それで、災害時の避難勧告ということで、情報の伝達ということが非常に大切になってくると思います。中には、耳の悪い方とか、なかなか放送が理解できない方というような方もいらっしゃるかと思いますが、そういう人たちに対して、要援護者の支援計画の中でも、伝わりやすい情報という言葉がうたわれています。その辺について説明をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） ただいまの御質問でございますけれども、具体的にはなかなか難しいことだと思います。

実際、発災をして、その災害のレベルというんですか、大きさにも非常によると思うんですけれども、福祉課においても、そういう多くの方がもし被災をした場合には、要援護者ということではなくて、私どもは全体を見なくてはいけないと、まずそこがあると思います。

例えば、避難情報とか、そうしたものが出た場合には、この計画の中ではそれぞれ、例えば認知症の方、あるいは視覚障害のある方、聴覚障害のある方、肢体不自由のある方とか、いろんな形の中で、その方にどうした伝達の方法がいいのかということが全てここに網羅さ

れております。各関係者とともにもそれを見まして、この方にはこういう伝達方法がいいとか、そういうことを申し合わせておりますので、これに基づいて伝達等をさせていただくと、そんなような配慮をさせていただいております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） それでは、次に6次産業化ということで町長のほうから説明があったことについて再質問をさせていただきます。

いろいろ売れるものづくりということで、フレーバーティーとか、お茶を使った洋菓子等、そういうものの開発をされていて、非常に、それがこれから新しい川根本町の特産品になっていくという可能性というのは感じますが、この6次産業化を行うに当たって、新しく農業と林業、観光と結びついたことをやって、自分の経営を安定させたいと考えられる方に対して、例えば財政的な支援、窓口となって国のほうへその計画を上げる、そういうようなことについての取り組みは現在されているのでしょうか、その辺について伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。

○商工観光課長（羽倉範行君） 現在、売れるものづくり事業ということで、町単独でやっておりますが、また県のほうと国のほうに補助制度がありましたら、その辺も調査しながら支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、商工観光課長のほうから前向きな御答弁をいただきました。

国のほうで認定されますと、非常に有利な融資も受けられるということと、県のほうでも窓口を一本化して6次産業化を進めているということでありますので、当町においても、経営の安定化という面からも、新しい産業の雇用の場の創出という面からも進んだ取り組みをお願いしたいと考えます。

次に、3番目のことについて質問させていただきます。

先ほど町長は、歴史的資産、これ山城とか水力発電の建物というようなことで捉えられていて、豊かな自然ということでは、南アルプス、大札山のアカヤシオ、シロヤシオのようなことも述べられておりました。この中で、町長がエコパークの指定が来年6月にされるということをおっしゃっております。非常にそれは町民にとって新しい誇りであるし、財産であるというふうに考えます。

その中で、静岡市などにおいては、エコパークの認定に当たって、関係団体との協議会等を立ち上げ、エコパークに認定されたら、この地域はどういうに変わって、人がどういうふうに入ってくるか、今後どういうふうにしていったらいいかという取り組みをされるようがあります。本町において、補正予算の中でDVDを作成し、公共機関で上映して認知するというようなお話がありましたが、もう少し踏み込んだ対策が必要ではないかということで、

協議会の立ち上げ等についての考え方をまず伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今おっしゃったことは当然ながらやらなければいけないという思いで対応をしているということですが、静岡市のほうが若干進んでおるといような状況もあるものですから、いろいろとその辺の状況も聞きながら、もう少し活発にやらないと、実は登録されたときに全てが間に合わないという状況では何もならないものですから、それ以前に対策だけは万全の対策を練りたいということで、今おっしゃった協議会等の設立も、当然ながら必要になってくるというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） ぜひ協議会の立ち上げということは、検討していただきたいと考えます。

これに関連しまして、エコパークの認定をされるに当たって、今新聞紙上を非常ににぎわしているリニアの中央新幹線の問題があるというふうに考えます。

一つの例で、インドでエコパークに認定される予定になっていた自然遺産というものが、高速道路ができるということで、認定がそのままされないままになっているという事例が、新聞紙上に出ておりました。これについて専門家の方も、リニア新幹線が南アルプスの真ん中を通ることに対して懸念を呈されています。川勝知事も新聞紙上で、生活排水の出ることによって河川の汚濁等、流量の変化等について心配しておりますし、専門家は、貴重な動植物に対して影響がでるといふようなことを考えております。

この辺についての考え方、町長の考え方について伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の問題は新聞紙上でも、また近隣の市町でも問題を投げかけております。

その中で、県を中心になろうかと思いますが、静岡市、島田市等々と協議会を立ち上げて検討するという方向性が、今現在定まったということですが、まだまだ大きな発表がないものですから、具体的な態度はとれないということがありますが、いろんな詳細等、いろんな調査も行っているようですので、その発表の前に近隣の市町と相談しながら対応していくということに今現在はなっております。

まだ具体的にこのような動きはありませんが、そういう方向で進むということは間違いありません。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） ありがとうございます。

先ほど、歴史的資産ということで町長が触れられました水力発電関係の建物、私も考えているのは、やはり関係あるつり橋、久野脇の発電所、水路橋なども、これから重要な産業遺産になっていくと考えられます。

その中で、今現在は通行どめになっております青部の吊橋についての町長の考えを伺わせていただきます。

青部吊橋については、7月26日の県議会の大池県議の質問に対して、「知事が貴重な観光資源である。南アルプスの景観形成にも一役を担っている」ということでお話があり、もう少し、地域、行政、中電を交えて話し合いをする必要があるのではないかとということでおっしゃっております。知事のそういう答弁もあったかと思いますが、現在は撤去されないまま安全の確保のために通行禁止になっております。

中電の考え方としては、やはり不要なものであるから撤去したいという考え方が基本のようであります。もし譲渡先が見つければ、それは考えるというようなお話も所長から伺っております。もし、中電から、この橋を町が維持管理するというようなことを持ちかけられた場合、鈴木町長は、歴史的資産というものは非常に大切なものということを考えていらっしゃいますので、その辺について現在の町長の考え方を伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） この関係につきましては、詳細を深く承知はしておりませんが、私が聞いたところでは、今現在白紙の状態であるということは、地元の皆さんの意向が重要になってくるといふふうにお聞きしております。青部地区の皆さんの意向が重要だと。そういうのを聞いてから判断すべきだといふふうを考えておりますので、今現在は白紙ということであるようにございますので、そのようなことで。

最終的には、当然ながら地元の意向を聞いて判断するということになると思っております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、それは県知事も言われているとおり、やはり地元の意思を確認しながら行政も中電も話し合いの場を持ちなさいという指示が出ているかと思います。ですので、今町長が言われたように、地元の人たちの考え方、思いというのが非常に大切になってくると思います。行政もこの中に入り、地元の人たちと中電との間に入って、お互いに意見を交換しながら、一番いい方向に持って行っていただきたいといふふうを考えます。これについては、前向きに検討をしていただきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 質問をしてください。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） すみません。そういう場を持つ考えはあるかということをお伺いします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 行政が一方的に判断できるという案件ではないと思っておりますので、当然ながら、そういう場を持って対処していかなくちゃいけない。これはあくまでも非公式ということではなくて、公開してでもやるべき問題かなといふふうを考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） それでは、次の質問に対して再質問をさせていただきます。

教育長が先ほど申しされていた一般論ということでメリット・デメリットということをお

っしゃっております。全協の教育長の挨拶の中にありました、私は非常に、あ、素晴らしいことだなというふう感じたことがありますので、この辺について教育長からもう一度お考えを伺います。

中山間地における教育のデメリットというものは、メリットに変えられるというようなお話をされておりましたが、この辺について、一般論ではなく教育長の考え方を伺いたと思います。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 一番最初の挨拶のときに、デメリットをメリットに変えられるというお話をしましたけれども、正確には、デメリット視されていたものをメリットに変えるというような、そういう教育システムというのも当然あり得るんじゃないかという意味合いで私はお話をしました。

実は、先ほど来お話ししているように、先進的な教育システムをとっているところがあります。ですから、中山間地といえども、従来型の小規模の中で、非常にいい結果を生んでいるところがありますから、そういうところのものを参考にしながらという意味合いです。ですから、そういうものを参考にしながら、デメリット視されているものをメリットというか、いいものに変えていこうという、そういう考え方でおります。

○議長（中田隆幸君） 再質問ありますか。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） ありがとうございます。ぜひ、デメリット視されているというものをメリットに変える教育。学校があるから子供がいるのではなく、子供がいるから学校があるというようなお話がありますので、ぜひ、子供の教育力、素晴らしい子供を育てるための教育の施策の展開をお願いしたいと思います。

3番目の子育てしやすい環境等の整備・充実についてということで再質問をさせていただきます。

先ほどの町長の答弁の中で、今後、地名保育園、若者定住、子育てしやすい環境というのは当然、保育ということもありますので、若者の定住を促進するに当たっては、子育てしやすい環境の整備というのは非常に重要になってくるというふうに考えます。

中で、保育所運営委員会として、地名保育園の再園も検討していただくという前向きな答弁をいただきました。非常にありがたいことだと思います。

それで、今現在、藤川保育園が子育て支援センターとして利用されておりますが、検討する間に、地名保育園においても、子育て支援センターとしての役割を地名保育園が担うことができるかということと、地名保育園の開放日が月に2回になっておりますが、その辺の開放日をもう少し増やして、子育て、まだ保育園に上がっていない子供たちの育児相談というようなものに充てられるかどうか、その点について伺います。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） ただいまの中澤議員さんの御質問でありますけれども、私、6月

に同様の質問を受けたという記憶をしておりますけれども、その後、藤川にあります子育て支援施設の職員にもお話をしまして、ぜひともこれはいろんな形で前向きに検討をしてほしいという投げかけをして、今答えというんですか、その考え方をもらっております。

まず、子育て支援施設は今藤川地区にありますけれども、ここはまず町のほぼ中央にあるということで、これはどの方も比較的利用はしやすいということで今1カ所設けております。

地名につきましては、地名保育園は今休園中でありまして、これは施設の管理をするという目的で今開放しているということで、あくまでも支援センターという位置づけではないということ、まず御理解をいただきたいと思っております。

その上で、開放がどのようになっているかということでありますけれども、22年度が年間35回、23年度が年間32回、それから24年度が年間27回、25年度につきましては、今御存じのとおり、月2回開放をしております。

その中で、現状を見ますと、年々地名の利用者が増えてきている。これは先ほど町長の答弁にありましたとおり、地名で今46名という児童数がいるということで、非常にここは増えているということをセンターの職員も認識をしております。

その中で、生まれたばかりのゼロ歳児の方が16名いらっしゃいます。非常にやっぱりこれはいいことだと私は思うんですけれども、その中で、子育て支援センターを利用されているお母さんというのが、若いお母さんになるわけですけれども、正社員になっている母親の方が割と多いと、実質として。それを見ますと、大体子供が生まれてから1年ぐらいで仕事を復帰されるということになりますと、この子育て支援センターというか、地名の保育園を利用する方が見込が立たないような状況だということになります、実績として。

支援センターの考え方としても、今、地名の休園している保育園を、支援センターとして使用するのではなくて、行く行くは藤川での活動というのを一本化していきたいという考えがあります。当然、福祉課としても、そのような考えではありますけれども、それを踏まえての支援センターでの考え方ですけれども、福祉課としての考え方ですけれども、柔軟にそれに対応して開放日を増やしていてもいいのではないかという意見もあります。

しかし、その必要が一体どこにあるんだろうか、毎週決まった曜日に開けてあげたらいいのではないかという意見もあります。

その必要があるかという意見については、非常に広い川根本町であります。地名ばかりというんですか、地名に、今藤川にあって地名のほうばかり開放していいのか、あるいは北部のほうというんですか、千頭とかそちらのほうにもたくさんお母さんいらっしゃいますので、そちらのほうの配慮も必要ではないか。そこで、いろんな形の中で考えがありまして、要は大事なことは若いお母さんというか、子育ての支援をしていくというのが非常に大事なことであります。

そこを考えて、いろんな形で今模索をしておるんですけれども、正直、本当にこれが支援につながっていくかどうか、答えが出せないでいるというような状況であります。

ただ、地名の今の町長の答弁にありましており、地名保育園をこれからどうしていかかというお話につきましては、保育所運営委員会等でお話をさせていただいて検討していただくということになろうかと思っておりますので、そこら辺も含めて福祉課としては検討させていただきたいと、そんなように思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 最後の質問になりますが、私が藤川保育園にある子育て支援センターのようなものを、地名にというふうに考えましたのは、若い母親が、藤川の子育て支援センターに行った帰りに、これは交通安全の面もあるんですが、地名のところで対向車を待っていたら、後ろからダンプに当てられたというような事故がありまして、やはりかなりリスクがあるのではないかということです。うちの娘も今厄介になっていますが、そういうことで、なかなか子供を連れてここに来る、それはしょうがないことだと思うんですが、リスクがあるわけです。

ですから、より利用しやすいようなことを考えていただくのも行政の仕事ではないかというふうに思って質問をしたわけです。もし何か答弁があったら、最後にお答え願いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 答弁ありますか。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 地元の中澤さんですので、よりの確な詳しい説明をいただきました。先ほどの答弁で申し上げたとおり、やはり今地名地区が中山間のモデルになるかもしれないというぐらい、先ほどは小笠原村の話をしましたけれども、そういう位置づけで考えると、前向きに考えていく必要があるというふうに考えておりますので、福祉課ともども検討していきたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） いいですか。

○5番（中澤莊也君） いろいろありがとうございます。前向きな検討をよろしく願いしたいと思います。これで私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） これで、5番、中澤莊也君の一般質問を終わりにします。

なお、ここで暫時休憩に入りますが、再開は1時15分としたいと思います。

休憩 午後 零時13分

再開 午後 1時15分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

それでは、10番、鈴木多津枝君の発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

安倍首相が成長戦略と名づけた臨時国会が終了しました。しかし国民の間には、日増しに現政権への不満や危機感が広がっています。国民の知る権利や、報道の自由を奪う特定秘密保護法が参議院選での自民党公約にもなかったのに、何が秘密かも明らかにしないまま、デモをテロというような大臣がいる内閣で強行成立しました。多くの著名人や知識人が反対の声を上げ、1年後の施行を中止させようと全国各地で廃止を求める闘いが繰り広げられています。

福島では、まもなく3年目を迎える今も30万人を超える方々が不自由な避難生活を余儀なくされています。中でも放射能汚染によりふるさとを追われた人々の心を逆なでするように、原発汚染水の度重なる流出に目をつむったまま、世界に向かって汚染水はコントロールされていると強弁し、財界、米国と一体となった原発再稼働や、世界に売り歩く安倍政権の姿は異様としか言えないものです。

消費税増税でも、見せかけだけの景気回復をつくり出す金融政策で、国民の大半は物価高騰のあおりを受け、高齢者は繰り返される年金削減や医療、介護負担におびえ苦しんでいることなど目もくれないで、弱い人ほど負担が重く、逆進性の強い消費税増税を来年4月から8%へ引き上げる宣言をしました。多くの識者が、景気後退の警鐘を鳴らすのを逆手にとって、景気対策などといって無駄な大型公共事業や法人税減税など、さらなる大企業優遇に5兆円もばらまく方針です。

今年8月に実施された生活保護基準の引き下げに続き、さきの臨時国会終盤で、生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法が可決され、受給者を遠ざける水際作戦の強化が法制化されました。TPP参加への暴走、中国や韓国との圧力外交などなど、平和も暮らしも破壊する安倍内閣の暴走政治に、多くの国民が不安を感じ始め、世論調査では与党の支持率の急落が続いています。

主権者国民を無視した暴走国政の今こそ、住民を守る防波堤としての地方自治体の役割が重要です。広報12月号に載った鈴木町長の決意である、「心がふれあう感動のまちづくり」の記事の中で、実現するための3つの積極的な取り組みの第1に挙げられた、安心して住めるまちづくりに勇気と希望を感じた町民は少なくないと思います。

また、最後に書かれていた「皆さんの声をお聞かせください」との呼びかけや、「小さな川根本町だから小回りが利くし、町民の積極的な町政参加で、よりよいまちづくりができると信じています」との訴え。町長自身が町民の聞き手になり、「お聞かせいただいた声のできる限り町政に反映できるよう努めます。町民の皆さんの笑顔と活力があふれ、一人一人がこの町のことを誇りに思う、そんな心がふれあう感動のまちづくりの実現に向け尽力していきます」との約束と、町長の底抜けに明るい笑顔や、経験を積み重ねられた真剣なまなざしの写真などに、懸命に生きている川根町民に大きな希望を与え続けることを願って、通告した質問を行います。

1点目は、突然打ち出された情報通信基盤整備再計画についてです。



町長就任からちょうど1カ月後の11月14日、企画課広報情報室より経過説明と、今後の再整備計画の説明が行われました。まだ固まった話ではないので、もっとしっかりした説明をするとの約束がされ、誤解を招かないよう報道を慎むよう牽制する声が飛び交いましたが、その後、新たな説明もないまま、12月議会の一般会計補正予算に4,494万円もの情報基盤整備事業調査設計業務委託料が計上され、積算根拠をただしても、ケーブルテレビの建設単価の見積もりをもらって当てはめたもので、具体的なものではない旨の答弁しかなく、町長からも、現在白紙ということで聞いてもらいたい。IT基本法にのっとり、この町でどんな整備ができるか調査するというので受け取ってもらいたい。この町に合ったITを、今整備しておかなければならないなど、曖昧な説明で議会もきちんと議論することもなく、開会初日の5日に、私以外の全議員の賛成で可決しました。

しかし、12日には、NTTより来庁され考えを聞いたと報告があり、資料配付と説明がされました。それによると、公設民営でNTTが受ける可能性は、NTTが運営できる最低条件の設備使用であり、三十数億円かかるなどと、3年前と同じことが書かれていることや、プロポーザルには手を挙げる可能性もあるなどと、不明瞭な説明で、前回にも強く求められた通信事業者が責任を果たすよう、国やNTTへ本気で交渉するべきとの声に応えたものとは、到底思えないものでした。

そんな中、15日には、鈴木敏夫町長直筆と思われるサイン入りで、「無線を活用した新たな高度情報基盤整備に着手します」と書かれたチラシが、一般新聞に折り込みされました。この一連の経過を見ると、11月には、まだ固まったものではないと言っていた、現在検討している事業計画なるものが、もう固まったものとなってしまったのかと、疑問を抱かざるを得ません。

再び町民不在で進めようとしているとしか思えないと不安の声を寄せる町民を代表して、2点について質問します。

1点目は、前回計画が破綻した反省及び今回の計画との違いについてです。

2点目は、町民の理解をどのように得る考えかについて伺います。

次に、大きな2点目の26年度予算編成方針について、町民の生活支援・負担軽減の観点から、以下の問題に対する町長の考えを伺います。

1、消費税増税による公共料金への影響について。

2、国保税値上げ回避について。

3、介護保険料値上げ回避について。

4、学校給食費の引き下げで、子育て支援を。

5、就学援助の拡充を。

6、奨学金の拡充を。

7、大鐵運賃の補助を。

8、地区や住民からの要望に的確な対応を、の8点です。

6月議会や9月議会などで、佐藤前町長において質問したのもたくさんありますが、鈴木町長の町民を守る姿勢を確認したく通告しました。前向きな答弁を期待しまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、鈴木多津枝議員の質問にお答えさせていただきます。

前半は私の公約のことをおっしゃっていただきました。私は、その公約は必ず守るというつもりで答弁をさせていただきます。

まず、1番でございますけれども、前回の計画が白紙になった要因の一つは、町民の皆様が財政的な負担を心配されたということが、大きな原因だというふうに思っております。

整備費については、補助金、合併特例債、地域振興基金の活用により、驚くほどの負担ではないということは、ある程度御理解をいただいたというふうに思っております。維持管理費については、補助制度もなく、全世帯を光ファイバーで結ぶという計画でもあり、災害に弱いという御指摘や無線の有利性を指摘される御意見もありました。今回の計画では、高速無線を採用することで、光ファイバー敷設に必要な電柱使用料の支払いや、道路工事の際に必要な電柱移転時の支障移転費の減額を見込むことができます。

2つ目は、町民の理解をどのように得るのかという質問でございますが、これは行政からの情報が町民の皆様に正確に伝わらなかったということが大きな原因だというふうに思っております。説明不足という御指摘を受けましたが、これは行政、それと議会、それぞれ若干反省をしなければならない部分もあるというふうに考えております。

まず、行政の責任が最も大きく、町民の皆様への説明、情報の提供が圧倒的に少なかったというふうに考えております。説明会は24回開催したということでございますけれども、説明会後の町民の皆様からの御意見、御質問に的確に答えることができず、説明が後手後手に回ったと言わざるを得ません。

また、議会の皆様も、町民の皆さんへの説明が的確であったかという疑問を、私は持っております。この事業は特殊な事業ということもあり、事業内容に関する知識が議員ごとに大きく違い、議会全体の議論がスムーズに進まなかった。結果として、議会としての町民の皆様への説明も不足をしてしまったということもあったというふうに思っております。今回、事業計画を進めていくに当たって、私が一番力を入れていきたいのが、この部分でございます。

まず、行政が町民の皆様に説明していくためには、職員全員が事業について理解をしなければならないと考え、全職員を対象に計4回の説明会を行いました。2日間という短期間でしたので、出張や研修など、職務の都合で出席できない職員を除き、約100人がこの説明会に出席をいたしました。職員に対しては、事業の概要をよく理解し、地域に帰り町民の皆様からの質問に答えられるよう指示をいたしました。

当然、担当課からの情報発信は、さらに回数を増やし内容も充実させていきます。1月か

ら始めていく町政懇談会へは、担当部署の職員を毎回配置させます。また、これから進めていく調査・設計業務についても、進捗状況ごとに議会の皆様に説明し、町民の皆様へもお知らせをしていきたいというふうに考えております。

議員の皆様へも、積極的に説明会を開催し情報をお伝えするという考えのもと、既に説明会を2回開催、今後も行政主導で説明会を開催し、行政と議会が情報を共有できる体制をとっていききたいというふうに考えております。議員の皆様も、共有した情報を、積極的に地域の皆様にお伝えしていただきたいというふうに思っております。町民の代表者である皆様の積極的な御活躍も期待をしているところでございます。

前回の説明不足という反省に基づき、今回は、行政、議会がこのような形で町民の皆様へ情報提供し、事業への理解が得られるよう努めたいというふうに思っております。町民の皆様も、町政懇談会などの説明会に積極的に参加をしていただき、事業への御理解を深めていきたいというふうに考えております。

それでは、大きな2番目の、消費税による公共料金への影響についてをお答えをさせていただきます。

消費税増税による公共料金への影響について、水道料金についてお答えをさせていただきます。

消費税増税により、一般家庭への影響を試算しますと、メーター器の口径が20mm、使用量50 $\text{m}^3$ では、基本料金10 $\text{m}^3$ では53.1円増額の1,911.6円、超過料金11 $\text{m}^3$ から20 $\text{m}^3$ 12円増額の432円、超過料金21 $\text{m}^3$ 以上102.6円増額の3,693.6円となります。

納める水道料金は、6,030円、170円増額（2カ月分）になります。口径への大きさにより、基本料金が異なります。

このことから3%相当額は、水道料金で約200万円となります。

次に、水道料金以外の公共料金につきましては、今月総務省自治行政局から消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応についてという通知がありました。

内容につきましては、平成26年4月1日から消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応については、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえて、円滑かつ適正に転嫁されるよう所要の措置を講ずるよう技術的な助言がございました。

消費税率が引き上げられれば、当然施設運営に係る経費は上昇しますので、料金改定等を検討しなければなりません。後年で予定されております税率を10%への引き上げの際、導入するかどうか議論されております軽減税率等の扱いもございまして、今回の引き上げは行わない考えでおります。

国税の値上げ回避について御質問がございました。お答えをさせていただきます。

国民健康保険事業は、市町村が保険者となって職域単位で健康保険に加入できない方などを被保険者として構成し、医療給付等を行うことを主な目的としております。

国民健康保険事業運営に必要な予算は、まず医療費の支出総額を正確に積算し、これに基づいて一定の決まりに従って国庫支出金や交付金、一般会計からの繰入金等が算出され、その残りの財源を国民健康保険に加入している被保険者の世帯主が、それぞれ案分賦課された保険税を出し合うことで成り立っております。病気やけがなどで診療を受けたときの医療費などに充てるため、被保険者支え合いの制度でございます。

国民健康保険には、比較的低所得者層や高齢者の被保険者を多く抱えているという特徴があり、当町の国保におきましても、65歳以上高齢者被保険者の占める割合は45.1%と非常に高く、被保険者の高齢化は顕著であり、年齢が上がるにつれて1件当たりの診療費用額も増加傾向にあります。

平成25年度川根本町国保会計予算では63%と経費の大半が医療費であります。財源のうち保険税による割合は、全経費の16.4%で、国庫や県費などの公費負担が63%と大半を占めております。

しかしながら、これは制度の性質から来るものであり、やはり最も重要な財源は、被保険者の皆さんから納めていただく保険税が主体であります。

納付者の方に対する負担軽減には、保険税負担能力が低い低所得者の方に対する減免相当額を公費で補填する保険基盤安定制度のもとで保険税軽減分を、また、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するため、国保財政安定化支援事業費等を一般会計から繰り入れての負担軽減があります。

不況の影響や地域経済の冷え込み、被保険者の高齢化等の影響を受けやすい国民健康保険の財政状況から、今後の方針としては、まずは、被保険者一人当たりの調定額の維持など、一定の基準をもとに、後年の被保険者の負担の平準化をしていく方針で考えております。

国保会計は医療費状況によって左右されると思いますが、財源事情によって支出となる医療給付を削減したり、縮小したりすることはできないという難しい事情を持った運営事業でございます。

また、医療費には不測の動きをする要素を抱えており、今後、急激な医療費の高騰などがあった場合などにおいては、今回の補正でもお願いしたように、支払準備基金の取り崩し等を検討し、支払準備基金の残高状況によっては、税率等をあわせて、一般会計からの法定外繰入も検討しなければならない状況にあるかと考えております。

ただし、一般会計からの法定外繰入には、中長期的な国保財政の安定化に資するための措置に充てるなどの一定のルールを持って対応すべきで、一般会計法定外繰入の検討を必要とする際は、国保運営協議会委員の皆様や町議会議員の皆様にも御協議をいただくことになるというふうに考えております。

また、医療費の上昇を防ぐことは、国保税の調定額を低く維持していくということにもなり、被保険者一人一人の負担を軽減することにつながることを考えます。

そのため、適正受診の必要性、特定健康診査や特定保健指導事業等をはじめとして、町全

体の保健事業を、保険者も被保険者も一緒になって充実した展開を図ることも重要で、被保険者の皆様の健康維持増進につながって、結果的には医療費の高騰を防ぐものと考えております。

また、適正な被保険者の把握、医療費の動向の正確な把握と積算、保険税収納率の向上なども、結果的に国保税の負担軽減、国保税値上げの回避にもつながっていく重要なものであるというふうに考えております。

それでは、介護保険料値上げの回避についてのお答えをさせていただきます。

以前から御説明させていただいておりますとおり、この介護保険制度は国・県・町の負担割合による歳入に加え、利用者の保険料により財源が確保され運営されており、現在の保険料は平成26年度までの3年間の計画に基づいて算定されているものであります。

この決められた保険料をいただくことで、この制度が安定的に運営されておりますことは、既に御承知のとおりであります。

まず御質問は、平成26年度予算編成方針に係るものでありますので、3年間で1期としている今期の介護保険料につきましては、平成26年度においては変更することはできませんので、あらかじめ御了承をいただきたいというふうに思います。

来年度に策定されます第6期の介護保険事業計画につきましても、今期と同様に制度のルールに基づいて保険料を設定させていただくものですが、これまでの介護給付費の伸びを考慮いたしますと、今後の保険料の増額はやむを得ないものだという認識は持っております。

しかし、これまでの保険料の算定ルールに従い、あくまで決められた負担基準の中で保険料を設定すべきであり、現状においては町の一般財源を負担基準以上に充当し、保険料を軽減するという考えはしておりません。

なお、国の次期の介護保険制度の見直しにおきましては、全国的に介護保険料が上がっていくという見通しの中、所得水準に応じた保険料設定におきまして、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に細分化し、さらに低所得者に対して配慮した保険料とすることが検討をされているところでございます。

また、介護保険料につきましては、以前から説明させていただいておりますとおり、今後も介護予防の面に全力を注ぐとともに、介護認定者の増加や、介護度の重度化を抑制し、給付費の増加を極力抑えることにより、結果的に保険料の増加を最小限に抑えることを目指していくというものでございます。

4番、5番、6番は、大変申し訳ないんですが、教育長のほうから説明をさせていただきます。

7番目の大鐵の運賃の補助の関係でございます。お答えをさせていただきます。

大鐵への運賃補助についてお答えをさせていただきますけれども、当町にとって大井川鐵道というものは貴重な観光資源であり、なくてはならないものだと認識をしております。

非常に観光事業としての要素が大きい鉄道ではありますが、一部の方にとっては、日常の

移動手段としても大変貴重なものであることも確かでございます。

そうした方々が大井川鐵道を利用して移動する際に、町で運行しているバスとの運賃格差是正し、移動にかかる費用負担の公正性を確保するために、北部地域の一部の地域を対象に、現在、運賃助成を実施しているところでございます。

この助成制度の拡大という点につきましては、現在、見直しに向けた協議を開始いたしました。町営バス路線の再編とも絡め、まずは町民の方の移動の現状及び需要を把握することが必要というふうに考えております。

そうした点を把握するためとして、南部地域にお住まいの方々を対象とし、11月にアンケート調査を実施いたしました。現在、静岡大学で集計作業を行っているところでございますけれども、その結果をもとに、現状で町民の方々は、どのような移動をされているのか、また、どのような移動を行いかという点を明らかにした上で、鉄道・町営バス・デマンドタクシー、また、スクールバスや福祉有償運送も含め、どのような外出に対し、どのような方法で、どこまで支援をしていくかというような、町全体の公共交通体系を考える中で、議員が提案される大鐵の運賃助成の拡大についても一つの方法として、必要性を検討していきたいというふうに考えております。

最後の質問の8番ですが、地区や住民からの要望に的確な対応をとというのがございます。答弁をさせていただきます。

まず、地区からの要望につきましては、年度初めの区長会で各課の事業内容の説明とともに、主に土木事業の要望書の提出をお願いしております。土木関係の要望につきましては、建設課で対応し、土木関係以外の安全施設や地区街路灯などは総務課で対応しております。

安全施設などの要望で予算が不足した場合など、補正予算をお願いし、できるだけ要望に応えられるよう対応してきたつもりでございます。消防施設につきましては、消防団から要望を受けて対応しておりますが、消火栓からの水漏れの小修繕につきましては個人からの連絡でも対応をさせていただいているというところでございます。

次に、土木事業要望につきましては、まず要望された事業を町が実施すべき工事と、県が実施すべき工事とを区分しております。

町が実施すべき工事については、区からの優先順位、緊急度や事業効果を考慮して、地域のバランス、一時期に集中することのないように配慮するとともに、国や県の補助事業につきましては、補助金の内示があり次第、速やかに発注するよう心がけております。

緊急性の高い工事箇所につきましては、小規模修繕工事により優先的な工事を実施しております。

また、その後の状況などにより追加の要望が生じた場合には、随時要望書を受け付けております。なお、県で実施すべき工事につきましては、島田土木事務所川根支所、志太榛原農林事務所等に要望を行い、実施をしておるところでございます。

先ほど、すみません。町政懇談会の件ですが、1月から始めるということを申し上げます。

たけれども、実は12月26日、今年から始めるというような計画を持って、地区には連絡はとってあります。申し訳ありません。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 鈴木多津枝議員の2項目めの4から6について答弁いたします。

学校給食費について答弁します。

学校給食費に係る経費については、学校給食法第11条により負担者が定められており、施設設備費、人権費は設置者である市町村が、その他の経費としての食材費は、保護者が負担とされています。

給食費の値下げについては、将来の財政見通しが不確定なため、平成25年度と同額の据置きとしたいと考えております。

就学助成の拡充についてお答えいたします。

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施及び教育の機会均等の実現を目的として、川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱を制定し、必要な支援を行っております。

準要保護児童生徒の認定に際し、「前年度の収入額が当該年度の需要額の1.3倍未満の者を対象とする」とされている認定基準を、「前年度の収入額が当該年度の需要額の1.5倍未満の者を対象とする」に改正し、制度の拡充に努めたいと思います。

6の奨学金の拡充についてお答えします。

奨学金制度の多くは、勤勉意欲がありながら、経済的理由により就学が困難な生徒や学生に対して、学習の機会均等を図ることを目的としています。

その運営は、日本学生支援機構や都道府県教育委員会、市町村教育委員会をはじめ、学校法人や公益団体、民間団体など、多岐多数にわたっています。

また、交付を受けた奨学金の返済が不要な給付型奨学金制度も見受けられますが、日本の奨学金のほとんどは、返済の必要な貸付型奨学金であることが実情です。

川根本町では、川根本町育英奨学金条例で、向学心に富みながら、経済的理由により就学困難な状況にある生徒・学生に対して、奨学金を貸与する制度を設けております。制度の概要は、奨学金として月額1万円以内を交付し、返済期限は卒業後5年以内となっておりますが、これからも有為な人材を育成・支援することの必要性から、「奨学金1万円以内」を「奨学金2万円以内」に条例の改正を視野に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ただいまより再質問をさせていただきます。

1番目に、情報通信の格差解消のために、最低限の情報基盤整備、それと同報無線のデジタル化をあわせて行うと言っていますけれども、行政活用というのは、今回の事業には考えていないのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） お答えいたします。

行政活用ということですが、今補正で組んでいただきましたものは、最低限の情報基盤を各家庭につなぎ、町をネットワークで結ぶための事業者の公募と、その後の、その事業者による設計・調査の金額です。

そして、その後、国、県等の補助をもらうには、最低限町のほうからその情報基盤を通して、住民の方に伝えなくてはいけない情報が盛り込まれてきます。そのときに町のほうでできる告知放送、それと防災システムで言えば、緊急時の放送等を盛り込まれる形となると想定しています。その後の細かいアプリケーションは、町がどのように使っていくか。それは今、各課によって課題となっているものを解決するために、どのようなシステム、アプリをつくれればいいのかということで、それ以降に盛り込んでいくという形になります。

現時点では、国の補助基準に合致したものを、事業者が提案していただければ、それを承認していただければ、そういう皆さんに最低限の情報を与える機能は備えた基盤整備ができるものと考えています。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 最低限の情報基盤整備ということ、町長が何回も強調されているものですか。お聞きしたんですけれども、今回の4,494万円の委託費には、その後、町が今言われたいろいろなアプリを、医療とか福祉とか学校教育とかに使うものまでは、整備の面については入っていないということですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 現時点で考えているものは、防災システムということになりますと、当然今の皆さんの戸別受信機に代わるものとして、各戸に配置されますものは、現在音声で使われているものが、音声と画像、動画、そのようなものが入っていければ、一つの防災行政無線に代わるものとして、大きなものになると想定はしています。

それと、あとは実際に提案事業者の内容によりまして、国のほうの審査を受けなくてはいけません。その中に盛り込まれる内容が、国の基準に合った形をつくらなくてはいけません。ただ、その内容につきましては、まだ提案等も出ていませんので、出た中で、そこで町のほうで審査をして、先に進めていく形になると考えます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 高速ブロードバンドと超高速ブロードバンドの違いを教えてください。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 現在町のほうで行っていますのは、あくまでも国の補助に合う形のもので、ですから、30Mbps、その機能をくんだりで持ったものを整備していくということが今の考えです。それは無線であれ、有線であれ、その機能には変わりはありません。



それが今の国のほうの事業に合った整備の能力といいますか、伝達の能力の形となります。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 情報通信基盤の情報環境の整備というか、拡充というのは、私も大事だと思っています。格差がないようにしていくべきだと思いますけれども、それをまだまだ町民の人たちに納得されない状況で推し進めていくということには、私は賛成できないものですが、もっともっと町が整備しようとしている事業の内容というのが、もっとわかるように説明をしていただきたいと思います。

先日、全協で、11月14日にいただいた資料には、かなり詳しいものが入っていたんですけども、今の質問でも、結局、町長が言われる最低限の整備と、企画課長が言われている活用を期待する内容というのは、かなりずれがあるのではないのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 今、議員のおっしゃったずれというのではなくて、情報の基盤ですよ。今進めようとしている調査・設計は、まず、本当に町を漏れなく、地域によつての情報の格差もないように、世帯によつての差もないように、収入によつても使える使えないの差がないようにするための、最低限の基盤という意味です。

それを活用して、これからいかに、それを皆さんに提供するか、それがこれから、もう一つまた工夫して、行政としても考えなくてはいけないし、住民の方にも、何が必要ですかと、どういう利用方法を求めていますかということも求めています。ですから、町長のおっしゃる、これから進めようとするものと、今企画のほうでこれから考えているものは、差があるものではございません。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） そうすると、そういう企画が考えているものが、町長の最低限の整備の上に企画としても考えていきたいということだと思っておりますけれども、それは15億と示された設備費、整備費に、さらにプラスされる金額があるのでしょうか。それとも、15億の中でやれるということなのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） アプリにつきましては、このアプリが最初から入っていますよということは、現時点では中には入っておりません。実際これから、ここで運営をしていきますよという、そういう事業者が公募をかけて手を挙げてくれたときに、その中から、いろんな提案が出てくるものと思います。その中から、町が取捨選択をしていって、新しいものを組み入れるときには、また新たな予算はかかってくるものと、そういうふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 現在町内のインターネットの環境というのは、どういう状態なのか、把握していることをお答えいただきたいんですけども、公共施設間を結ぶ光のネット

ワークはできているということを説明いただいています。現在の環境で足りないことは、どうということなんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 今回町で進めようと思っている基本に、やっぱり教育関係、教育それぞれのもの、それをつなぐ。つなげるものは、今有線で学校関係と、役場と、それと町の出先機関等を結ぶものが入っております。

そして、現在、私が光の関係、情報基盤でつかんでいますものは、LTE、無線による民間事業者のサービスが一部始まっているということは聞いております。それは、全町を網羅するものではなくて、一定の規模の人口が密集した、この上長尾地区もそうだと思います。千頭地区もそうだと思います。そういうところには、LTEによる新たな情報の、通信量が増えたものは出ております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 前回、住民投票の代わりに行ったアンケートでは、利用しているという回答が、5,145件の回答の中で2,845人だったわけですが、利用していないという回答も2,289人で44.5%と、インターネットに対してですけれども、ほぼ半々というところだったわけですが、問題は、加入したいかという質問に対して、したくないが66.4%、したいは28.2%しかなかったということで、前回の計画は断念したんだと思うんですけれども、まずこういうことが原因で断念されたと思うんですけれども、今回の計画では、町民の意向をどういうふうを確認するのか、アンケートなどをとるお考えかどうかお聞きします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） これは、これから運営事業者のほうに大きく提案の中でかかわってくるものだと思います。

インターネットそのものにつきましては、それは町の施設を運営する事業者が、各個人個人の方との契約となります。町のほうが提供する公共のサービスとは、またインターネットは別の形となります。

ですから、現在ADSLでつないでいる方が、この光の新しいサービスに入るかどうかというものは、基本的には、町としても運営事業者が手を挙げてくれていただいて、町として予算を認めて、事業の執行を認めていただければ、その中で運営事業者も、恐らく営業努力をして皆さんにお知らせをしていくことだと思いますし、町としても、運営事業者が経営が成り立つように、皆さんにお知らせをして、加入をしていただけるような広報活動もしていかなければならないと思っています。

現時点で今、アンケートとかというものは、現時点ではまだ運営事業者も何も決まっていますので、ちょっとお答えすることはできませんけれども、年明けに決まった中で、提案

の中をいただいてから、その中で、運営事業者と町のほうとで、一生懸命検討を重ねながら、よりよい事業となるように、皆様にまたお知らせをして御協力を得たいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） そのお知らせをして御協力をしていただきたいという時点で、アンケートは考えていないんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） きょうまでは考えていませんでしたので、一つの提案として受けとめまして、できる形を考えていきたいとも思います。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 前回の計画で、年間運営費というのが示されたんですけども、人件費や保守修繕費、電柱使用料などで5,000万円かかるというのを、インターネットの利用料金月4,000円で1,000人が入ると年間4,800万円入る。それから、地デジテレビ、これはもう現在は必要ないんですけども、その当時の計画では、地デジテレビ放送利用料金が月500円で200万円の計5,000万円で賄えるという計画が示されましたけれども、今回は、この運営費について、町はどのように考えているのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 前回と大きく違うところが、高速無線というものがあります。今、経費として当然考えられるものは、前回の計画で有線として結んだときの経費と、今考えています無線を活用できる経費とは、大きく異なってくると思います。中継局等を設置して、実際に無線がどこの家庭まで、確かに確実に届くかということを経験から、またそれぞれの現場での調査によってわかってくるものと思います。

ですので、現時点では、金額的に今回の無線と有線をつないだものが幾らですというものは、はっきり言って、中継局が何本になるのか、実際に、それぞれの他社、中電さんが持っている柱等に線をかけたりする場合、それを何本必要なのか、そういうものがはっきりしてこないことには、その維持費としての予算計上はできません。それを調査するために、現在補正予算で認めていただいた、手を挙げてくれた運営事業者が、それを調査設計していく中で、数字的なものを明確に出してくるという、そういう計画で考えております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） プロポーザルで決める運営事業者というのは、施設が整備されてでき上がって、それから実際に運営するときも、その事業者が運営をする事業者になるということですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） はい、そういう形になります。実際にこの町でできるという事業者がないことには、幾ら設備だけを整備しても、とてもこの地域ではやっていけないよという事業者になってはいけませんので、この地域でやっていただけるという事業者を、まず

手を挙げていただいた中から選考して、その運営事業者ができる設備、できるお客さんとのつながり、それらをやっていただくためには、まず運営事業者。その方々の営業努力によって、この地域で新しい高速無線と、町で考えています同報無線のデジタル化と、その機能を合わせたものやっていただくという形になります。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 運営事業者の努力によってというのが何度か繰り返し言われているんですけども、町からの運営に対する支出というのは、全然考えていないということですか。運営努力でツープイさせるところをプロポーザルで見つけていくよという、そういう考えなんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 運営がすぐに成り立つかどうか、それも現時点ではわかりません。実際に運営事業者が手を挙げていただいたときに、最低限、加入者の数にもかかわってくると思います。それとインターネットは入ってくる方がいれば、当然そこに運営事業者の収入となりますので、そういうものがかかわってきます。それでもなおかつ経営自体はちょっとできませんよとなったときに、町としては知りませんよとは言えませんので、当然、運営事業者が提案をしていただいたときに、そのような何年かの運営を見据えた中での支援といえますか、あくまでもつくるものは、町の公の施設を運営事業者が借りて運営するもので、皆さんのサービス提供のために必要な金額、支出が発生してくることは想定をしております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 同報無線のデジタル化に合わせて、高速無線の双方向端末を全世帯に配備するという説明がありましたけれども、今年、戸別受信機がない世帯に配布した防災ラジオでさえ既に電源を切っている人が多くて、苦情も来ています。どのような機能を持つ端末を考えているのかお聞きします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 機能という答えになるかどうかわかりませんが、あくまでも現在、各戸に入っている同報無線、その代わりになるもの。それは音声だけではなくて、緊急時の放送、画像、緊急時には音が出る、動画が出るというのは、今の同報無線の戸別受信機の代わりになるものとしては、当然考えられます。ただ、同報無線のデジタル化だけのためにやるのではなくて、情報基盤整備のためにやる、あわせてやる事業ですので、その中の機能としては、やはり町からの情報を伝達できるものを運営事業者の方にも提案をしていただきたいという、一定の規模の仕様書といいますか、そういう形を出した上での公募をいたしますので、最低限大きな事業費をかけてやるものですから、住民の方が将来にわたって使えるものを持った機器、そういうものは皆さんに提供していくことが大事だと考えています。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長は、全く白紙から考えていくというか、構築していくんだということを言われていらっしゃるんですけども、運営事業者のプロポーザルで示す町の要望みたいなものはあると思うんですよ。これだけのものを構築したいんですけども、どのような形で、どれくらいでやるかというふうにして公募するんじゃないかと私は思うんですけども、その中で、例えばテレビ電話ができる、戸別受信機同士だったら無料でできるとか、そういうことをやっている自治体もありますし、それがいいかどうかわかりませんが、町がそういうことまで、そこまで想定して公募をするのかどうか、その点をお聞きします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） この事業は、国・県等の助成をいただいてやるものですから、当然、国の補助基準に見合った告知の方法。告知ができる機能を持った施設、それを頭に入れていかななくてはけません。それは一つの条件として、公募するときには、国のちゃんとした補助対象に見合う整備となるようなものとしては、お願いをしていく形になります。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） テレビ電話は入っていないんですか、それには。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） テレビ電話が義務化されているとか、そういうことは聞いてはおりませんので、それは一つの機能としてはあるかもしれませんが、国の補助対象で義務化ということは聞いておりません。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長のチラシに「調査結果がまとめ次第、町民の皆様にお知らせしていきます」と書かれていて、スケジュール表には住民説明会が1月初旬からで、前後してプロポーザルによる運営事業者の選考、委託契約の締結という表が示されていましたが、このスケジュールで町民の意見を反映できるのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 実際非常にタイトなスケジュールになっています。ですので、最初に地域の懇談会でお伺いして説明できる内容と、時期を追って説明できる内容に差異ができることは、どうしても今のところ避けられないと思っています。

ただ、地域懇談会の中での御意見を聞く以外にも、皆様には情報を出していくという、そういう意味合いで、皆さんに意見を求めるということは続けていかななくてはならないと思います。ただ、最初に来年年明けに手を挙げてくれた運営事業者が示された、その提案内容を、まず町のほうで、その運営事業者にお願いするという形が認められるかが一つの大きなところですので、そのサービスの内容を、まずお知らせすることはできると思います。

その後は、やはり運営事業者が実際に必要な中継局とハードな部分ですね、線を引くところ、無線でつなぐところ、電源はどこから持ってくるか、障害木はどここの木を切らなくちゃ

いけないとか、そういうものは、その後いろいろ発生してくるものだというふうを考えておりますので、運営事業者が出すサービスの内容を、まず皆さんに認めていただいて、その公表はできるものと思います。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 1番目の質問で最後になりますけれども、まだまだわからない点がいっぱいあるわけです。結局、まだ決まっていないというのが本当で、プロポーザルやって業者が決まって、業者がどういう計画を出してくるか、その中のどれが一番いいと認めて委託契約するか、そこら辺が全くわからないわけですが、私はどんなにいい事業をやっても、どんなにお金を使っても、やっぱり町民の人たちが、一番必要とする人たちが利用しないよとか、できないよとかという状況では、本当に箱物になってしまうと思うんです。

だから、前回の反省に基づけば、何がなんでも町民の人たちに説明をして、理解を求めて進めていくということが私は一番大事で、前の2人の議員の人たちの答弁の中で町長は、誤解されないような議員のお知らせをお願いしますみたいなことも言われましたけれども、その点では、私も十分に気をつけながらやっているんですけども、それにしても行政の情報出し方というのは遅いなと感じています。本当に1枚印刷をして、増す刷りして新聞屋さん頼めば済むことなのに、何でこんなにやらないんだろうというふうに思います。

まだ本当に、そういう努力が足りないということを最後に指摘いたしまして、本当に町民に理解される事業でなければ私は賛成できないということを明らかにして、最初の質問を終わります。

それから、2点目のほうに移りますけれども、予算編成方針について、総合計画の本町の将来像である水と森の番人がつくる癒しの里、川根本町豊かな自然、お茶と温泉に彩られた誰もが安心して暮らせるふるさとの実現を掲げています。

広報12月号の町長の決意でも、心が触れ合う感動のまちづくりを推進するために、1、安心して住めるまちづくり。2、農林業が元気で、豊かな経験、自然を生かしたまちづくり。3、交流とふれあいのまちづくりの3つの柱を掲げておられます。

先ほどいただいた答弁をこの方針に照らして再質問させていただきますけれども、1点目ですけれども、消費税による公共料金の影響について、水道料金の説明がありました。約200万ぐらいの増税になるのではないかというふうなことで、多分そうだろうと思います、8%で。

それで私は、消費税というのは本当に低所得者ほど負担が重く逆進性が強い性格だということで、その批判を受けて国は、10%時から軽減税率の導入を公言しています。町民の暮らしが一番よくわかる身近な行政だからこそ、国に先駆けて暮らしに欠かせない公共料金である水道料金の消費税据え置きを打ち出し、国へ範を示すべきではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 社会情勢とともに、水道事業の運営状況は変化していくことから、水道料金の改正につきましては、水道運営委員会において審議して、御意見をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当に包括的というか、中身が余りよくわからない答弁で。

水道料金の消費税は、現在でも仮に使用料が1億円、ほぼ1億円ちょっとですけれども、年間にすると仮受け消費税は500万円ほどになるわけですね。そして、当分工事が続くということですので、仮払い消費税を控除すれば、国へ支払う消費税額は、補助金や一般会計繰入金などで消費税分も上乘せして入ってくるものですから、引き上げなくても十分今の500万円の仮受け消費税額で、たとえ8%に上がっても、多分10%になっても大丈夫じゃないかと思うんですけれども、どうですか。

ごめんなさい。もう一回言い直します。

どうですかじゃなくて、町が支払い消費税として持ち出さなければ、値上げしなければ持ち出さなきゃいけないということはないんじゃないですか。

○議長（中田隆幸君） 誰か答弁を。総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） 消費税の考え方は、先ほどの町長の答弁にもありますとおり、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税ということでありますので、課税業者である水道事業については、当然、消費税を反映させるべきだという考えで、今回の発言をさせていただいております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 画一に考えて、負担増を避ける考えはないということですね。

それでは、2点目、3点目、あわせて国保税と介護保険料の値上げ回避についてですけれども、6月議会、9月議会でも一般会計からの繰り入れを求めてきました。

国保税については、被保険者一人当たりの調定額の維持など、一定の基準をもとに後年の被保険者の負担の平準化をしていく方針であるとの答弁が先ほども行われました。そのためには基金の取り崩しだけではなく、一般会計からの繰り入れも検討すると答えているんですけれども、今回は明らかに国保税の引き上げも、先ほどの町長の回答に入っていました。

私は、今、国保の加入者は本当に負担が限界だということを、佐藤町長のときにずっと言い続けてきました。農家や自営業者など所得が不安定な家庭や年金生活者が主で、収入に対する負担は、社会保険料など、他のどんな医療保険料よりも高くて、収入の1割を超える世帯がほとんどという過酷な状況になっています。値上げをすれば、お医者さんに行くのを我慢して重症化を招くことにもなりかねない、その点についてどう考えていますか。

○議長（中田隆幸君） 答弁を。生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 今現在、被保険者の皆様から保険税を納めていただいております。

りますけれども、先ほど町長の答弁にありましたとおり、その保険税で賄う財源は十数%であったかと思えます。その被保険者の皆様の負担をより軽減するために、国や県からの公費が補填されて、今運営がされているところです。

保険税の値上げの回避につきましては、法定外繰り入れのところ、ちょっとお答えさせてもらいますと、法に定められた一般会計からの繰り入れにも一定の基準があります。やはり各保険者が、一般会計からの法定外繰入等を検討する必要がある際には、どのような状況になったときに、どの国保事業の中で充当させていけばよいか等を十分に協議することが必要なことかと考えます。

例えば、うれしいことではありますけれども、特定健康診査の受診率、うちの町は46%くらいで、県内でも第3位というふうに高い受診率であります。でも、まだ必要な方の半分しかお受けになっていないし、受診率の目標値までも行っておりません。この特定健康診査の受診率が高くなってくると、受診者数が増えれば増えるほど、一般財源の持ち出しも大変大きくなるという、今そういう流れもあります。国や県の健診費用に対する補助内容が、実際の事業費に比較して小さいということからも来ております。

また、国保、保険者としてではなくて、町が行政として丸々医療費の自己負担額を無料化するとかというような施策を打ち出した際も、一般的に約3割ほど医療費が上昇するというような分析結果もあります。

こういうような一般会計の法定外繰入とか、基金の取り崩しとか、そういうことも広く考えて、税率の改定にしましても、保険者と行政、そして国保運協の委員の皆様、町議会議員の皆様に町で定めるルールを合わせて御協議いただいて、十分協議を行っていくべきと考えます。

ちょっと回答になりませんが、すみません。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ここで議論している時間はありませんので、次に進みます。

先ほど町長は、介護保険料について、介護保険制度を安定的に運営されているのは御承知のとおりだというふうな答弁がありましたけれども、介護保険制度では、国が今、軽度の認定者を介護保険給付費が増えているのを抑制するという目的で、介護保険から外す改悪を進めています。

実施されれば、町にとっても町民にとっても重大かつ深刻な問題であり、黙って見過ごすわけにはいかないことです。重症化を押さえる、給付費を抑えるとか、給付費を極力抑えるなどということを防いでやっていくということですが、本当にそれは予防の取り組みは必要なんですけれども、必要なサービスを使うことで、保険料が上がるというのは、国保税以上に住民の方々は、介護保険料については敏感に感じておられます。保険料が上がらないように、現状で町ができる負担軽減について工夫を求めたいんですけれども、現在第5期介護計画の基準月額、第4期の3,530円より830円増の4,360円になっています。県内35市



町の順位も、8位から10位に上がっています。

一方、当町より施設が充実している島田市では、前回、その前のとき、第4期のときに11位だったんです。3,600円の基準額から400円しか増えないで、現在の第5期で4,000円で、県内で一番低い介護保険料基準額になっています。

このことから見ても、保険料の値上げは、サービスの充実より高齢者の増加が大きな原因であり、いかに予防事業に力を入れるかが重要であるということがわかると思います。そのためには、現在の保健師さんや看護師さんなどの、当町の体制、直接高齢者と向き合える職員を増やしていくことが一番重要ではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 言われました予防の関係、これは非常に大事でして、やはり専門的な知識を持ったそういう皆さんを、やはり対応していくことは当然必要というふうに思っております。

特にこのような中山間地では、先ほども一般質問のお答えをいたしましたけれども、この町が病院だというふうな感覚のもとでは、当然ながら専門のそういう皆さんに指導をいただきながら対応ができるような組織づくりは当然していくべきだということで、増員も含めて検討すべきだというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 介護サービスを受けると介護保険料が上がるよということが、とても皆さんの中に心配事になっている点もあります。第6次事業計画が来年度策定されると思うんですけれども、所得段階に今9段階を設けているんですけれども、各所得段階の所得要件を工夫して、9段階というのも当町の工夫でやっているわけですけれども、負担軽減を図る考えがないかお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） ただいまの御質問の保険料の段階の問題ですけれども、今、標準が6段階で、当町は9段階設けております。次期の介護保険の計画の中で、今国が考えているのが、今標準6段階を標準9段階に広げるという施策を考えております。

具体的な内容につきましては、今低所得者のための割合が0.5という割合があるんですけれども、そこを第1段階で0.3に下げると。0.5から0.3。今うちは0.5が一番下ですけれども、それが0.3になる可能性があります。それから、上が今現在第6段階が最高で、うちの町が裁量で1.62でやっていますけれども、国がそれを最高の第9段階で1.7に広げるということで、低所得者の方の一番下が0.3で、所得のある方については1.5から1.7に広げるということを考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 9段階にしたのは、当町独自の軽減策じゃなかったんですか。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） そうですね。今現在の国の標準が6段階で、町の裁量で9段階にしていると。今度は国は標準が9段階になって、それをまた広げるのが町の裁量ということになります。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、まだまだ町の裁量は、これから検討していかれるということで期待をしております。よろしくお願いいたします。

次に、学校給食の負担軽減では、9月議会でも無償化を求めたんですけども、ただいま教育長より9月議会と同じように、学校給食法第11条に定める負担に基づいて徴収するというので、現在の方針を変える考えはないようなお答えがありました。

年間2,000万円ほどの徴収額なので慎重になるのはわかりますし、法律があるということ、それを準拠したいという思いで答えられたんだと思いますけれども、やってはいけないと、軽減してはいけないということは何も法律に書かれていなくて、現実にはたくさんの自治体が無料化にしたり、減額をしているという自治体が幾つもあることも9月議会で披露させていただきました。子供が多いほど親御さんの負担が重くなるということで、これは学校教育法の観点からというよりも、町の子育て支援の観点から、何らかの軽減策をとってもらえないかな、子供が本当に一人でも多く産んでいただきたい、この町のことだからと思うんですけども、私、前回質問をしたら、期待の声を何人かのお母さんたちにも寄せられました。町長の考えはどうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 教育長が先に答弁したものですから、改めて一緒に検討して、いい方向に進むように、また、いろんな方法があったら教えていただくことも必要かなというふうに思っておりますので、積極的に指導のほうをお願いしたいということ、こちらのほうからお願いします。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 涙が出そうなお答えで。

5点目の就学援助制度については、これまでも繰り返し要望してきたことが、先ほど教育長から改善されるという答弁をいただきまして、本当によかったと思っています。ぜひ、周知について、新学期前に申請書を配布するなどの自治体もありますので、受けやすくするための工夫を考えていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長（藤森 敦君） 就学援助費の拡大については、先ほど教育長からケースを1.3未満を1.5未満に拡充するというので答弁がありました。

これに向けて、平成25年度中に諸手続要綱の改正等を行いまして、平成26年度から運用できるように努めていきたいと思っております。

(「周知について」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長(藤森 敦君) この件については、特に小学校、中学校の校長会等にもお知らせをして、学校内でも理解していただくように。それから、もちろんお知らせをしていきたいと思います。

○議長(中田隆幸君) 10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 父兄のお知らせといえますか、申請しやすいように、申請書を新学期に配っている自治体もあるんですけども、そういうこともやっていただけますかということですか。

○議長(中田隆幸君) 答弁を。教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長(藤森 敦君) これまでは、そのような周知の手順は行っていませんでしたが、制度が改正したということも踏まえて、お知らせはしていきたいと思います。

○議長(中田隆幸君) 10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 奨学金の拡充についても、先ほど教育長から、少し前進の回答がありました。返済期間の5年間についても、ぜひ所得がまだ給料が少ない時期での返済ですので、見直していただきな、そして給付型というのも日本には余りないんですけども、それも9月議会で、ないわけではなくて、やっているところもあるという実例を示しましたので、ぜひまた相談をさせていただきたいなと思いますけれども、検討をぜひお願いいたします。

最後に、大鐵運賃補助についても、町長が検討していかれるというお答えがあったんですけども、本当に町営バス料金並みで、町内の駅を乗ることができれば、町内で唯一、旧中川根と旧本川根をつなぐ交通機関ですので、大鐵の危機的な運営の改善には、ちょっとこれではほど遠いかもしれないんですけども、町としても応援するよう、たくさん乗れるように手だてをつくるよというアピールになりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それと、最後ですけども、地区からの要望についてちょっと時間の許す限り。

何件あって執行率はどれくらいなのかというのがわかるでしょうか。

○議長(中田隆幸君) 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長(澤本勝美君) 区からの優先順位、緊急度、事業効果等を考慮しまして工事のほうを着手しております。12月13日現在で、各地区の要望箇所数138件中、対応済みは29件、今年度今から工事をやる予定が14件、今年度工事できなかった箇所につきましては、翌年度のほうへ予算を計上していきたいと考えております。

以上です。

○議長(中田隆幸君) 10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 地区の役員の皆さんは、毎年この要望を出すのに大変な苦勞をさ

れて、いろいろ下準備をして出していらっしゃるのを聞いています。そして、先ほど何か、かなり対応していただいているというふうな答弁だったかなと、町長の答弁を聞いていたんですけれども、やっぱり実施できない部分のほうが、はるかに多いという状況なんですね。その実施できない件について、地区への説明をきちんとやっているか、また、どういうふうにするか、見直しなどきちんとやっているかについてお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 要望箇所のついた一覧表を、3月の区長会のときに資料として提出しまして、来年度に予算要求するか、きちんと地権者の同意等を得てからやっていただくとか、そういう備考欄に記入して、区のほうへ報告をしたいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 島田市では、すぐやる課というのが設けてあると聞きました。課を設けるとするのは小さい町では無理かもしれませんが、専任の職員を配置して、また予算も増やして、できる限り、先ほど29件済んで、これから今年度中に14件ということで、本当に3割くらいの実施率しか、執行率しかないわけですから、ぜひもっと身近な事業はどんどんできるように、解決してやれるような体制をとっていただきたいと思っておりますけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 30分が過ぎましたので、これが最後となります。

答弁をお願いします。建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 先ほどの、要望138件中、今29件と言いましたけれども、そのほかにも小規模修繕で緊急に要した場合、100万円以下の修繕工事を町道に関しても、農道、林道、河川等っております。

それで、町道につきましては、68件発注しまして、大体1,539万2,000円ぐらい。農道につきましては、8件発注で200万円ぐらい。林道につきましては、工事件数が49件発注しまして1,600万円ぐらい。河川工事につきましても、10件発注して220万円ぐらいの路面整正とか、そういう小規模修繕もっております。

そして、もう一つ、継続的な国庫補助事業、林道関係ですが3件、県単補助事業において継続的な事業を2件っております。これを追加します。

以上です。

○議長（中田隆幸君） これで、10番、鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

○議長（中田隆幸君） ここで、50分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（中田隆幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第2 議案第45号 川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定  
について

○議長（中田隆幸君） これから、日程第2、議案第45号、川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、鈴木多津枝君。

○第1常任委員長（鈴木多津枝君） それでは、定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

12月11日の本会議において、議案第45号、川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定について付託を受け、12月12日午前9時から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

まず、川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定についての概要について、担当課長より説明を受けながら進めました。

この条例は、本町で実施している地震対策事業に関する県からの財政支援は、毎年交付される大規模地震対策総合支援事業事業費補助金で行われてきましたが、本年6月26日に静岡県第4次地震被害想定が公表されたことに伴い、静岡県では、今までの大規模地震対策総合支援事業事業費補助金に代わり、新たに緊急地震対策交付金制度を創設することとなりました。

新しい制度では、平成25年度から平成27年度までの3年間、市町が緊急かつ重点的に取り組む事業を対象として、3カ年分を交付金として一括交付されるものです。

このため、交付金を今回創設する川根本町緊急地震対策事業基金に積み立て、今後、計画的に地震対策事業に充当していくため、基金条例の制定を行うものであります。

担当者の説明終了後、委員から質疑が行われました。

主たる内容を抜粋しますと、附則の第2条に残金は県へ返納するとあるが、事業費で出た差金は他の事業に使うことが可能かとの質問に対して、最終的にもしお金が余れば県に返さなくてはならないものであるとの回答がありました。

3年分で1億1,800万円が一括交付されるとのことだが、いつ交付されるのか。また、予定している事業を変更することはできるのかとの質問に対し、途中でも変更は可能である。今、内示が来た段階で、早ければ今月末に申請し、来年の1月末には入ると思われるとの回答がありました。

開発センター健康増進施設は、25年度に耐震診断、27年度に耐震工事となっているが、保

育所、集会所など公共施設で耐震診断が残っているものがあるかとの質問に対し、集会所は全部終わっている。耐震の必要がある公共施設としては、北小学校が唯一残っていると認識しているとの回答がありました。

AED（心肺蘇生器）は、学校には全て置いてあるが、救命率は10分以内との医師の話もあり、各地区に1台くらいないと間に合わない。各集会所やコンビニなどにも置くようなことも、この事業計画に入るか検討してほしいとの質問に対し、資機材更新、備蓄用食料整備は対象になっている。その辺も確認しながらやっていきたいとの回答がありました。

緊急の場合は一般財源を使うのでいいが、細かいものは変更できても、大きな事業変更は難しいのではないかとの質問があり、変更はできるが、計画的にやっていきたい。緊急性が急に高まった場合があれば先にやったり、順番を変えたりすることも当然あり得るとの回答がありました。

ほかにも幾つかありましたけれども、主には以上のことが確認されました。

審査の結果、採決を起立によって行いました。

起立全員で原案のとおり可決いたしました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。

委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第45号、川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第45号、川根本町緊急地震対策事業基金条例の制定については、委員長

の報告のとおり可決されました。



◎閉 会

○議長（中田隆幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成25年度第4回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでございました。

閉会 午後 2時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年12月18日

議 長 中 田 隆 幸

署 名 議 員 中 澤 莊 也

署 名 議 員 芹 澤 廣 行